Resona Group
ディスクロージャー誌 2013

りそなホールディングス
RESONA

りそな銀行　埼玉りそな銀行　近畿大阪銀行

りそなグループ経営理念

りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

お客さまの信頼に応えます。
変革に挑戦します。
透明な経営に努めます。
地域社会とともに発展します。

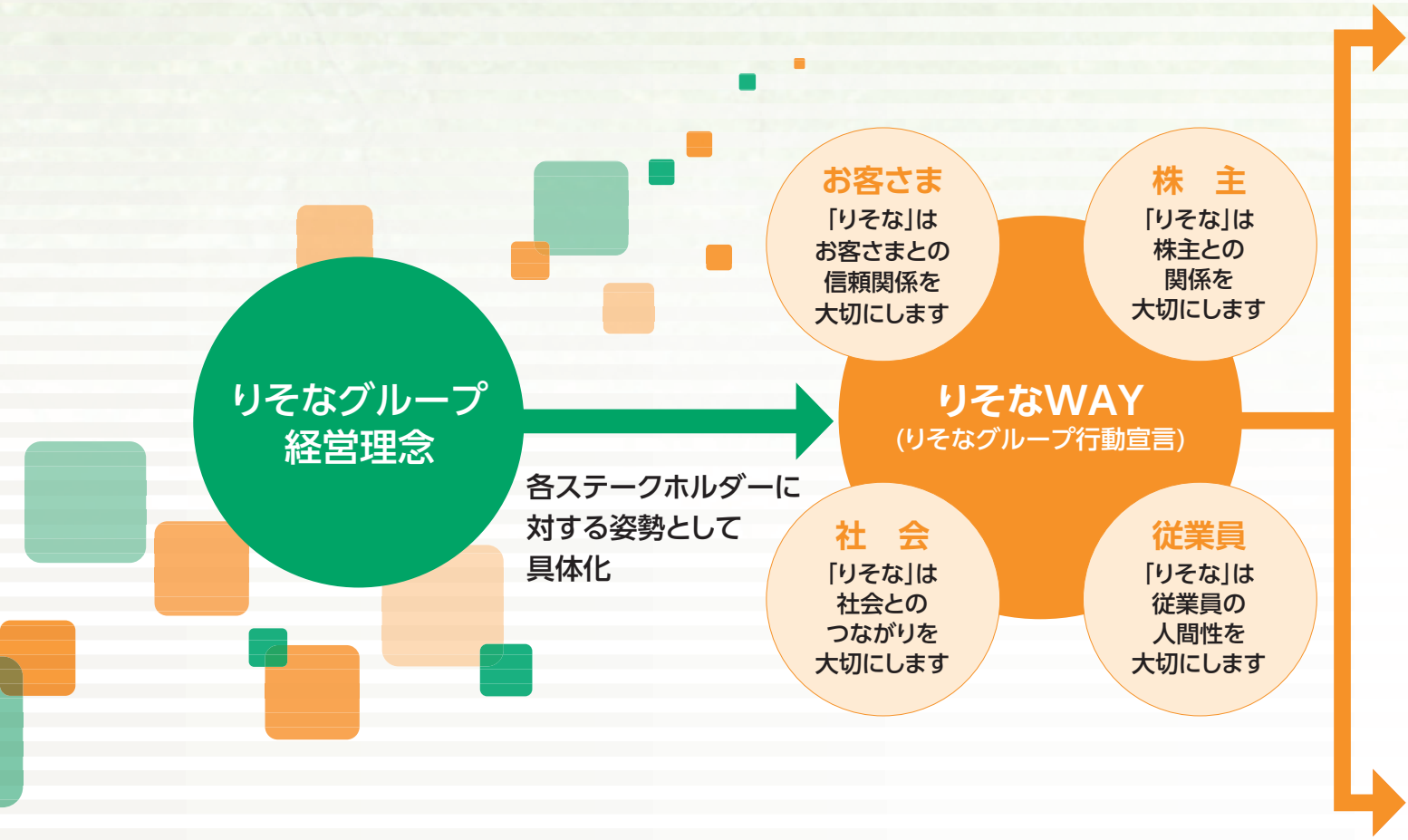

りそなグループCSR方針

「持続可能な社会づくりへの貢献」のために、「企業の社会的責任」として、下の7つの社会的課題に対する取組み方針をそれぞれ明確化したものです。

CSR経営 ＝ 持続可能な社会づくりへの貢献

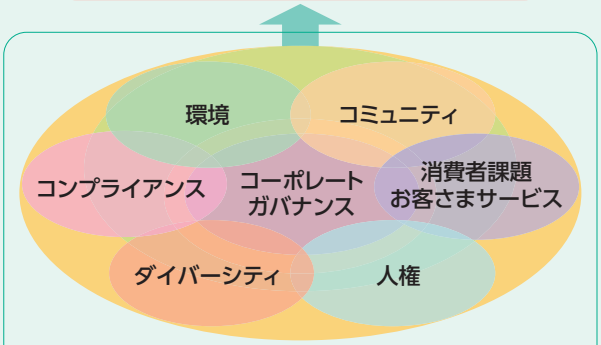

【7つの課題】

りそなブランド宣言

『りそなブランド宣言』は、みなさまへの「約束」を価値として実感いただけるよう表したものです。

Vision 私たち「りそな」が目指すもの

りそなグループは、ヒューマンコミュニケーションを大切にし、
お客さまひとりひとりの“満足を超える感動”を創造する
金融サービスグループを目指します。

Promise そのために実行すること

私たちは、お客さまの期待と信頼にお応えするために、
自ら気付き、考え、行動します。
きめ細やかなリレーションシップと最適なソリューション、
そしてスピード感あるサービスで、
お客さまの夢の実現に貢献します。

Slogan 「ビジョン」「プロミス」の思いを込めたメッセージ

新しいクオリティへ、新しいスピードで。 『りそな』
HUMAN COMMUNICATION

CONTENTS

りそなグループ

経営理念、りそなWAY、CSR方針、ブランド宣言、目次 …… 1、2
トップメッセージ …… 3
りそなグループの概況 …… 5
りそなグループ経営戦略 …… 7
今後の資本政策 …… 13
業績ハイライト …… 17
りそなグループのCSR（企業の社会的責任） …… 22
コーポレート・ガバナンス体制について …… 25
コンプライアンス体制について …… 31
リスク管理体制について …… 37
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …… 60
危機管理・業務継続体制について …… 66
自己資本管理体制について …… 68
内部監査体制について …… 70
グループ会社のご紹介 …… 71
開示項目等 …… 418
りそなグループネットワーク …… 443

りそなホールディングス

財務・コーポレートデータセクション …… 72
自己資本の充実の状況・バーゼルII関連データセクション …… 108

りそな銀行

財務・コーポレートデータセクション …… 154
自己資本の充実の状況・バーゼルII関連データセクション …… 210

埼玉りそな銀行

財務・コーポレートデータセクション …… 262
自己資本の充実の状況・バーゼルII関連データセクション …… 296

近畿大阪銀行

財務・コーポレートデータセクション …… 322
自己資本の充実の状況・バーゼルII関連データセクション …… 368
決算公告 …… 408

トップメッセージ

りそなホールディングス／りそな銀行

株式会社 りそなホールディングス取締役兼代表執行役社長
株式会社 りそな銀行代表取締役社長

東 和浩

皆さまには、日頃よりりそなグループをお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、本年4月1日付で、りそなホールディングスの取締役兼代表執行役社長及びりそな銀行の代表取締役社長に就任いたしましたことをご報告申し上げます。

2012年度の日本経済は、復興需要が景気の下支えとなるとともに、11月以降は解散総選挙、新政権誕生を経て、新たな政策への期待を背景に、企業や消費者の景況感に改善が見られました。

こうした環境下、2012年度のりそなグループ連結ベースの当期純利益は、投資信託販売や市場部門が好調に推移したことに加え、不良債権処理費用や税金費用が減少したことなどにより、前期比214億円増益の2,751億円となりました。これは、昨年11月にお示しした業績予想を451億円上回る水準であり、9期連続での黒字計上となりました。

りそなグループは、今年で公的資金注入から10年という節目の年を迎えました。この10年間に、「待ち時間ゼロ運動」や「店舗改革」、「5時まで営業」、「365日年中無休店舗の開設」など、これまでの銀行の常識を打破する、お客さま本位の取組みを中心とした「りそな改革」を断行してまいりました。

本年4月、りそなグループは、「次の10年」のスタートにあたり、経営体制を刷新いたしました。新体制においても、お客さまの役に立つためにりそながあり、「お客さまの喜びがりそなの喜び」であるという基本的な考え方のもと、改革を継続し、グループの機能を総動員することで、お客さまに最適な商品・サービスをスピーディーにご提供する「新しい金融サービス業」のビジネスモデルを構築してまいります。

本年5月、りそなグループは、経営の最優先課題の1つである公的資金完済の最終ステージに向けた『公的資金完済プラン』を公表しました。本プランは、残存する公的資金8,716億円の完済をより確実にするものであり、これにより、2017年度中を目処にこれまでにご支援いただいた公的資金3兆1,280億円の完済を展望しております。

りそなグループは、10年分の感謝を胸に、自立へ向けた第一歩を踏み出します。

りそなグループは、これからも透明性の高い経営を継続し、お客さまとともに前進し、変革を続けてまいります。何卒、今後とも皆さま方の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2013年7月

埼玉りそな銀行

皆さまには、日頃より埼玉りそな銀行をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

2012年度の埼玉県経済は、前半の緩やかな持ち直しの動きが後半に入り海外経済の減速等より弱含みましたが、年度末にかけては新政権への期待を背景に円高是正や株価上昇など、好転の兆しが見え始めました。一方、中長期的には少子高齢化や社会産業構造の変化等、先行きに不透明さがあります。

このような環境下、当社は、地域経済の発展に更に貢献を果たすため、お客さまニーズを起点とした行動改革の完成、環境変化を見据えたビジネスチャンスの創造等に取り組み、「地域と共に新時代を拓く一段上のリレーションシップバンク」の実現を目指しております。

法人のお客さまとのお取引では、事業を取り巻く様々な経営課題をお聞きし、積極的に資金供給を行うほか、販路拡大や海外進出など、お客さまの成長戦略や地域金融の円滑化を支える最適なソリューションをご提案しております。個人のお客さまには、コンサルティング営業の質を一層高め、信託などグループ機能も活用し、家計の見直しから資産運用、相続に至るまで、お客さまの豊かな人生設計をサポートする商品・サービスのご提供に努めております。

これからも、地域の皆さまからご支持いただける銀行、そして、地元埼玉と共に発展し続ける銀行を目指し、役職員一人ひとりが全力をあげて取り組んでまいります。

今後とも、一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2013年7月

株式会社 埼玉りそな銀行
代表取締役社長
上條正仁

近畿大阪銀行

皆さまには、日頃より近畿大阪銀行をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、本年4月1日付で、近畿大阪銀行の代表取締役社長に就任いたしましたことをご報告申し上げます。

昨年は、欧州債務問題に端を発する世界経済の減速、近隣諸国との関係悪化、大手メーカーの経営悪化に伴うリストラや受注の減少等により、私どものお取引先も少なからず影響を受けておりました。

今年に入り、金融緩和、財政出動、成長戦略の三本の矢、いわゆるアベノミクスの効果により、輸出産業を中心に業績へ明るい兆しが見え始めるなど、関西経済はプラスの方向に働き始めていると考えております。

このような環境のもと、金融サービス業や地域密着型金融の原点・基本に立ち返り、お客さまとの「きずな力」を深めていきたいと考えています。お客さまの成長や課題解決のお手伝いをしていくことで、お客さま・地域にとって当社や当社の社員が無くてはならない存在だと感じていただけるような関係をこれからも築いていきたいと思います。

当社はこれからも、お客さまとFace to Faceで向き合い、りそなグループのソリューション機能を活用したコンサルティング力を発揮することで「高品質でホスピタリティー溢れる金融サービスの提供を通じて、お客さまとともに成長し、地域経済の発展に貢献する銀行」を目指してまいります。

引き続き、皆さま方の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2013年7月

株式会社 近畿大阪銀行
代表取締役社長
中前公志

りそなグループの概況

りそなグループについて

りそなグループは、金融持株会社りそなホールディングスの傘下に3つの銀行を持つ、総資産約43兆円、信託財産約23兆円を有する金融グループです。フルラインの信託・不動産業務を展開し、グループの中核である「りそな銀行」、埼玉県で圧倒的なシェアを誇る「埼玉りそな銀行」、近畿を中心に128の有人店舗を展開する「近畿大阪銀行」が相互に連携し、お客さまに最適な商品・サービスをスピーディーにご提供する「新しい金融サービス業」としてのビジネスモデルを構築しております。

<りそなグループの概要>

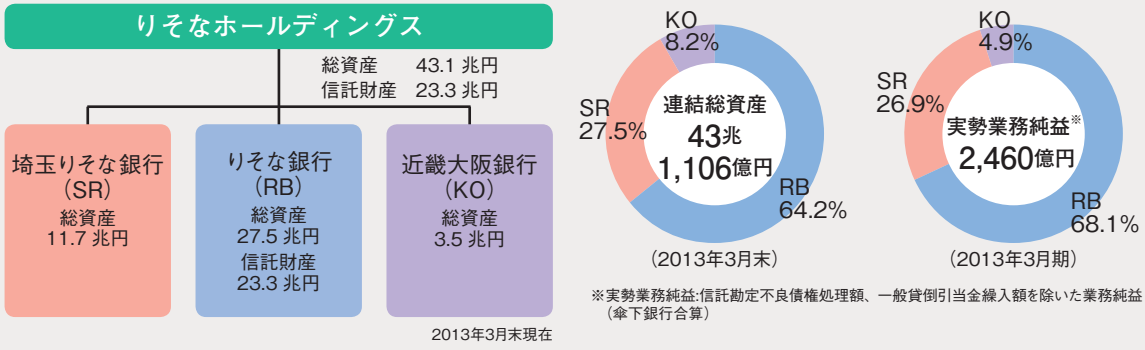

りそなグループの比較優位性

(1)強固な営業基盤

りそなグループは、経済活動や人口が集中する首都圏及び関西圏においてメガバンクに匹敵する店舗網を構築し、強固な営業基盤を確立しております。特に埼玉県における預金・貸出金の市場シェアは40%を超えるほか、大阪府でも20%近いシェアを獲得しております。

<りそなグループの営業基盤>

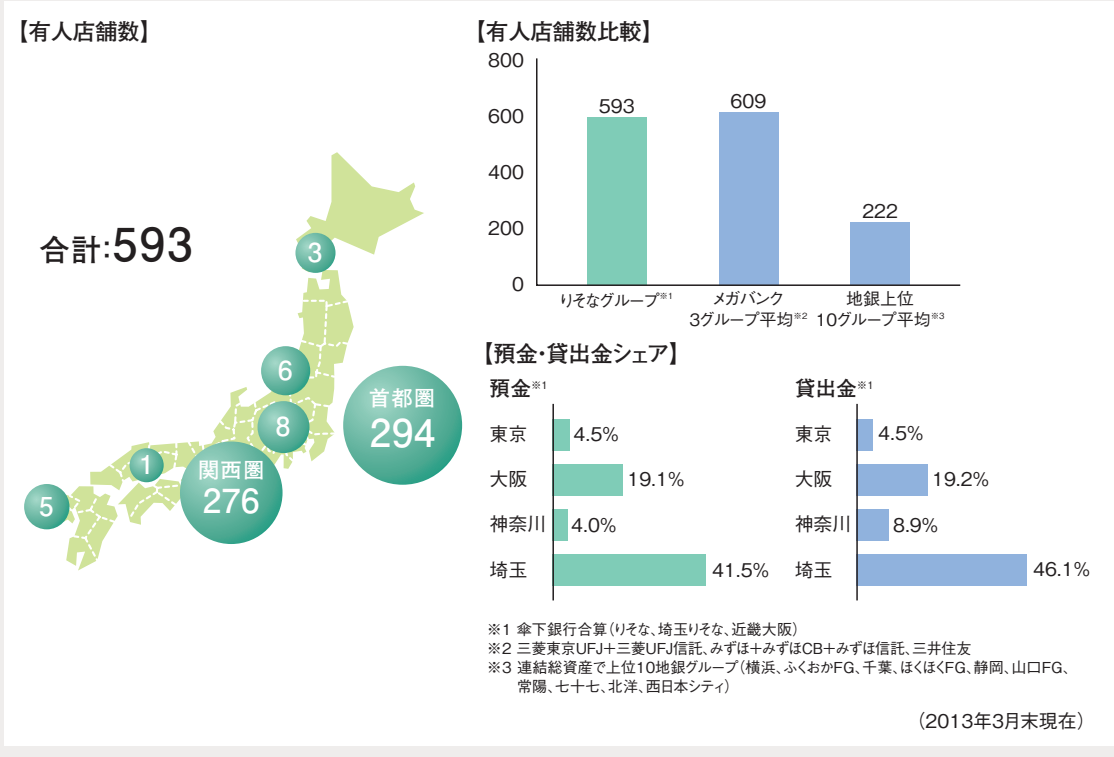

(2)スケールメリットによる効率性の確保

りそなグループの総資産は約43兆円で、主要な地方銀行と比べ、規模の利益を追求可能なスケールを有しております。また、リテール業務に特化した銀行でありながら、メガバンクグループや上位地銀と比較しても優位性のある経費率の水準を実現しております。

<スケールメリットによる高い効率性>

【連結総資産】
■総資産43兆円を有する日本で第4位の金融グループ

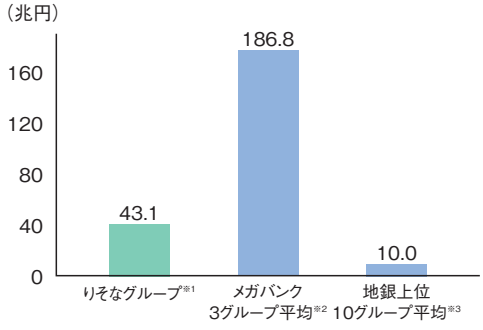

【連結営業経費率】
■高いオペレーションの効率性を実現

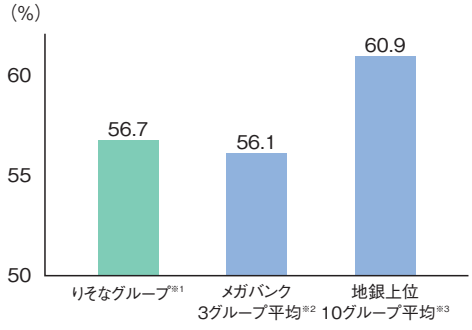

※1 りそなHD
※2 三菱UFJFG、みずほFG、三井住友FG
※3 連結総資産で上位10地銀グループ(横浜、ふくおかFG、千葉、ほくほくFG、静岡、山口FG、常陽、七十七、北洋、西日本シティ)

(2013年3月期)

(3)リテールバンキング業務への集中

貸出金は、約80%以上が個人と中小企業のお客さま向け、預金は、約60%以上が個人のお客さまで占められ、リテール業務に軸足を置いた貸出金・預金構成となっております。

<リテールバンキング業務への集中>

【貸出金構成(国内業務)】
■リテールに特化した貸出金ポートフォリオ構成

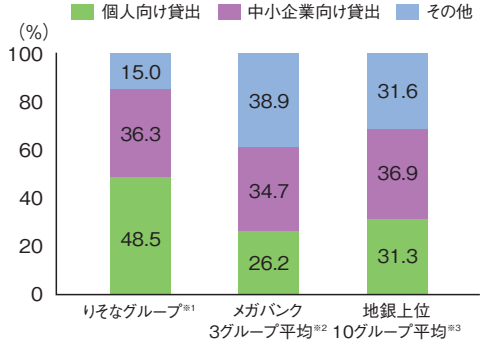

【預金構成(含む譲渡性預金)】
■60%以上を個人預金で構成

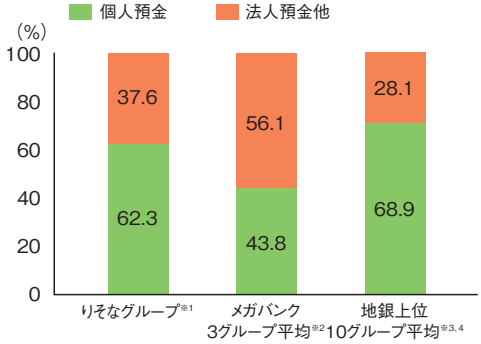

※1 傘下銀行合算(りそな、埼玉りそな、近畿大阪)
※2 三菱東京UFJ+三菱UFJ信託、みずほ+みずほCB+みずほ信託、三井住友
※3 連結総資産で上位10地銀グループ(横浜、ふくおかFG、千葉、ほくほくFG、静岡、山口FG、常陽、七十七、北洋、西日本シティ)
※4 一部非開示のグループを除く

(2013年3月末)

りそなグループ経営戦略

「新しい金融サービス業」としてのビジネスモデルを構築してまいります。

りそなグループは、2012年11月に新たな「経営の健全化のための計画」を策定・公表いたしました。
本計画期間においては、計画全体を貫く力点として経営改革のＡＣＬを継続し、国内リテール分野における様々な変化を新たなチャンスと捉え、引き続き2つの基本戦略に取り組んでまいります。

＜経営改革の力点と2つの基本戦略＞

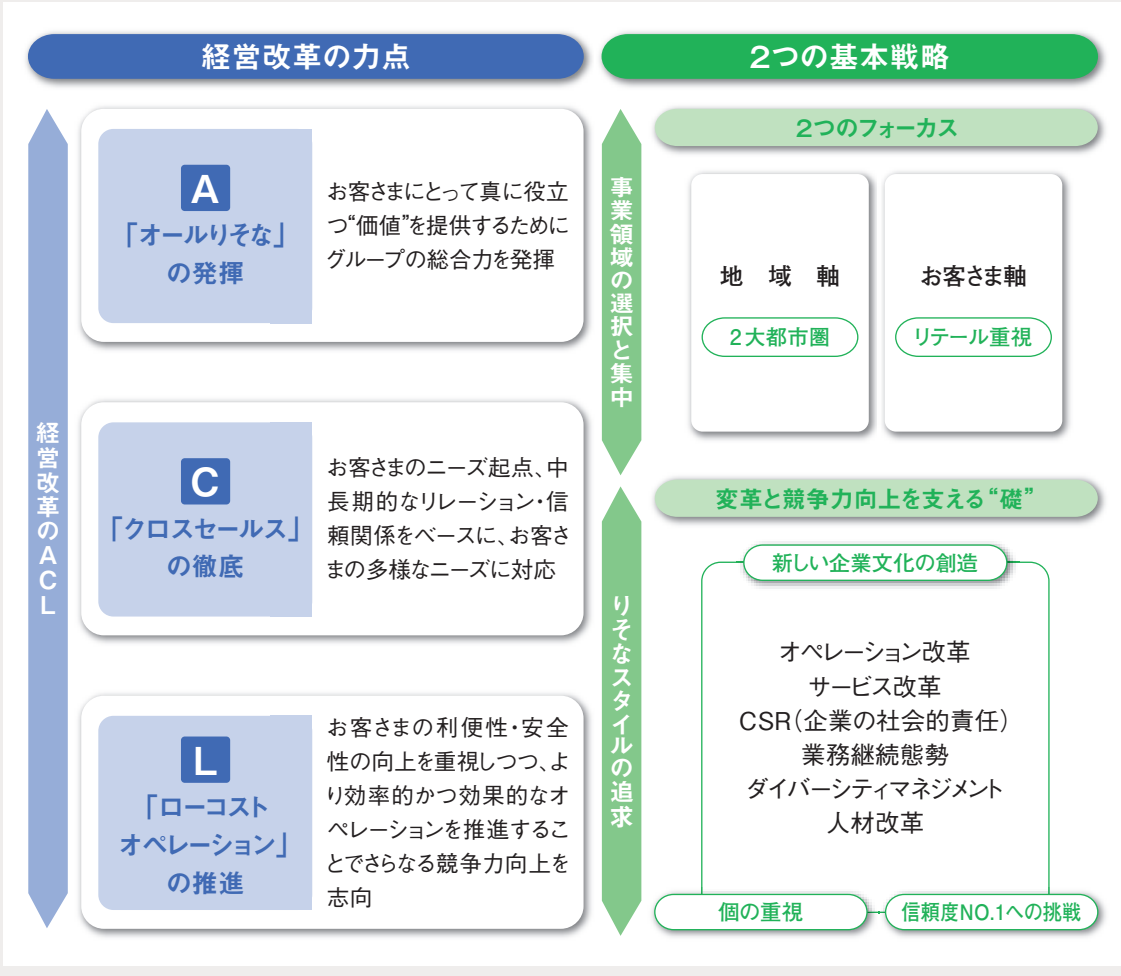

事業環境の不確実性が高まるなか、持続的な成長の実現を目指し、4つの重点施策にグループ一丸となって取り組んでまいります。

また、営業改革の取組み強化を通じ、戦略領域における4つのLeading Fieldの確立と地域特性・変化に即したリテール・ベストミックスを目指してまいります。

＜重点施策＞

4つの重点施策

1 “変化”を見据えた新たな収益機会の創出と深掘り

① クロスセールスのさらなる進化
② 「リテール×信託」の戦略的活用
③ 新しい機能・商品・サービスの展開

2 お客さま接点の戦略的強化

① 地域密着リレーションの強化
② マーケティングの高度化
③ 一人あたり生産性の向上
④ グループチャネルの連携強化

3 ローコストオペレーションのさらなる加速

4 持続的成長を支える強固な財務基盤の継続

4つのLeading Fieldと地域特性・変化に即したリテール・ベストミックス

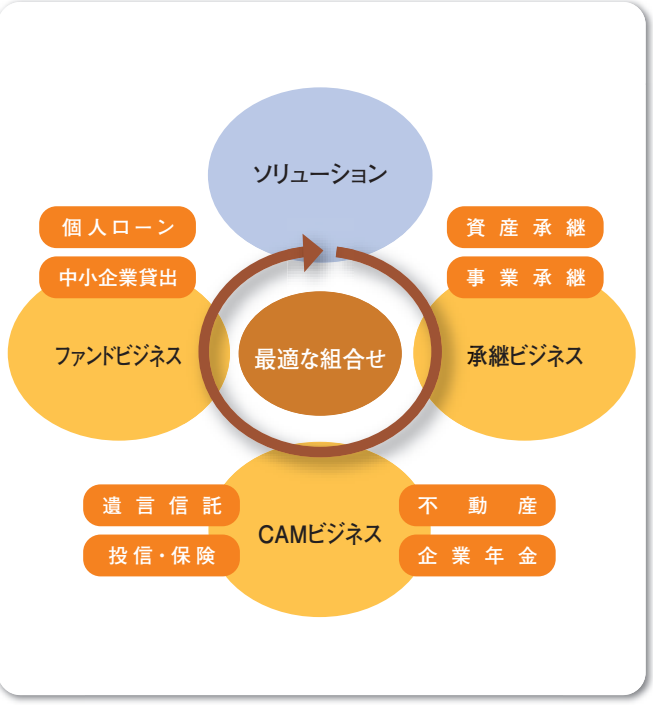

営業改革の取組み強化を通じ、当グループが経営資源を集中する戦略領域において4つのLeading Field（「ソリューション」「ファンドビジネス」「承継ビジネス」「CAM（Customer Asset Management）ビジネス」）を確立します。また、地域特性やお客さまのニーズ等に応じた4つのLeading Fieldの最適な組合せ（「地域特性・変化に即したリテール・ベストミックス」）を実現することで、お客さまから最も支持される金融サービス企業を目指してまいります。

りそなグループの商品・サービスのご紹介

りそなの「サービス」

お客さまの視点で業務を見直しさまざまなサービス改革を進めています。

1 『待ち時間ゼロ』の店舗を目指しています。

次世代型店舗の拡充、コミュニケーション端末の配備等で、お客さまの利便性とコスト削減を両立する店舗改革を実現しました。

クイックナビ

税金、振込、振替などを窓口専用ATMで承ります。書類のご記入が不要となり、スピーディーなお手続きが可能になりました。

クイックナビは特許を取得しています。

コミュニケーションブース

落ち着いた雰囲気のブースで、専門の担当者が、ご新規や資産運用のご相談を承ります。

〈コミュニケーション端末〉

生体認証ICキャッシュカードとタッチパネルの利用で従来より「安心」「便利」に。通帳・印鑑のご持参や面倒な書類記入が不要になりました。

2 お客さまとの接点の拡充を目指しています。

りそな銀行、埼玉りそな銀行は
平日17時まで営業しています。

写真は埼玉りそな銀行 与野支店の様子

年中無休の店舗でじっくりご相談いただけます。
（事前予約制）

りそな銀行
セブンデイズプラザうめきた
年中無休（365日）
19時まで
営業しています。

近畿大阪銀行
うめだプラザnanoka
週7日、平日19時、
土日17時まで
営業しています。
※年末年始、GWは除きます。

※代表的な例についてご紹介しています。銀行・店舗によって一部構成が異なる場合があります。

りそなの「商品」

りそなの「信託商品」

りそなグループは、「未来に 安心を つなぐ」信託サービスをご提供しております。

ニーズを踏まえたパッケージ商品

お客さまのニーズが多い機能をパッケージ化して、
ご利用いただき易くした商品です。

資金を上手に運用したい
実績配当型金銭信託
『信託のチカラ』

孫の夢を後押ししたい
りそなの『きょういく信託』

家族に迷惑をかけたくない
「ありがとう」を伝えたい
『ハートトラスト 心の信託』

被後見人の資金を
適切に管理したい
『後見制度支援信託』

社会に貢献したい
特定寄附信託
『応援の絆』

りそな銀行のオリジナルエンディングノート

オーダーメイドでお応えする商品

お客さまのご希望を個別におうかがいして、
ご希望に沿うよう内容を決めていく商品です。

相続の準備
万一に備えたい
『遺言信託』

衰えに備えたい
万一に備えたい
『マイトラスト
未来安心図』

不動産について
相談したい
『不動産仲介・
コンサルティング』

円滑に事業を
承継したい
『自社株承継信託』
(会社のオーナーさま向け商品)

りそな銀行は「地域密着」の「商業銀行」でありながら、フルラインの信託機能を有する唯一の銀行であり、さまざまな信託商品を取りそろえております。

埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行も、りそな銀行の代理店として主要な信託商品を取り扱っています。

※各商品のご利用時には所定の手数料や信託報酬を申し受けます。なお、商品によっては相場変動などにより元本の欠損が生じるおそれがあります。また、審査によりご希望に沿えない場合がございます。(株式会社りそな銀行)

りそなの「住宅ローン」

歴史的に強みを持つ住宅ローンをさらに強化、多彩な商品を提供しています。

ワイド団信プラン

通常の団体信用生命保険よりも引受範囲を拡大しました。

女性向け専用住宅ローン

女性の素敵な決断を応援する住宅ローンです。

3大疾病保障特約付住宅ローン

「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」と診断されると保険金が支払われます。

各種住宅ローン 各種リフォームローン等

省エネ・エコロジーを応援しています。

※商品の一例です。銀行ごとに取扱い商品が異なりますので、詳細は、店頭あるいはホームページでご確認ください。

住宅ローン専門拠点の休日営業を拡大。
79ヵ所の拠点中、54ヵ所で休日営業を行っています。

休日営業拠点は、約4倍に増加しました。

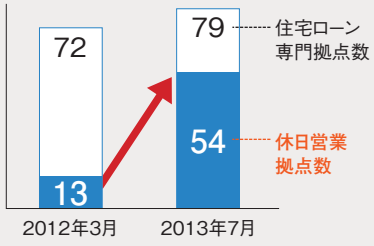

平日ご来店いただけないお客さまのニーズに応え、今後も順次増やしていきます。

住宅ローン専門拠点（2013年7月1日現在）

りそな銀行	休日営業拠点	42ヵ所
	（拠点数	44ヵ所）
埼玉りそな銀行	休日営業拠点	7ヵ所
	（拠点数	18ヵ所）
近畿大阪銀行	休日営業拠点	5ヵ所
	（拠点数	17ヵ所）

海外進出のサポート

アジア各国・地域の駐在員事務所、りそなプルダニア銀行（インドネシア）、および提携銀行の活用により、中堅・中小企業のお取引先の多様なニーズにきめ細かく対応しております。

お客さまの海外展開ニーズへの対応力をより一層強化していくため、
りそな銀行は2013年４月１日付で、組織改正を行い、「国際事業部」を新設しました。

アジアにおける 中堅・中小企業支援ネットワーク

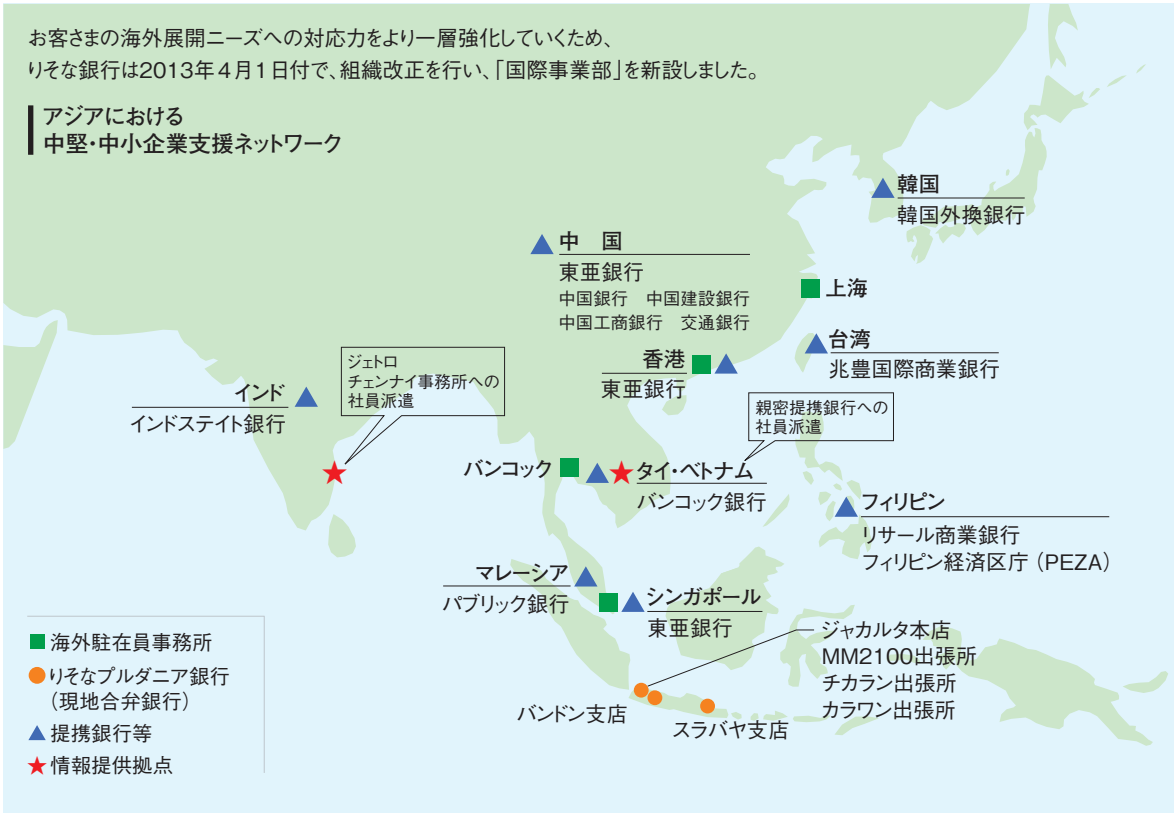

グループで各種ファンドを取扱い、お客さまの海外進出に関連する資金ニーズにお応えしています。

- アジアビジネスサポートファンド〈埼玉りそな銀行〉
- りそな成長分野応援ファンド（米ドル）〈りそな銀行〉
- りそな海外戦略支援ファンド〈りそな銀行〉

今後の資本政策

『公的資金完済プラン』(2013年5月公表)を策定いたしました。

当社は、これからの10年を展望した新しいステージの第1歩を踏み出すにあたり、今後5年以内に公的資金を完済する確かな道筋をお示しすべく、公的資金の完済に向けた最終ステージとして『公的資金完済プラン』(以下、本プランといいます。)を策定いたしました。本プランにおいては、公的資金の完済と普通株主価値の向上を両立させ、全ての株主の皆さまの期待に応えられるものとしました。

本プラン策定の背景

1. 可能な限り早期に、全ての公的資金を返済することが当社の社会的責務であり、その責務を全うすることにより、当社の企業価値を向上させることが可能であると確信していること。
2. 当社の資本政策の中心を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へと転換させるため、預金保険法優先株式に係る潜在株式数を、早期に、可能な限り減少させる必要があること。早期健全化法優先株式を普通株式の市場価格変動に影響を受けることなく完済する必要があること。
3. 預金保険法普通株式についても処分の方向性を明らかにすることで、株式需給の不確実性を払拭すべきであること。
4. 『りそな資本再構築プラン』の想定を上回るスピードで剰余金の蓄積が進んでおり、健全性を維持しつつ、上記の3つの課題を同時に解決する方向性をお示しすることで、全ての株主さまの期待に応えることが可能となってきたこと。

自己資本規制への対応方針

●りそなグループは、国内を中心とする新しい金融サービス業としてのビジネスモデルを確固たるものとすることを優先させるため、当面、自己資本規制に関しては、国内基準の適用を継続します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準を意識した自己資本運営を行います。

●本プランの前提として、2014年3月実施予定のバーゼル3国内基準において十分な自己資本を確保するとともに、国際統一基準においても、普通株式等Tier1比率5.5%程度、Tier1比率7.0%程度を上回る水準を確保することを当面の自己資本運営の目標とします。

●また、関係当局の承認を前提に、自己資本管理高度化の一環として、信用リスクアセットにおけるA-IRB(先進的内部格付手法)の適用に向けた取組みを推進します。

<公的資金残高>

(単位:億円、注入額残高)

	2003年9月末	2013年3月末	返済額
公的資金合計	**31,280**	**8,716**	**▲ 22,563**
優先株式	25,315	6,100	▲ 19,215
早期健全化法	8,680	1,600	▲ 7,080
乙　種	4,080	–	▲ 4,080
丙　種	600	600	–
戊　種	3,000	–	▲ 3,000
己　種	1,000	1,000	–
預金保険法	16,635	4,500	▲ 12,135
第1種	5,500	–	▲ 5,500
第2種	5,635	–	▲ 5,635
第3種	5,500	4,500	▲ 1,000
劣後ローン	3,000	–	▲ 3,000
金融安定化法	2,000	–	▲ 2,000
早期健全化法	1,000	–	▲ 1,000
普通株式	2,964	2,616	▲ 347

公的資金返済は「完済に向けた最終ステージ」へ

りそなグループは、2003年の預金保険法による公的資金の注入以来、再生に向けた改革に取り組み、経営努力を重ねてまいりました。その間、公的資金の返済原資である剰余金の着実な蓄積に努め、公的資金の早期返済に注力してまいりました。この結果、これまでに総額2兆2,563億円の公的資金を返済し、残る公的資金はピーク時の約4分の1となる8,716億円まで減少しております。（2013年3月末現在）

＜公的資金の返済は過去10年間で着実に進捗、いよいよ完済に向けた最終ステージへ＞

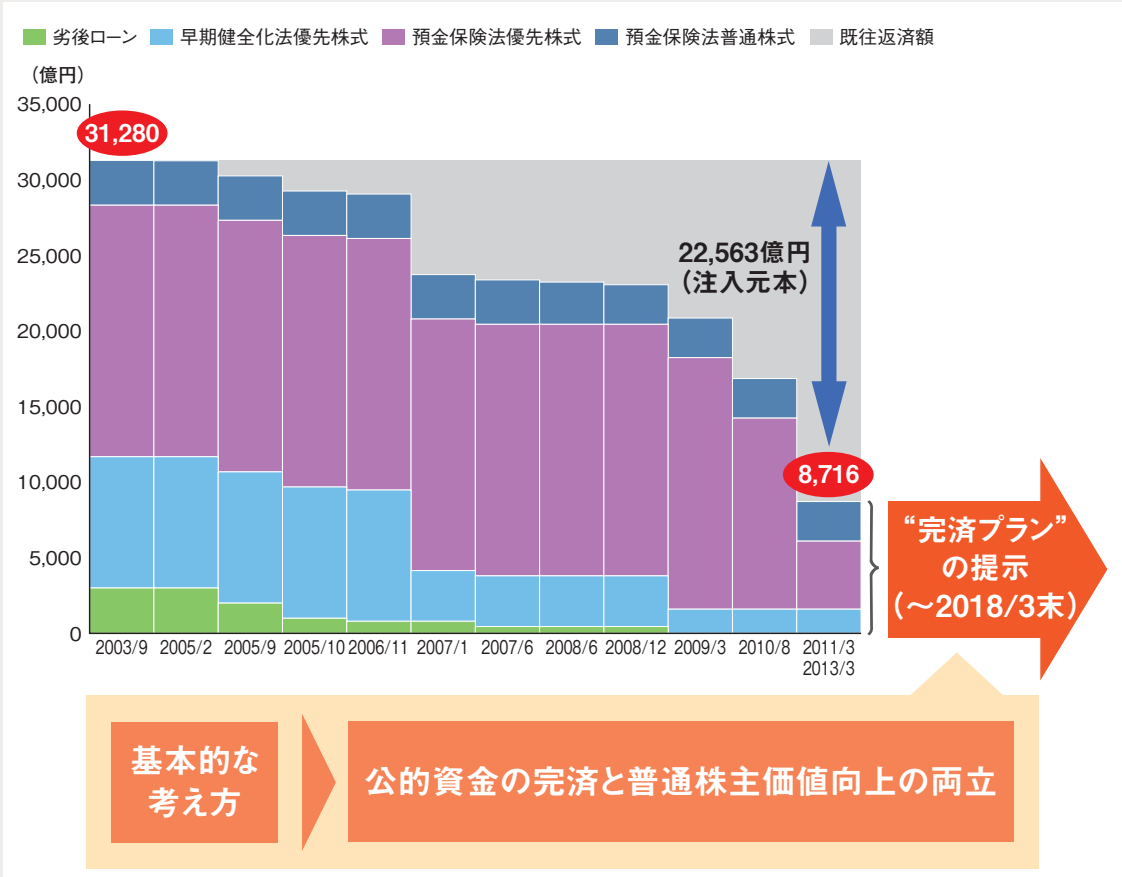

『公的資金完済プラン』の実施により、今後5年以内で公的資金を完済し、普通株主価値の向上に努めます。

＜本プランの概要＞（2013年5月公表内容）

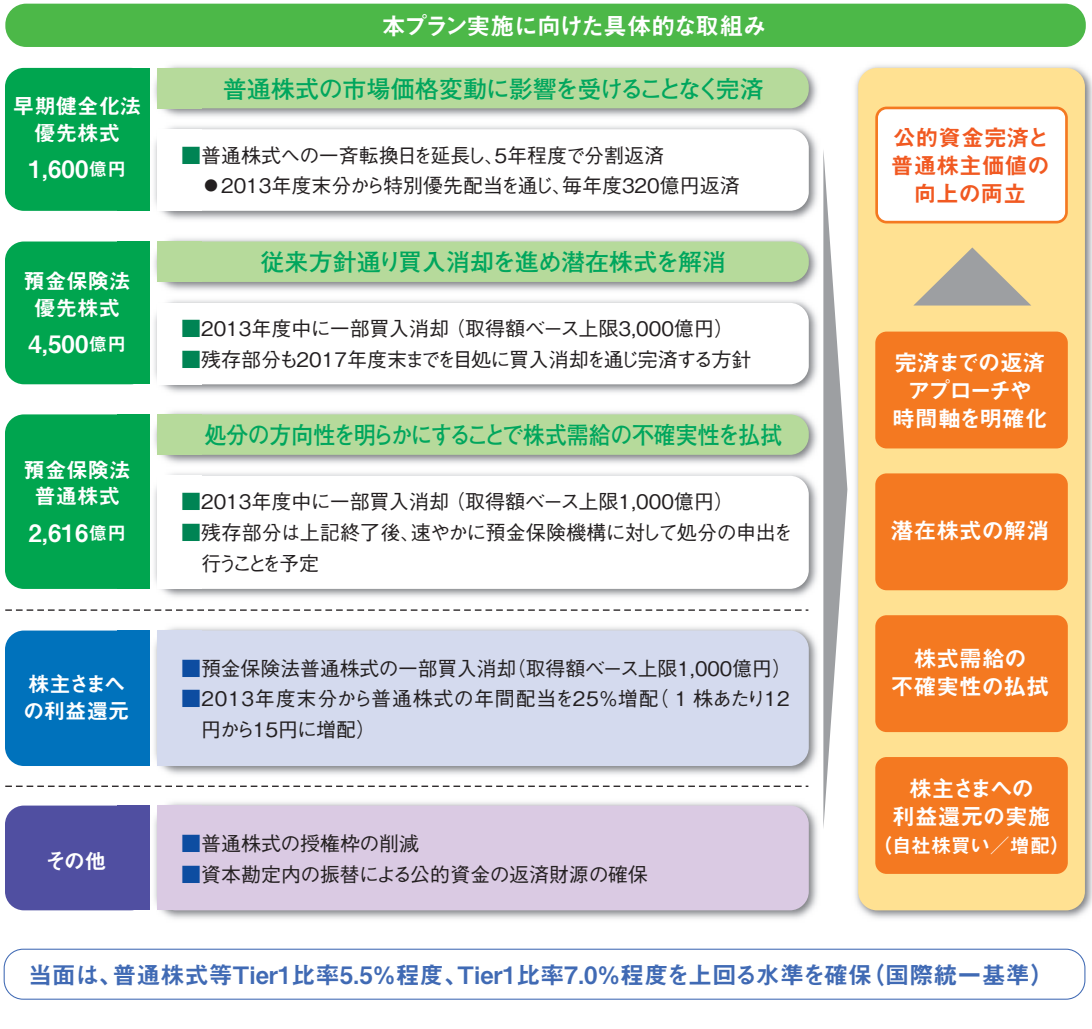

＜公的資金残高の推移（イメージ）＞（2013年5月公表内容）

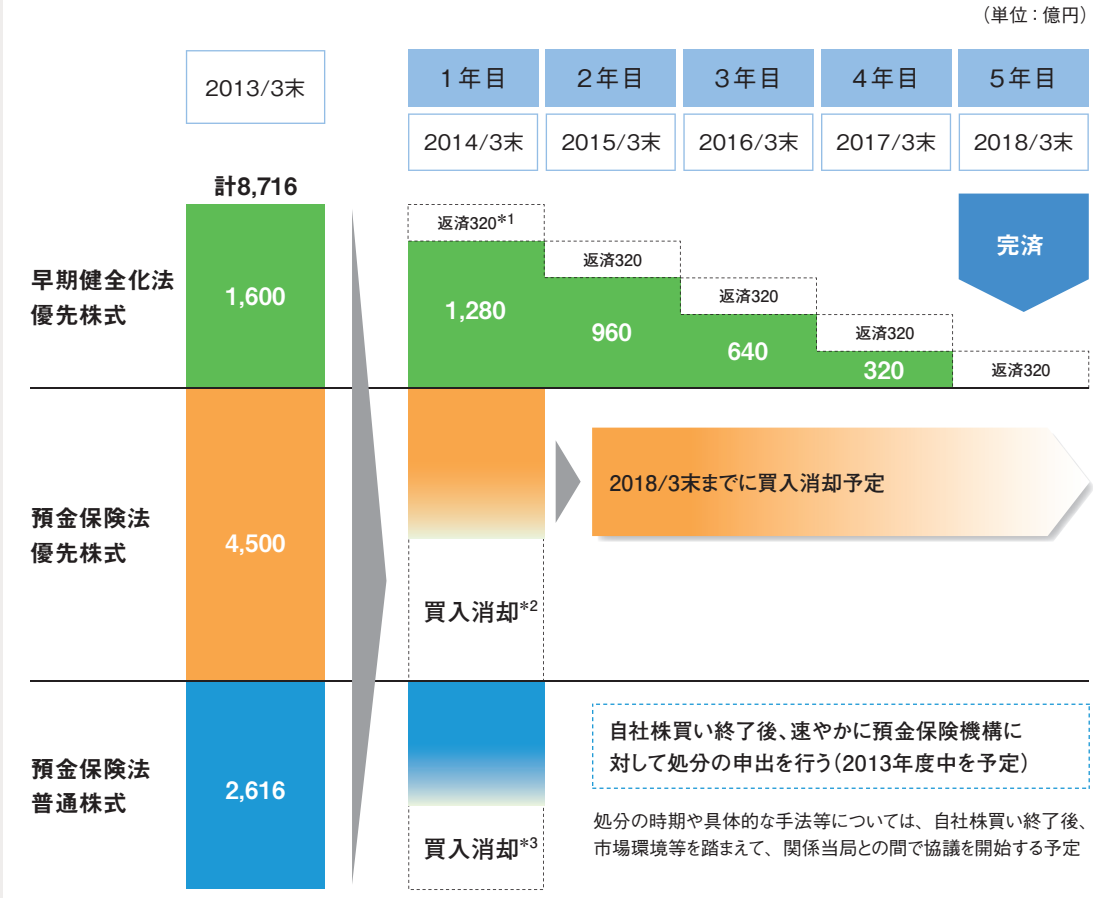

*1　*3の取得終了後、実施予定
*2　取得総額は上限3,000億円
*3　取得総額は上限1,000億円

業績ハイライト

2013年3月期の損益状況

2013年3月期のりそなホールディングス連結の当期純利益は、前期比214億円増益の2,751億円となりました。増益の大宗は与信費用総額と税金費用等の減少によるものです。与信費用総額は、新規発生が低水準であったことに加え、一般貸倒引当金が戻入となったこと等から、前期比268億円減少、税金費用等は、税効果会計に係る会社例示区分の見直し等により前期比104億円減少しました。

連結粗利益は、利回り低下による資金利益の減少を主因に前期比180億円の減益となる一方、金融商品販売や債券売却益などにより利益の確保に努め、前期の一過性利益である信託受益権配当138億円を除いた比較では、前期比41億円の減益となりました。

<りそなホールディングス連結当期純利益の増減分析>

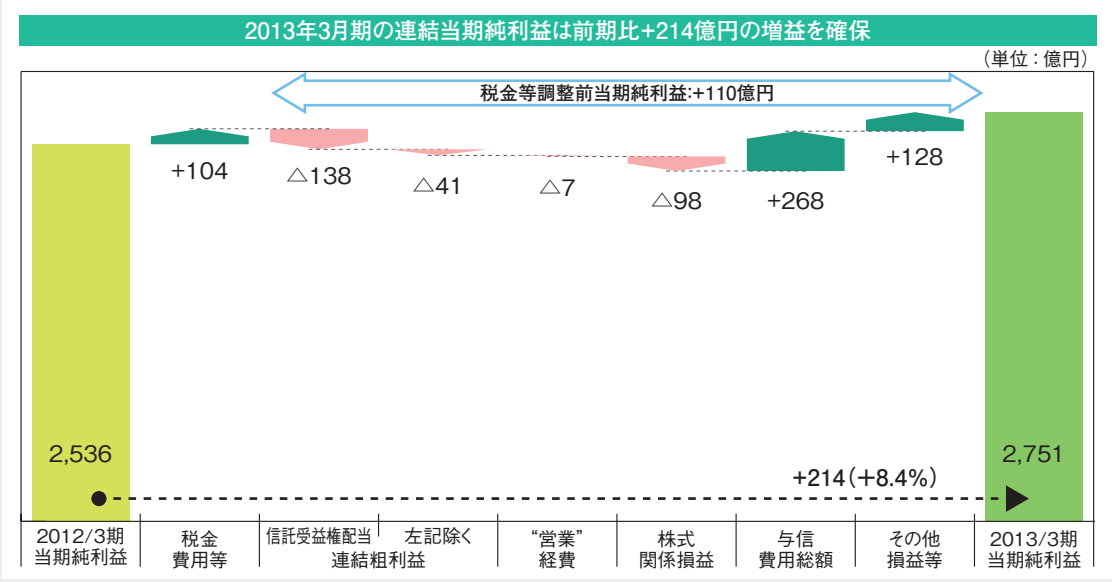

<2013年3月期の損益概要等>

(単位：億円)

	りそなホールディングス〈連結〉(A)	2012/3期比	連単差 (A)−(B)	傘下銀行単体合算 うち (B)	2012/3期比	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
粗利益[連結/業務]	6,371	△180	+555	5,816	△170	3,879	1,418	519
資金利益※1	4,430	△209	+100	4,330	△211	2,678	1,230	421
うち国内預貸金利益	／	／	／	3,854	△196	2,412	1,058	383
信託報酬	216	△18	△0	216	△18	216	—	—
役務取引等利益※2	1,289	+93	+447	842	+107	606	161	74
その他業務粗利益	434	△45	+7	427	△48	377	26	23
実勢業務純益	／	／	／	2,460	△137	1,676	663	120
"営業"経費	△3,616	△7	△179	△3,436	△10	△2,255	△769	△411
株式関係損益	△75	△98	+2	△77	△100	△74	2	△5
与信費用総額※3	130	+268	△83	214	+259	295	△21	△59
その他損益等	32	+128	+11	21	+133	28	△4	△2
税引"前"当期純利益	2,843	+110	+305	2,537	+110	1,873	624	40
税金費用ほか	△92	+104	△74	△18	+14	182	△197	△2
税引後当期純利益	2,751	+214	+231	2,519	+124	2,055	426	37

※1 資金利益
貸出や有価証券運用などによる収入から、預金利息などの費用を差し引いた収支のことです。
※2 役務取引等利益
投資信託の販売やお振込、不動産仲介など、サービス提供の対価としてお客さまから頂く手数料収入のことです。
※3 与信費用総額
貸出金などに対する貸倒引当金の計上や償却処理に要した費用のことです。貸倒引当金の戻入や償却債権取立益をネットした計数を表示しています。

りそなグループの事業概況

業績推移

＜連結粗利益＞

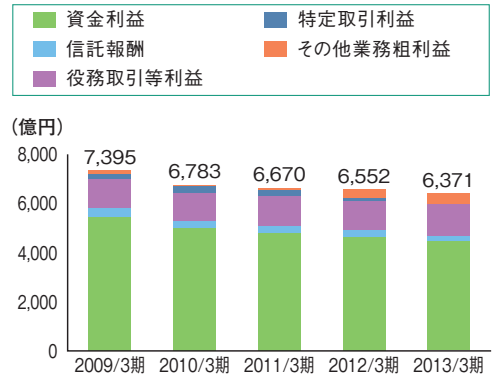

＜連結営業経費＞

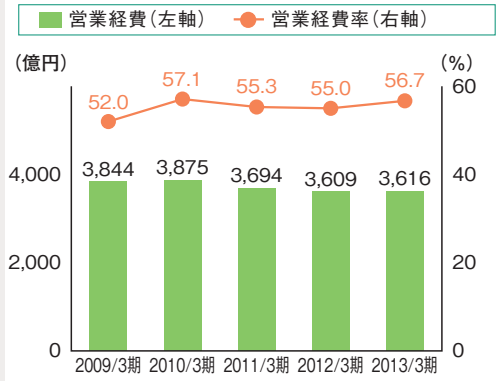

＜連結当期純利益＞

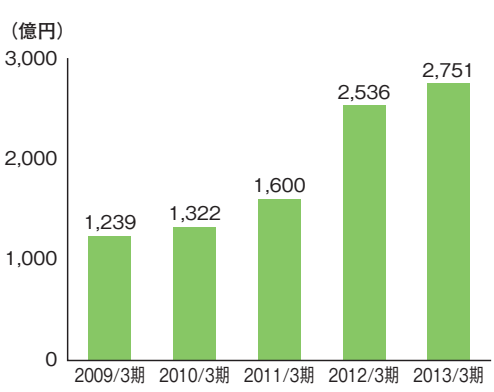

＜普通株式1株当たり年間配当金＞

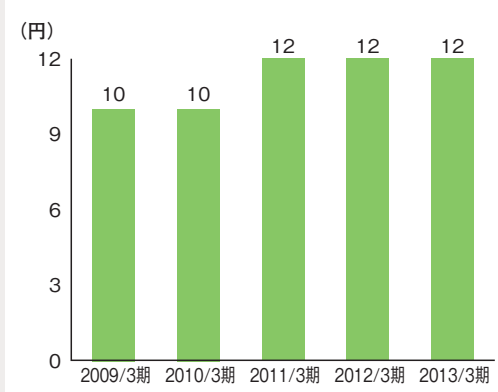

預金・貸出金の状況

＜預金残高＞(傘下銀行合算)

預金は増加トレンドを継続しています。

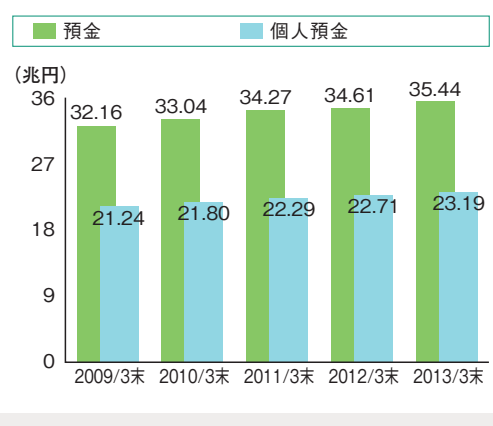

＜貸出金残高＞(傘下銀行合算)

貸出残高は、4期ぶりに増加しました。

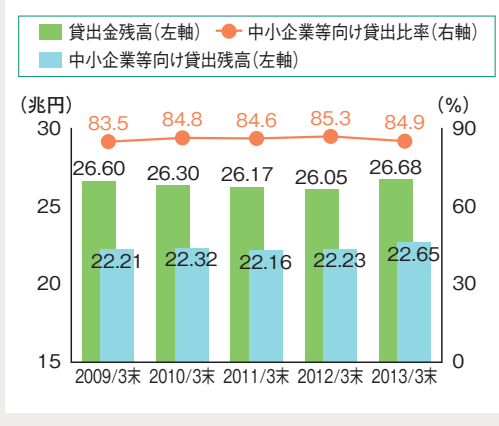

重点ビジネスの状況

＜住宅ローン残高＞（傘下銀行合算）

住宅ローンは順調に増加しました。

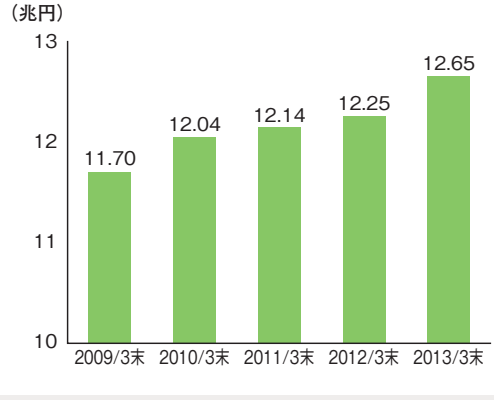

＜投資信託＞（傘下銀行合算）

販売額は前期比3割増加しました。

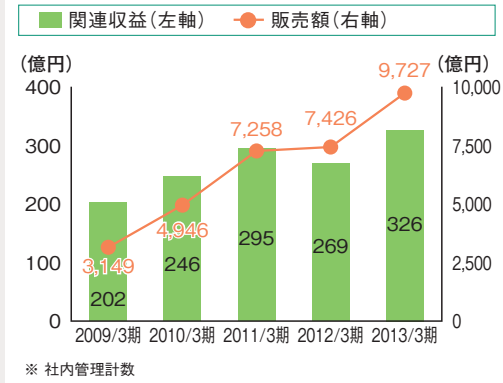

※ 社内管理計数

＜保険＞（傘下銀行合算）

販売額は増加トレンドを維持しています。

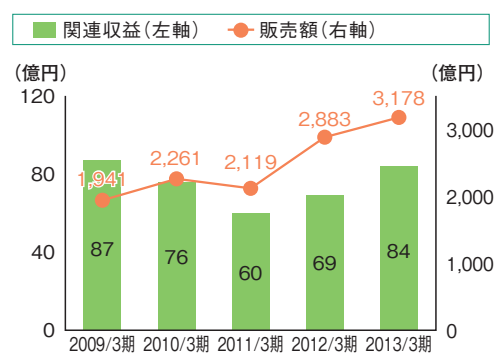

※ 社内管理計数

＜不動産業務収益＞（りそな銀行）

不動産情報の収集に努め、仲介手数料が増加しました。

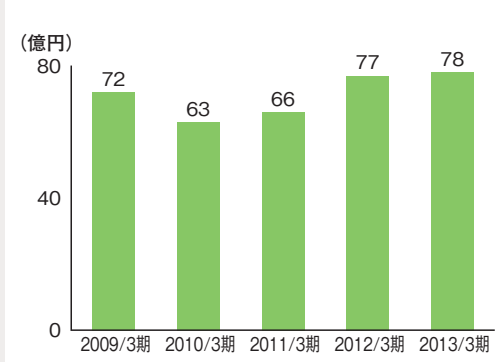

※ 不動産ファンド出資関連収益除く
※ 社内管理計数

＜資産承継ビジネス＞（りそな銀行）

「リテール×信託」が浸透、利用件数が順調に増加しました。

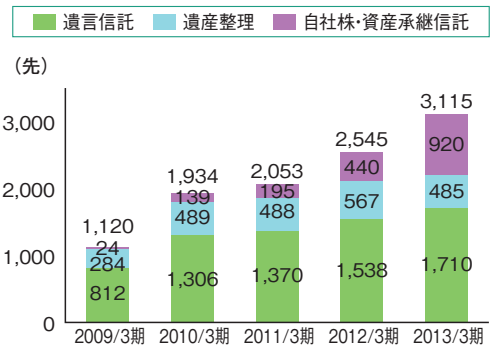

※ 社内管理の新規利用件数

＜年金・証券信託業務＞（りそな銀行）

信託報酬率の低下等により減益となりました。

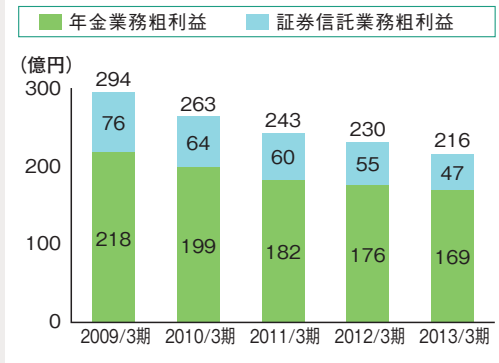

※ 社内管理計数

財務健全性指標の推移

<不良債権残高、不良債権比率の推移>(傘下銀行合算、金融再生法基準)

不良債権は比率、残高とも着実に改善しました。

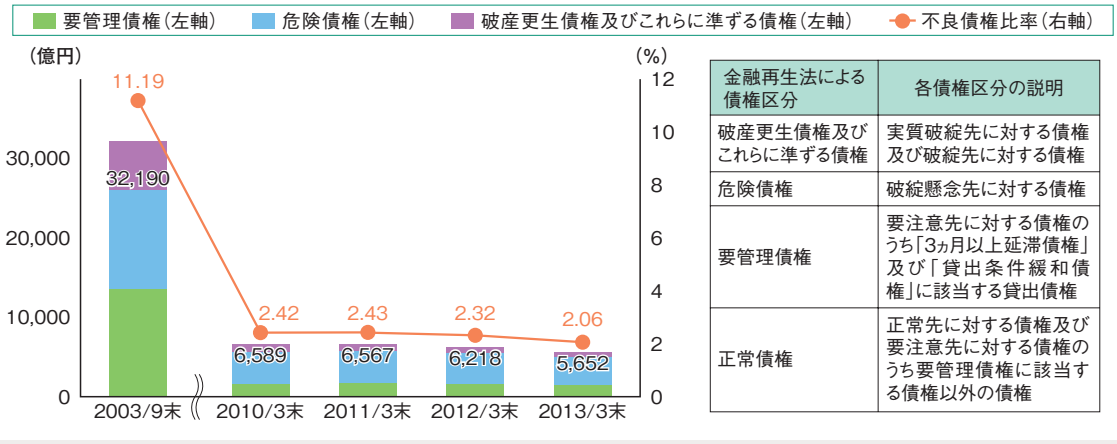

金融再生法による債権区分	各債権区分の説明
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権
危険債権	破綻懸念先に対する債権
要管理債権	要注意先に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権
正常債権	正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権

<有価証券ポートフォリオ>(HD連結)

保守的な運用を継続しています。

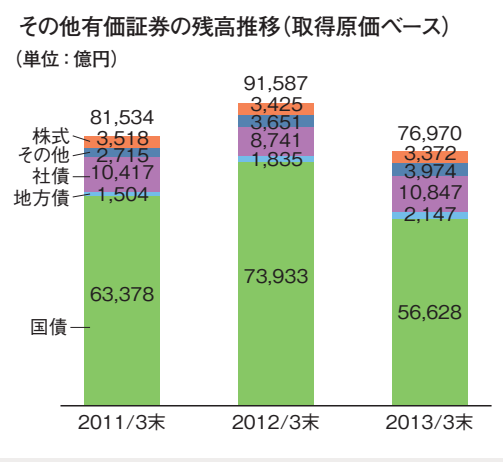

<その他有価証券評価差額>(HD連結)

評価差額は2,580億円を確保しています。

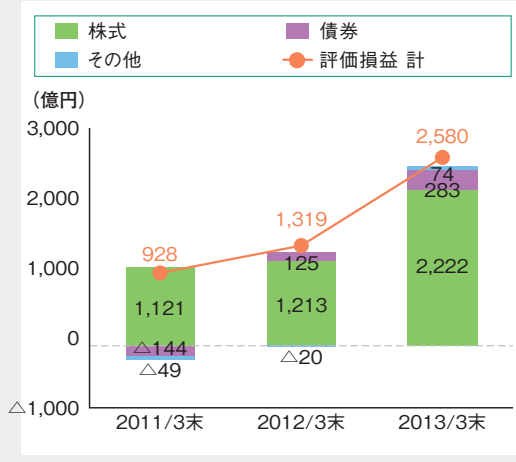

<自己資本比率>(HD連結、国内基準)

自己資本比率は、14.67%に上昇、健全な水準を維持しております。

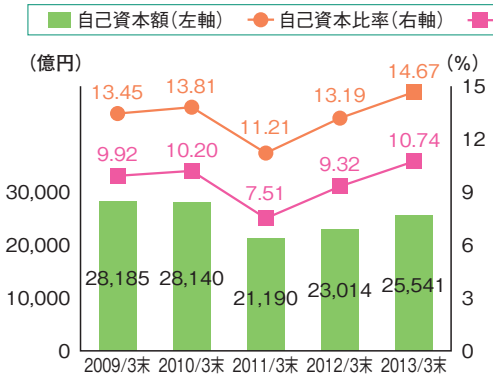

※ 自己資本比率は、信用リスク・アセット(総資産のうち、貸し倒れ等の可能性がある資産)等のリスク・アセットを分母に、自己資本規制における自己資本を分子として計算され、銀行の健全性を表す指標です。

※ Tier1比率とは、自己資本のうち資本金、剰余金等の基本的項目を分子として計算され、自己資本比率に比べ、財務内容の健全性によりフォーカスした指標です。

新たなコミュニケーションブランドの展開について

りそなグループは今年で10年の節目を迎えました。公的資金の注入以降、真にお客さまから支持される銀行を目指してさまざまな改革にチャレンジしてまいりました。

次なる10年を迎えるにあたり、私たちは「りそなイズムの承継と深化」を胸に、今後も改革の歩みを止めずにお客さまのご要望にお応えした商品とサービスを積極的にご提供してまいります。

その際に、スローガンとキャラクターを用いて統一的に広告戦略を展開をすることで、りそなのイメージをより明確にし、訴求することを目的に、今回、新たなコミュニケーションブランド（広告・宣伝スローガンとキャラクター）を決定しました。

新たに展開するコミュニケーションブランド

銀行の常識を変えよう。

りそなグループ
RESONA

▶スローガン：「銀行の常識を変えよう。」

りそな再生の歩みの中で、役職員が最も意識し、影響を受けた言葉である「銀行の常識を変える」をあらためて次の10 年に向けて発信することにより、改革の歩みを止めないという強い意志を示しています。

▶キャラクター：お客さまの声を代弁する猫です。

この猫が発する言葉は、お客さまが日ごろ感じておられる銀行への疑問や要望です。このキャラクターを通じ、りそなグループの取組みをわかりやすくお伝えしていきます。

りそなグループのCSR（企業の社会的責任）

CSR（企業の社会的責任）への取組みを強化しています。

■りそなグループ

グループCSR方針を制定しています。

2011年8月、「CSR経営」＝「持続可能な社会づくりへの貢献」と位置づけ、CSRに対する活動をより一層進化させるため、ISO26000に対応する「グループCSR方針」を制定しました。また、年度毎にグループCSR目標を立て、いち早く、様々な社会的課題に対応できる組織づくりを目指し、CSR推進体制の強化を図っております。

特に、「お客さまとの信頼関係」「株主さまとの関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切にし、すべてのステークホルダーからご支持いただけるよう、りそなグループの持つ経営資源を生かしてさまざまな活動に取組んでおります。

■ 経営理念、行動宣言とCSR方針の関係

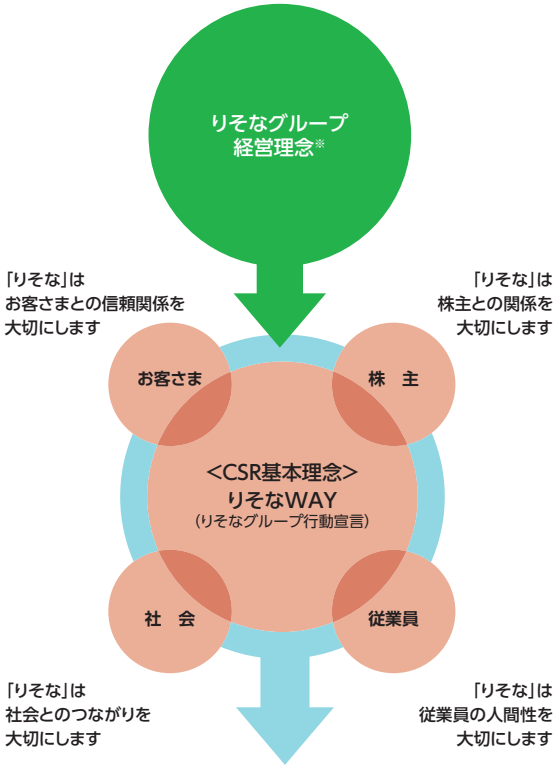

■ CSR経営の概念図

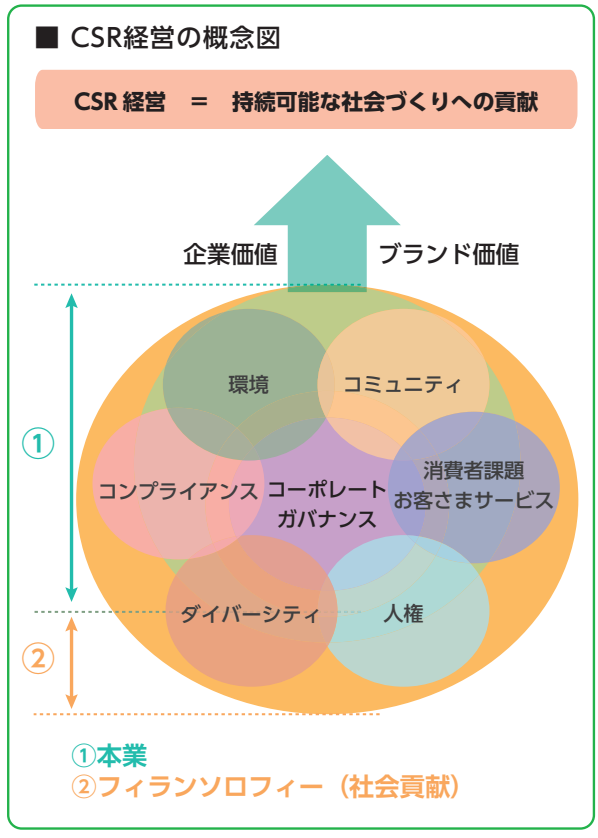

りそなグループCSR方針

課題項目	方針
コーポレートガバナンス	責任ある経営体制および経営に対する監視・監督機能の強化に努め、すべてのステークホルダーに対する説明責任を果たします。
人権	当社が影響を及ぼすお客さま、株主、従業員等、すべてのステークホルダーの基本的人権を尊重する企業風土・職場環境を醸成します。
ダイバーシティ	職場における能力開発の機会を通じた人材育成および成果の公正な評価とダイバーシティの組織風土の定着を推進します。
コンプライアンス	法令・ルール・社会規範の遵守を通じて、すべてのステークホルダーに対して責任ある企業活動を行います。
消費者課題/お客さまサービス	お客さまの大切な個人情報・資産を守り、一人ひとりの立場に立った質の高い金融サービス、啓発の機会を提供します。
コミュニティ	地域との共生を大切な使命と位置づけ、自社の持つ経験・資源を活用して、社会的課題の解決に取り組みます。
環境	かけがえのない地球環境を大切にし、環境に配慮した企業活動を適切に実践します。

※りそなグループ経営理念については、P1をご参照ください。

地域活性化のために

■埼玉りそな銀行

西武文理大学と連携し、地域情報誌「とこさや」を制作しました。

地元の魅力を広く伝え、地域経済活性化に役立てようと、西武文理大学と連携し、所沢・狭山の情報誌「とこさや」を制作しました。武蔵野の面影を残す観光名所をはじめ、グルメスポット等を紹介し、地元地域の魅力を伝えています。

※「とこさや」は、埼玉りそな銀行全店およびりそな銀行の都内、神奈川県内の一部店舗で無料配布しました。

■近畿大阪銀行

「大阪をもっともっと元気にしたい!コンサート」を開催しました。

「大阪をもっともっと元気にしたい!コンサート」第3弾をいずみホールにて開催しました。地域における文化支援の裾野を広げることを目的として始まり、今回は約700名のお客さまにご参加いただきました。ひとつひとつのコンサートの積み重ねで、人の絆を創り出す文化を築いていきます。

女性たちのために

■りそな銀行

「ダイバーシティ経営企業100選」に選ばれました。

りそな銀行は、女性従業員の声を経営に反映させていく「りそなWomen's council」の提言活動や女性の視点を活かした商品の企画・開発を手がける「私のチカラプロジェクト」の取組み、ライフサイクルに対応した多様な働き方の実現など、これまでの取組みが評価され、経済産業省が共催する「ダイバーシティ経営企業100選」に選ばれ、表彰されました。

これからも、すべての従業員がお互いに理解し認め合い、イキイキ働ける職場を目指していきます。

※「ダイバーシティ経営企業100選」とは、女性、外国人、高齢者、障がい者など多様な人材の能力を活用してイノベーションの創出、生産性の向上といった成果をあげている企業を選定するもので、2012年度第1弾として、43社が選出されました。

DIVERSITY MANAGEMENT SELECTION 100 2013

次世代の育成のために

■りそなグループ

子ども向け金融経済教育「りそなキッズマネーアカデミー2012」を開催しました。

りそなの夏の風物詩となった「りそなキッズマネーアカデミー」。2012年度も、全国で182回開催され、約2,500名の子どもたちが参加しました。

電子マネーの急速な普及等、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、低学年からお金の大切さを学ぶ重要性は増してきています。そこで今年は低学年向け授業カリキュラムを新たに制作し、多くの子どもたちが楽しく学びました。

■りそなグループ

「エコノミクス甲子園」埼玉大会、東京大会、大阪大会を開催しました。

NPO法人金融知力普及協会と共同し、全国高校生金融経済クイズ選手権『エコノミクス甲子園』を開催しました。3大会合わせて112名の高校生が知識と知力を駆使し、熱戦を繰り広げました。今後も、地域に根ざした金融機関の責務として活動に取組んでまいります。

埼玉大会（主催：埼玉りそな銀行）

東京大会（主催：りそな銀行）

大阪大会（主催：りそな銀行／近畿大阪銀行）

■りそなプルダニア銀行、りそな銀行

日本と海外をつなぐ大学生を、奨学金制度で支援しています。

りそなプルダニア銀行は、インドネシア大学人文学部日本語学科の学生を対象に、奨学金の支給を開始しました。また、りそな銀行は、香港大学文学部日本研究学科の学生に、奨学金支給を通じて日本での勉学費用等を支援しています。

環境を守るために

■りそなグループ

「りそなの絆」被災地植樹プロジェクトを開始しました。

2013年3月より、「Re:Heart（リハート）倶楽部」の活動として、東日本大震災で被害を受けた東北地方の森や海岸防災林を元の姿に復活させるため、東北の苗木を育て、植樹しようという、被災地支援活動を開始しました。

※「Re：Heart倶楽部」は、りそなグループ発足10周年を機に、これまで各地域で取組んできたボランティア活動を更に発展させようと2012年10月に発足。本プロジェクト以外にも各地域にて地域企業・団体と連携し、様々な活動を展開しています。

コーポレート・ガバナンス体制について

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、2003年6月に多額の公的資金注入を受けたことを風化させることなく、金融仲介・コンサルティング機能の発揮を通じ、健全で利便性の高い銀行経営に対する社会やステークホルダーの期待に応えるため、優れたコーポレート・ガバナンスの実現を目指してまいります。

邦銀グループ初となる委員会設置会社に移行した当社は、経営の監督と業務執行の機能を分離し、執行役による迅速な業務執行を可能とする一方、経営に対する監督強化のため、指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会の構成も独立性の高い社外取締役を過半数とすることにより、経営の透明性と客観性を高めております。

一方、当社の完全子会社である傘下銀行については、全て監査役設置会社形態としており、グループ全体のガバナンス強化と傘下銀行のガバナンス形態の整合性をとり、各傘下銀行による自律的な経営を行う体制としております。

引き続き、公的資金の完済に向けグループ企業価値を高めるため現体制を堅持し、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めてまいります。

＜グループのコーポレート・ガバナンス体制＞

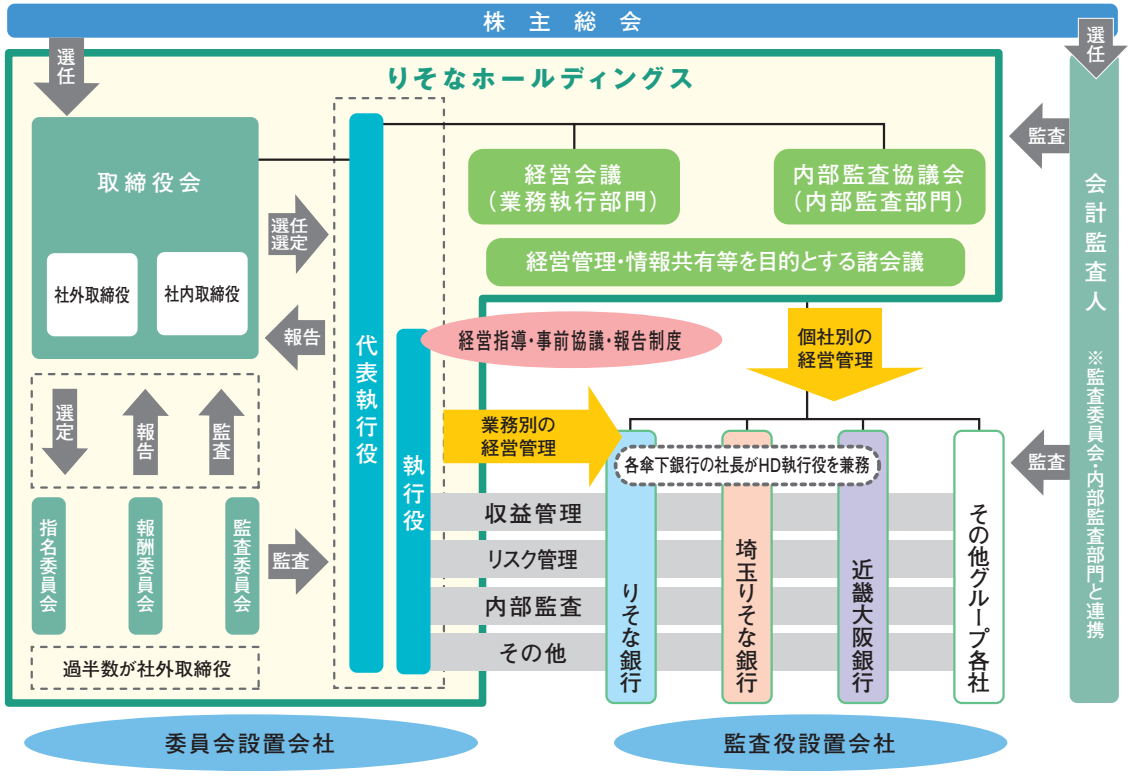

りそなホールディングスにおける取組み状況等

取締役会

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役6名）により構成され、当グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。委員会設置会社の特色を活かし、経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担を明確化することにより、取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速性向上に努めております。2012年度には17回開催しております。なお、2005年6月より、各傘下銀行の社長が当社の執行役を兼務する体制としており、各傘下銀行に対する監督機能の充実を図っております。

指名委員会

指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役3名、委員長は社外取締役）により構成され、当委員会にて定めた当グループ役員に求められる具体的人材像や「社外取締役候補者選任基準」等に基づき、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しております。2012年度には5回開催しております。なお、当グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現するために、最適な人材に経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、2007年6月にサクセッション・プランを導入しております。

監査委員会

監査委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役の職務の執行の監査のほか、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を行っております。また、内部監査部、コンプライアンス統括部及びリスク統括部並びに財務部等の内部統制部門と連携して内部統制システムを監視・検証し、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。2012年度には13回開催しております。

報酬委員会

報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役3名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針や、個人別の報酬等を決定しております。また、当グループの企業価値向上に資する役員報酬制度のあり方の検討等を行っております。2012年度には6回開催しております。なお、2004年度には役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動報酬制度を導入しております。2010年度には株式取得報酬制度を導入しております。当社と他社との間で報酬委員の相互兼任はありません。

経営会議

業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しております。経営会議は、代表執行役及び各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで、経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しております。2012年度には43回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っております。

内部監査協議会

内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しております。内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長等により構成されており、その協議・報告内容等は、取締役会に報告するとともに監査委員会へも報告しております。2012年度には15回開催され、内部監査基本計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っております。

グループ各社に対する経営管理

当グループでは、持株会社であるりそなホールディングスが、グループとしての企業価値向上のため、傘下銀行をはじめとするグループ各社の経営管理を行っております。これらグループ各社での意思決定及び業務執行に関して、当社への事前の協議が必要な事項と、報告が必要な事項を明確に定め、当社による管理及び統制を実施する体制を構築しております。

各傘下銀行のコーポレート・ガバナンス体制

各傘下銀行は、グループの一員として、りそなホールディングスの経営管理を受けることにより、グループ一体となって企業価値向上に努めております。

取締役会については、社外取締役を招聘し、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。

また、監査役で構成される監査役会を設置し、経営に対する強固な監査機能を確保しております。

そのほかに、経営に関する全般的重要事項及び重要な業務執行案件を審議する機関である経営会議、与信業務に関する重要事項を審議する機関である融資会議、内部監査に関する重要事項を審議する機関である監査会議を設置しております。

内部統制に関する事項

基本的な考え方

当グループは、グループ企業価値の向上に向け、当グループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

整備状況

当グループは、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

＜りそなホールディングスの「グループ内部統制に係る基本方針」の概要＞

I. はじめに

当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。

本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

II. 内部統制の目的（基本原則）

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

1.業務の有効性及び効率性の向上
2.財務報告の信頼性の確保
3.法令等の遵守
4.資産の保全

III. 内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

1.執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
2.執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項
3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
4.執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

5.当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項
6.監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
7.前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項
8.執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項
9.その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

りそなのサクセッション・プランについて

当社では、持続的な企業価値向上を図るべく、経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして2007年6月にサクセッション・プランを導入し、役員の選抜・育成プロセスの透明性を確保しております。

当社のサクセッション・プランは「次世代トップ候補者」から「新任役員候補者」までを対象とし、対象者を階層ごとに分類した上で選抜・育成プログラムを計画的に実施しております。各々の選抜・育成プログラムは外部コンサルタントから様々な助言を得ることで客観性を確保しており、それらの評価内容は全て指名委員会に報告される仕組みとなっております。また、指名委員の活動としては評価内容等の報告を受けることに留まらず、個々のプログラムに実際に参加することなどを通じ、各役員と直接接点を持つことでより多面的に人物の見極めを行っております。さらに、それらの指名委員会の活動状況は社外取締役が過半数を占める取締役会に報告され多様な観点で議論されており、そうした全体のプロセスを通じ役員の能力・資質の把握と全体の底上げが極めて高い透明性のもとで図られております。

なお、当社では「役員に求められる人材像」として7つのコンピテンシーを定めております。指名委員会や役員が「求められる人材像」を具体的に共有することで、評価・育成指標を明確化させるとともに中立的な育成・選抜に努めております。

社外取締役 一覧

奥田 務（おくだ つとむ）
J. フロントリテイリング株式会社 取締役相談役　　在任期間：7年

【担当及び委嘱等】
報酬委員会委員長
*独立役員
【取締役会等における発言】
小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、営業戦略や業務改革推進の観点からの積極的な意見・提言等があります。
【ステークホルダーの皆さまへ】
「お客様の喜びがりそなの喜び」を基本に、金融仲介コンサルティング機能の発揮を通じ健全で利便性の高い「真のリテールバンクの確立」に向け、社会やステークホルダーの皆様の高いご期待に添える経営活動に積極的に取り組んで参ります。
【略歴】
1964年 4月 株式会社大丸 入社
1991年 9月 株式会社大丸オーストラリア 代表取締役
1995年 5月 株式会社大丸 取締役
1996年 5月 同 常務取締役
1997年 3月 同 代表取締役社長
2003年 5月 同 代表取締役会長兼最高経営責任者
2006年 6月 当社 社外取締役 報酬委員会委員
2007年 9月 J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者
兼株式会社大丸 代表取締役会長
2010年 3月 J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者
2010年 6月 当社 社外取締役 報酬委員会委員長（現任）
2013年 1月 株式会社日本取引所グループ 社外取締役（現任）
2013年 4月 J. フロントリテイリング株式会社 取締役相談役（現任）

永井 秀哉（ながい しゅうさい）
東洋学園大学大学院現代経営学部 教授　　在任期間：7年

【担当及び委嘱等】
監査委員会委員長・指名委員会委員
*独立役員
【取締役会等における発言】
金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。
【ステークホルダーの皆さまへ】
投資家の皆様の付託を受け、中長期的な企業価値の安定向上を実現する経営の監督を心掛けています。民間銀行の経験を生かして、統合リスク管理や収益管理を中心に監視し、りそなが真にお客様のお役に立ち、社会に貢献する企業であり続けることを願っています。
【略歴】
1970年 4月 株式会社日本興業銀行 入行
1993年 3月 同 アトランタ支店長
1996年 6月 同 ロスアンゼルス支店長
1999年 6月 同 常任監査役
2000年 9月 株式会社みずほホールディングス 常勤監査役
2002年 3月 同 常務執行役員 チーフコンプライアンスオフィサー
2003年 6月 日本曹達株式会社 常勤監査役
2005年 6月 りそな銀行 社外取締役
2006年 6月 埼玉りそな銀行 社外取締役（現任）
2006年 6月 当社 社外取締役 指名委員会委員長
2008年 4月 東洋学園大学現代経営学部 教授（現任）
2010年 4月 東洋学園大学大学院現代経営学部 教授（現任）
2012年 6月 当社 社外取締役 監査委員会委員長（現任）
2012年11月 同 指名委員会委員（現任）

大薗 恵美（おおその えみ）
一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授　　在任期間：2年

【担当及び委嘱等】
指名委員会委員
*独立役員
【取締役会等における発言】
経営学の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
【ステークホルダーの皆さまへ】
金融サービス業を目指すりそなグループの自己変革は、お客様が本当に求めているものを、お客様から見て違いが感じられるだけユニークなレベルで実現できているか。経営と現場は一体になっているか。常に問い続けていきたいと思います。
【略歴】
1988年 4月 株式会社住友銀行 入行
1992年 9月 ジョージ・ワシントン大学経営大学院経営学修士取得
1997年 3月 一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得退学
1998年 3月 同 博士（商学）取得
2000年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 専任講師
2002年10月 同 助教授
2004年 6月 日新火災海上保険株式会社 社外取締役
2006年 6月 りそな銀行 社外取締役
2010年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授（現任）
2011年 6月 当社 社外取締役 報酬委員会委員
2012年 5月 株式会社ローソン 社外取締役（現任）
2012年 6月 当社 社外取締役 指名委員会委員（現任）

有馬 利男（ありま としお）

一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事　　在任期間：2年

【担当及び委嘱等】
指名委員会委員長・報酬委員会委員
*独立役員

【取締役会等における発言】
製造業および販売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】
沈滞した日本経済に明るい兆しが見え始めた。この変化の芽を大きく育てる上で金融界の役割は大きい。りそなも公的資金返済の完遂に大きく一歩を踏み出した。この重要な時期に真の力を発揮し、顧客の信頼を裏切らぬよう、社外取締役の役割を果たしてゆきたい。

【略歴】
1967年 4月 富士ゼロックス株式会社 入社
1992年 1月 同 取締役 総合企画部 物流推進部および開発事業推進部担当
1996年 1月 同 常務取締役 総合企画部 総合事業計画部 開発計画部および生産計画部担当
1996年 4月 同 常務取締役 Xerox International Partners President & CEO
2002年 6月 同 代表取締役社長（執行役員）
2006年10月 富士フイルムホールディングス株式会社 取締役
2007年 6月 富士ゼロックス株式会社 取締役相談役
2007年 6月 りそな銀行 社外取締役
2008年 6月 富士ゼロックス株式会社 相談役特別顧問
2011年 3月 キリンホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2011年 6月 富士重工業株式会社 社外取締役（現任）
2011年 6月 当社 社外取締役 指名委員会委員
2011年10月 一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事（現任）
2012年 6月 当社 社外取締役 指名委員会委員長（現任）
2012年11月 同 報酬委員会委員（現任）

佐貫 葉子（さぬき ようこ）

NS綜合法律事務所 所長　　在任期間：1年

【担当及び委嘱等】
監査委員会委員
*独立役員

【取締役会等における発言】
法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】
企業の改革には、執行部が常に多角的視点からの意見や質問に応えていくことが必要です。そのため様々な分野出身の社外取締役が必要であり、視点には独立した専門性の裏付けが要求されます。そのような視点たり得ているか、自問が続く毎日です。

【略歴】
1981年 4月 弁護士登録
2001年11月 NS綜合法律事務所 所長（現任）
2003年 6月 株式会社クラヤ三星堂（現 株式会社メディパルホールディングス）社外監査役
2007年 6月 明治乳業株式会社 社外監査役
2009年 4月 明治ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2011年 6月 りそな銀行 社外取締役
2012年 6月 当社 社外取締役 監査委員会委員（現任）

浦野 光人（うらの みつと）

株式会社ニチレイ 相談役　　2013年6月21日就任

【担当及び委嘱等】
報酬委員会委員
*独立役員

【取締役会等における発言】
製造業および物流業の経営者としての知識や経験に基づき、特に、経営改革や組織風土改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】
健全で利便性の高い銀行としてステークホルダーの皆様に評価されるためには、「りそな」の強みをより磨き上げ、業務全般にマーケットイン発想の徹底が求められます。私は食品産業の経営に携わった経験を活かし、上記の視点で経営のお役に立ちたいと考えます。

【略歴】
1971年 4月 日本冷蔵株式会社（現 株式会社ニチレイ） 入社
1997年 4月 同 経営企画部長
1999年 6月 同 取締役経営企画部長
2001年 6月 同 代表取締役社長
2005年 1月 株式会社ニチレイフーズ 代表取締役社長
2007年 4月 同 取締役会長
2007年 6月 株式会社ニチレイ 代表取締役会長
2008年 5月 社団法人日本冷凍食品協会（現 一般社団法人日本冷凍食品協会） 会長
2008年 6月 新日鉱ホールディングス株式会社 社外監査役
2009年 6月 三井不動産株式会社 社外取締役（現任）
2009年 6月 株式会社日本システムディベロップメント（現 株式会社NSD） 社外監査役
2010年 6月 JXホールディングス株式会社 社外監査役（現任）
2011年 6月 横河電機株式会社 社外取締役（現任）
2013年 6月 当社 社外取締役 報酬委員会委員（現任）
2013年 6月 株式会社ニチレイ 相談役（現任）

注：在任期間は、社外役員への就任後から2013年7月1日までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

（2013年7月1日現在）

コンプライアンス体制について

りそなグループでは、コンプライアンスを「法令、ルールはもとより社会規範を遵守すること」と定義し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、銀行の“社会的責任と公共的使命”を強く認識し、お客さまや社会からの信頼をより強固なものにするため、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

基本的な取組み

りそなグループでは、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を当グループが関係する人々に対する基本姿勢の形で具体化したものとして「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」、これら経営理念とりそなWAYを役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして「りそなSTANDARD（りそなグループ行動指針）」を各社共通に定めています。

私たちは、りそなグループが満足を超える感動を創造し、お客さまに選ばれる金融サービス業になるためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」を判断や行動の基準と位置づけ、守り続けることが重要と考えています。社内への周知徹底のため、これらを記載した冊子、及びチェックポイント形式に簡略化した携帯用小冊子を作成し、全役員・従業員に配付して、各職場で繰り返し研修を実施するほか、eラーニング研修の導入を進めるなど、徹底に努めています。また、従業員における「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」の認知度・浸透度を測ることなどを目的として、グループに勤務している従業員等を対象とした意識調査を毎年実施しています。

「りそなSTANDARD」の冒頭には、経営からのメッセージ「良き企業を目指して」を掲載し、経営トップが自らの言葉で、企業が社会の一員として「社会に何をもたらすために存在するのか」という基本命題を正面に見据えていかねばならないこと、コンプライアンスのできた企業であり続けることを最も重要な課題として、企業倫理の向上に取り組まなければならないことなどを謳い、りそなグループとしてのコンプライアンスへの取組み姿勢を明確にしています。

また、りそなホールディングス及びグループ各社では、経営理念等をコンプライアンスの観点から具体化し、役員・従業員の役割や組織体制など基本的な枠組みを明確化した「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス実現のための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、従業員に周知しています。

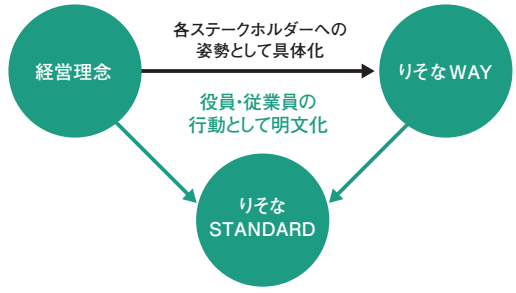

＜りそなSTANDARDの概要＞

STANDARD－Ⅰ　お客さまのために
最適なサービスのご提供、誠意ある態度、守秘義務の遵守　など

STANDARD－Ⅱ　変革への挑戦
収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり　など

STANDARD－Ⅲ　誠実で透明な行動
法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重　など

STANDARD－Ⅳ　責任ある仕事
正確な事務、何事も先送りはしない、適切な報告・連絡・相談　など

STANDARD－Ⅴ　社会からの信頼
地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引　など

グループの運営体制

グループのコンプライアンス運営体制

りそなホールディングスにグループのコンプライアンスを統括するコンプライアンス統括部を設け、同部がグループ各社のコンプライアンス統括部署と連携し、グループ一体でコンプライアンス体制の強化を図っています。また、りそなホールディングス、グループ各銀行及び関連会社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題を検討・評価する体制としています。

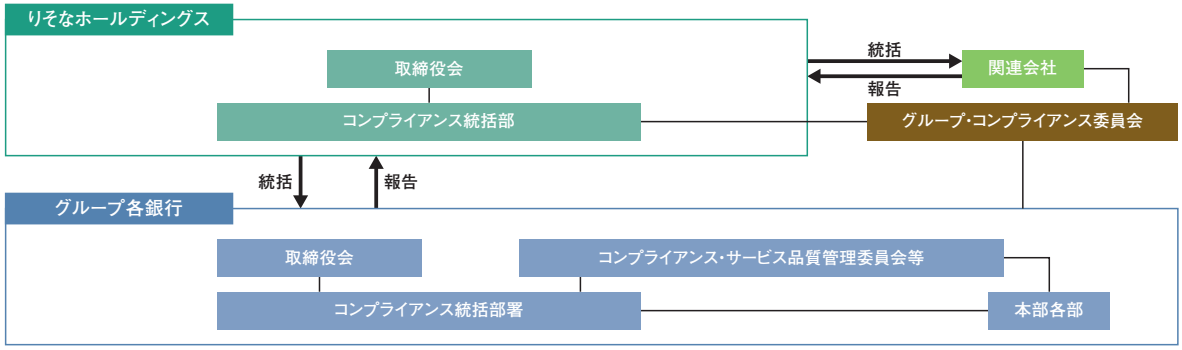

グループの顧客保護等管理体制

お客さまの投資ニーズの高まりや、企業に求められる情報管理の高度化、個人情報保護法・金融商品取引法等の法整備など金融機関を取り巻く環境が大きく変わる中、金融機関はこれまで以上に、お客さまに安心してご利用いただくため、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に取り組んでいく必要があります。りそなホールディングス及びグループ各銀行においては、お客さまへの説明、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さま情報の管理、業務を外部に委託する場合の委託先に対する管理、各銀行とお客さまとの取引等において発生する利益相反の管理など、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に関する体制の整備に積極的に取り組んでいます。

具体的には、お客さまへの適切な対応と利便性向上に関する各事項について、管理責任部署や責任者を明確に定め、これらの管理部署等をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」等を設置し、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応に関する協議を行い、対応策の検討を行っています。

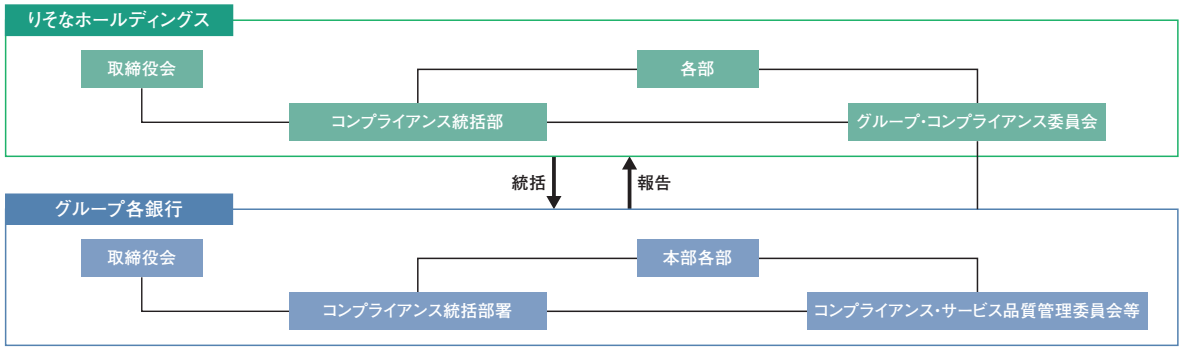

コンプライアンス・プログラム

りそなグループ各社では、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」をりそなホールディングスの示す方針に沿って策定し、進捗状況について定期的に取締役会に報告することにより、主体的にコンプライアンス態勢の強化策を実践しています。

コンプライアンスに関する相談窓口

「りそな弁護士ホットライン」「りそなコンプライアンス・ホットライン」

コンプライアンスの浸透には、従業員一人ひとりの問題意識と透明性の高いコミュニケーションが重要であるとの認識のもと、グループのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「りそな弁護士ホットライン」及び「りそなコンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

この2つのホットラインは下図のような制度内容とするとともに、正当な通報を行った従業員に対する不利益処分や嫌がらせを行ってはならないことを社内規程に明記して、グループの従業員が利用しやすいよう配慮をしています。

また、各種社内集合研修において趣旨を周知徹底し、前記「りそなSTANDARD」の冊子及び小冊子に制度の内容や連絡先を掲載すること等により、積極的な利用促進を図っています。

今後も継続的に定着化を図るとともに、コンプライアンス上の問題点の早期発見や、透明な企業風土の構築に努めます。

なお、2006年4月に公益通報者保護法が施行されたことを踏まえ、上記ホットラインを通報窓口とするとともに、りそなホールディングス及びグループ各社において内部通報規程等を整備し、通報者の保護を図っています。

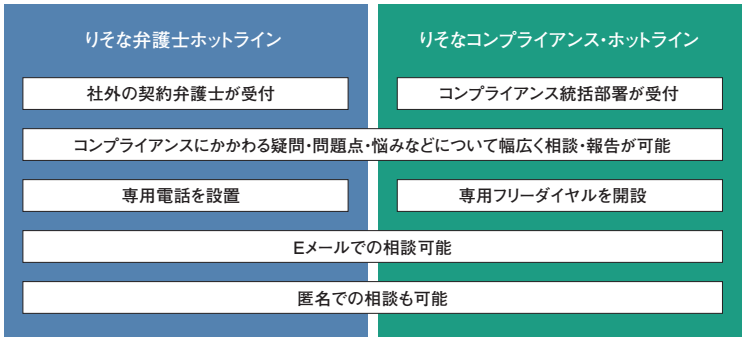

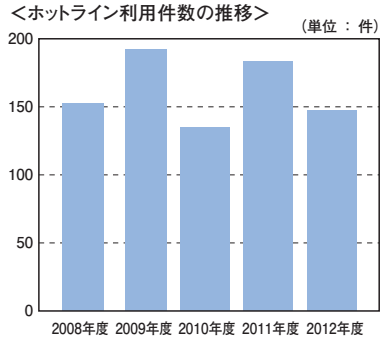

りそな会計監査ホットライン

りそなホールディングスでは、会計、会計に係る内部統制及び会計監査に係る不正処理や不適切な処理についての通報窓口として、りそな会計監査ホットラインを設置しています。

りそな会計監査ホットライン

1. 通報対象事項
   ・当グループ会社における会計、会計に係る内部統制、会計監査に係る不正・不適切な事項
2. 通報先
   ・当ホットラインは社外の法律事務所に設置しています
   ・通報は手紙、E-mailでお願いします
   〈弁護士法人 御堂筋法律事務所〉
   住所：大阪 〒542-0081 大阪市中央区南船場4丁目3番11号 大阪豊田ビル2階208号
   東京 〒100-6020 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル20階
   E-mail：resona-kaikeihotline@midosujilaw.gr.jp
3. 注意事項
   ・当該事案の詳細な事実を記入ください
   ・匿名の通報でもかまいません
   ・詳細な事実の提供がない場合、匿名の場合等は事実調査が制約される可能性があります
   ・通報者に関する情報は、法令等に基く場合等、正当な理由がなければ第三者に開示されることはありません
   ・受付けた通報が通報対象事項に該当すると判断される場合、ご要望に応じ事実調査の結果を回答するよう努めますが、対応できない場合はご了承ください

お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

りそなグループでは、お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために、グループ共通の勧誘方針を定め、お客さまの知識や投資のご経験、ご資産の状況、投資の目的等を踏まえた最適な商品やサービスのご提供、わかりやすく適切な説明や広告に努めています。

「コンプライアンス・サービス品質管理委員会」等での活動などを通じ、適切な勧誘・販売を行うよう、グループ勧誘方針に沿って、内部管理体制の充実や各種マニュアルの整備、社員教育等に継続的に取り組んでいます。

グループ勧誘方針

お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

私たちは、お客さまからの信頼を全てに優先し、広く社会のルールを遵守するとともに、お客さまの喜ばれる顔や幸せのために、誠実で心のこもった商品・サービスを提供します。

1. お客さまからお伺いした知識、金融取引のご経験、保有されているご資産やご購入の目的などに照らして、適切な情報の提供と商品・サービスの説明を行い、お客さまのご判断のお役に立てるよう努めます。
2. 商品・サービスの利点だけではなく、リスクや手数料その他の費用などについても、充分ご理解いただけるよう適切な説明をいたします。
3. 事実と異なる説明はもとより、不確実な事項について断定的な説明を行うなど、お客さまの誤解を招くおそれのある情報を提供することはいたしません。
4. 誠意ある態度で行動し、電話や訪問等により商品・サービスの説明をさせていただく時間帯・場所等についても、お客さまのご迷惑とならないよう努めます。
5. 内部管理体制と従業員研修を充実させるとともに、一人ひとりが商品知識の向上と質の高いサービスの提供に努めます。

お客さまの情報の管理

「お客さまの情報の保護」は、りそなグループを安心してご利用いただくための最も重要な事項の一つであると考えています。グループ各社での「個人情報保護宣言」の公表や、情報漏えい・紛失を防止するための体制整備、徹底した社員教育への継続的な取組みなどにより、個人情報保護法等の法令に則った適切な管理に努めています。

個人情報保護宣言

私たちは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指すりそなグループの一員として、皆さまのご要望にお応えしお役に立つことによって、皆さまとの確かな信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

そのためにも、皆さまからお預かりしている情報について適切な保護を図り、安心してお取引いただけますよう努めてまいります。

1. 私たちは、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした関連する法令ならびに社会規範の遵守を徹底します。
2. 私たちは、適法かつ公正な手段により情報を収集するとともに、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報を利用目的の範囲内で適切に取扱います。
3. 私たちは、皆さまが私たちを信頼してお取引くださっていることを強く認識し、お預かりしている情報の漏えい・紛失等の防止に努めます。
4. 私たちは、皆さまからのお問い合わせ、ご意見、あるいは苦情などに対して、真摯にかつ適切に取組みます。
5. 私たちは、情報の取扱いに関する方針・組織体制・ルール、及び情報の保護に向けた各種の取組みについて、継続的に見直しを行い、改善と向上に努めます。

反社会的勢力の排除

反社会的勢力との取引を遮断し根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要であり、反社会的勢力に対してグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除することを、当グループの基本的な考え方としています。

このために当グループでは、社内規則を整備するとともに、役員・従業員等への研修・啓発に取り組むほか、各社のコンプライアンス統括部署を反社会的勢力の管理統括部署と定め、警察等関係行政機関、弁護士等とも連携して、反社会的勢力との取引防止・関係遮断を図っています。

また取引開始等に際し、当該お取引先が現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合に取引を解消する法的根拠としての条項（いわゆる「暴力団排除条項」）を、グループ各銀行にて導入し、反社会的勢力との取引防止にむけた取組みを強化しています。

＜りそなグループの指定紛争解決機関について＞

Ⅰ. りそな銀行の指定紛争解決機関	りそな銀行が契約している指定紛争解決機関は、以下の2つです。 (1)一般社団法人全国銀行協会 一般社団法人全国銀行協会（以下「同協会」）では、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、「全国銀行協会相談室」を運営しています。ご相談・ご照会等は無料です。 また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは「あっせん委員会」をご利用いただけます。 詳しくは、同協会のホームページ（http://www.zenginkyo.or.jp/adr/）をご参照ください。 連絡先等は、以下のとおりです。 全国銀行協会相談室 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：0570-017109　または　03-5252-3772 （受付日）月～金曜日（祝日及び銀行休業日を除く）（受付時間）9:00～17:00 (2) 一般社団法人信託協会 一般社団法人信託協会では、信託に関するご照会やご相談の窓口として、「信託相談所」を運営しており、信託兼営金融機関や信託会社（信託銀行等）の信託業務等に対するご要望や苦情をお受けしております。信託相談所のご利用は無料です。 詳しくは、信託協会（信託相談所）のホームページ（http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html）をご参照ください。 また、信託銀行等の信託業務等についてお客さまから苦情の申出を受け、トラブルがなかなか解決しない場合には「あっせん委員会」をご利用いただけます。 詳しくは、信託相談所にお尋ねください。 連絡先等は、以下のとおりです。 信託協会信託相談所 電話番号：0120-817335　または　03-3241-7335 （受付日）月～金曜日（祝日及び銀行休業日を除く）（受付時間）9:00～17:15 ※信託協会は信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。
Ⅱ. 埼玉りそな銀行の指定紛争解決機関	埼玉りそな銀行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。 詳しくは、上記(1)をご参照ください。
Ⅲ. 近畿大阪銀行の指定紛争解決機関	近畿大阪銀行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。 詳しくは、上記(1)をご参照ください。

リスク管理体制について

リスク管理体制

リスク管理の基本的考え方

りそなグループは、2003年5月に申請した公的資金による資本増強に伴い、国民の皆さま、お客さまならびにその他関係者の方々に対し、多大なご負担、ご迷惑をおかけしたことを踏まえ、リスク管理に関する以下の原則を定めて、管理体制・管理手法の高度化を図るとともにリスクのコントロールを行い、経営の健全性を確保しつつ収益力を向上できるよう、リスク管理に取り組んでいます。

① 経営体力を超えたリスクテイクを行わない
② 顕在化した損失もしくは顕在化が予見される損失は、先送りせずに早期処理を行う
③ 収益に見合ったリスクテイクを行う

リスク管理の方針とリスク管理体制の整備

りそなホールディングスでは、グループにおけるリスク管理の基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定しています。

グループ各銀行は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理の方針を制定しています。

りそなホールディングス及びグループ各銀行のリスク管理の方針には、管理すべき各種リスクの定義、リスク管理を行うための組織・体制、リスクを管理するための基本的枠組み等を定めています。

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を設けるとともに、各種リスクを統括管理し統合的に管理する統合的リスク管理部署（リスク統括部署）を設けています。リスクカテゴリーについては、主として下表の通り分類し、各リスクの特性に適った手法によって管理しています。

その他のグループ主要会社においても、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえ、リスク管理の方針を制定しています。同方針には、リスク管理体制、リスク管理の枠組みのほか、本来業務以外で極力リスクをとらない旨等の方針を定めています。また、リスクカテゴリー毎の管理部署、及びリスクを統括管理する部署を設けています。

リスクカテゴリー	定義	管理手法
		統合的リスク管理（リスク限度設定、リスクの評価、ならびに資本との比較　等）
信用リスク	与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク	リスク限度設定、信用格付制度、ポートフォリオ管理、与信審査管理　等
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値等が変動し損失を被るリスク	リスク限度設定、損失限度設定、ポジション限度設定　等
流動性リスク	必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスク	緊急時フェーズ認定、緊急時対応体制の整備、流動性リスク指標ガイドライン　等
オペレーショナルリスク	内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、又は外部要因により生ずる損失に関するリスク	オペレーショナルリスク評価（CSA）、損失データ分析、リスク指標　等
事務リスク	業務に従事する役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク	業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導　等
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動、不正使用等により損失を被るリスク	システムリスク管理基準による統制、コンティンジェンシープラン整備　等
法務・コンプライアンスリスク	法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク	コンプライアンス・チェック、コンプライアンス・プログラムによる改善　等
信託財産の運用リスク	忠実義務・善管注意義務等の受託者としての責任の履行を怠ったことに起因して生じた信託財産の損失等を補填しなければならないリスク	業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導　等
その他のオペレーショナルリスク	自然災害や火災などによる有形資産の損傷、外部犯罪による顧客被害とその補償等により損失を被るリスク	災害・外部犯罪に備えた設備の改善、手続面の強化　等
レピュテーショナルリスク	マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスク	適時適切な情報発信、モニタリング、危機管理体制整備

りそなホールディングスによるグループ管理

りそなホールディングスは、グループ共通事項としての各種方針・基準・制度等をグループ各社に提示・指示します。

一方で、グループ各社は、りそなホールディングスより示された方針等に則ったリスク管理に関する重要事項を決定する場合は、りそなホールディングスと事前協議を行い、その協議結果を踏まえて各社で決定します。

こうした枠組みに基づきりそなホールディングスは、グループ各社のリスク管理に関する方針及び規程・基準・制度等を提示・指示あるいは事前協議にて検証することによって、グループ各社のリスク管理の枠組みをコントロールしています。

また、りそなホールディングスは、グループ各社のリスクに関する各種限度・ガイドライン等を事前に協議して、グループ各社のリスクテイクの方針をコントロールしています。

その他、りそなホールディングスは、グループ各社からリスクの状況及びその管理状況に関する定期的報告及び随時報告を受け、必要に応じて指導・助言を行っています。

なお、りそなホールディングスにおけるリスク管理体制は、以下の図の通りであり、各リスク管理部署が担当するリスクカテゴリー別にグループ全体のリスクを統括する体制としています。

＜グループのリスク管理体制図＞

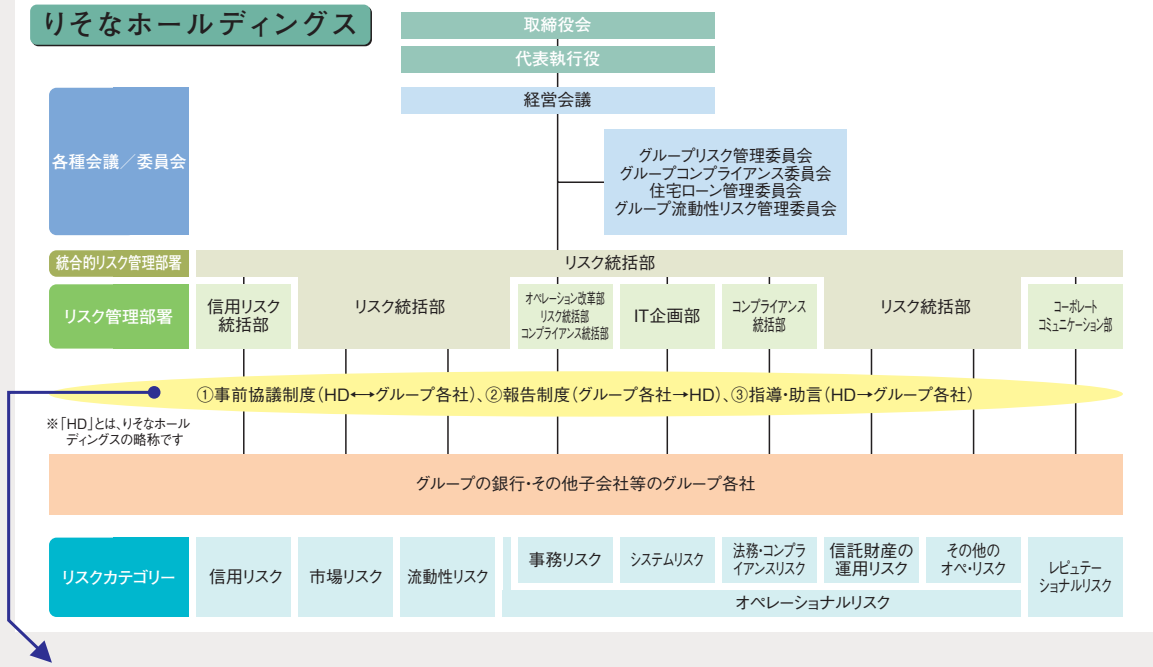

りそなホールディングスによるグループ管理の枠組み		
①	事前協議制度	グループ各社は以下の場合にりそなホールディングスと事前に協議します ・リスク管理の方針等、リスク管理上の重要な各種方針・規程を制定・改定する場合 ・各種リスクに関する限度・ガイドライン等を設定する場合 ・その他のリスク管理上の重要事項を決定する場合
②	報告制度	・グループ各社は、リスクの状況、及びその管理の状況等をりそなホールディングスに定期的に報告します ・また、リスク管理上の重要な問題が発生した場合等に、随時報告を行います
③	指導・助言	・りそなホールディングスは、リスク管理上のグループ共通事項としての方針・基準・制度等をグループ各社に対して提示します ・グループ各社からの報告等に基づき、必要に応じて個別に指導・助言を行います

りそな銀行のリスク管理体制

りそな銀行は、質の高い金融サービスの提供を通じ、更なる収益力の向上とお客さまとの取引拡大に努めており、そのためには、強固なリスク管理体制の構築が必要です。

りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためにリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。

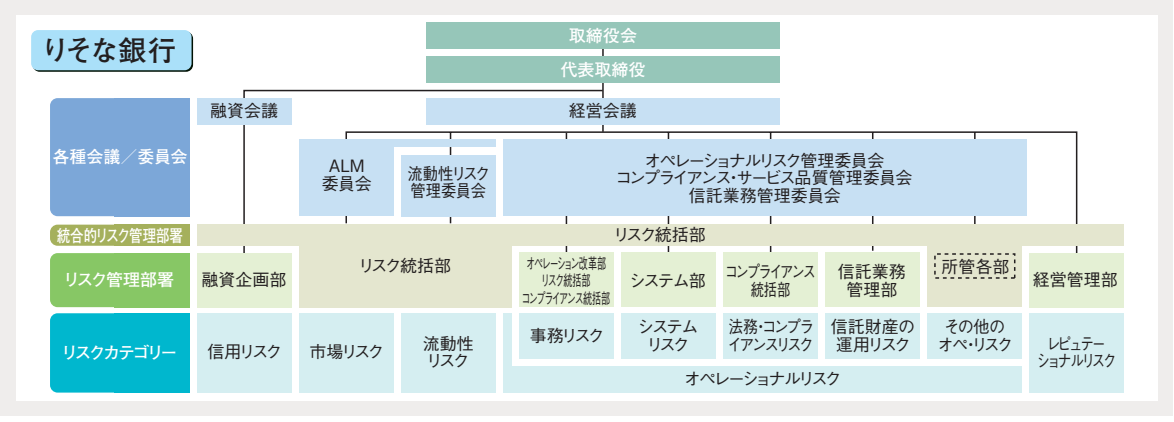

埼玉りそな銀行のリスク管理体制

埼玉りそな銀行が、『埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行』を実現するためには、お客さまとの長期リレーションを支える安定的な収益力と健全な財務力の確立が必要であり、そのためには、強固なリスク管理体制の構築が欠かせません。

埼玉りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためにリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。

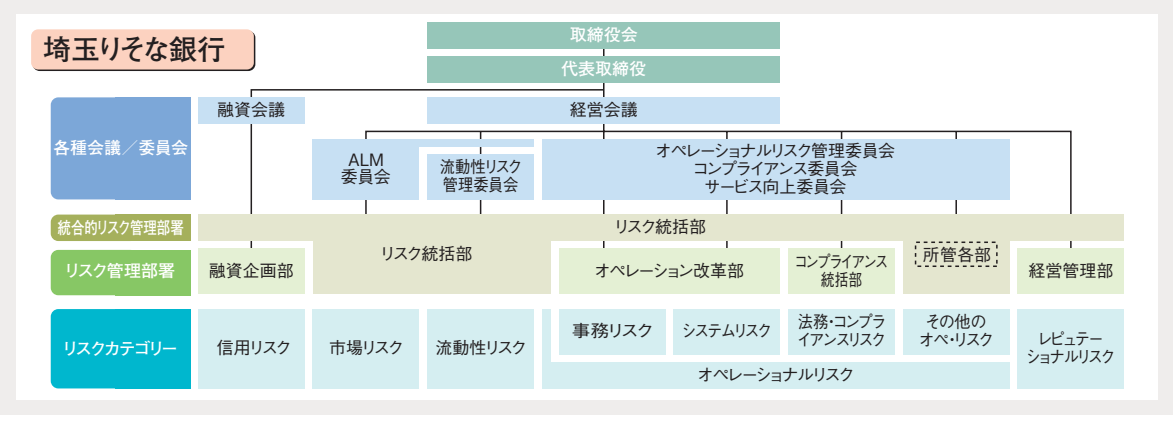

近畿大阪銀行のリスク管理体制

近畿大阪銀行が、地元関西のお客さまとの「きずな力」を深め、「高品質でホスピタリティー溢れる金融サービスの提供を通じて、お客さまとともに成長し、地域経済の発展に貢献する銀行」を実現するためには、経営の健全性の維持･向上が必要であり、そのためには強固なリスク管理体制の維持・構築が欠かせません。

近畿大阪銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクカテゴリー毎のリスク管理部署、及び統括部署であるリスク統括部を設置しています。

近畿大阪銀行では、信用リスク管理により個別審査の厳格化や大口与信集中・業種偏重の回避を図るとともに、市場リスクについては包括的な管理体制（ALM）を構築しています。なお、信用リスク・市場リスク等、計測可能なリスクを統合的に把握し、経営体力の範囲内にリスクを抑制して、経営の健全性を確保することを目的に、統合的リスク管理を導入しています。

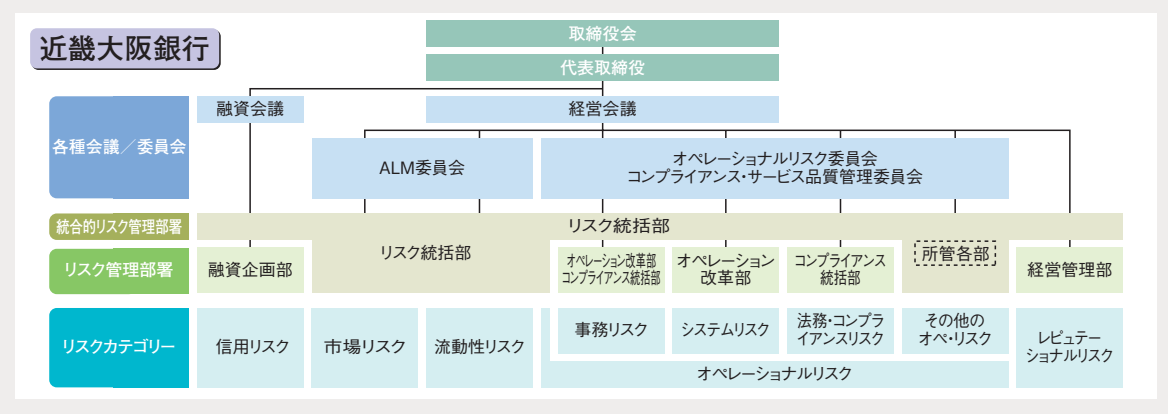

統合的リスク管理

統合的リスク管理の基本的考え方

統合的リスク管理では、異なるリスクを総体的に捉えて管理することで、りそなグループの経営の健全性を確保することを目指しています。りそなグループでは、健全性を確保するため、主要なリスクを資本性の高い中核的な自己資本の範囲内に収まるように管理することを基本的な考えとしています。

統合的リスク管理体制

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、統合的リスク管理部署を設置し、それぞれグループまたは各銀行の統合的リスク管理を行う体制としています。

グループ各銀行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクをVaR※によって定量的に把握し、それに対して限度設定（資本配賦）を行い、リスクを許容できる範囲内に抑制しています。

りそなホールディングスは、グループ各銀行のリスク限度の設定の際に、各銀行から事前協議を受け、各銀行の限度設定内容を検証するとともに、グループ全体の健全性を確認しています。また、定期的にグループ各銀行から管理状況について報告を受け、グループの統合的リスク管理状況を確認しています。

また、りそなグループではVaR等によるリスク計測の高度化に努めていますが、統計的なリスク計測手法では必ずしも捉えられないリスクもあります。グループ各銀行及びりそなホールディングスでは、VaRによる管理の限界や弱点を調査・把握し、それらによる影響度を評価・認識しています。VaRで捕捉できていないリスクについては、各種ストレステストの実施、リスク評価マップによる定性評価等により、統合的リスク管理の向上に努めています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは、一定の信頼水準（確率）及び保有期間において被る可能性のある最大損失額です。

＜自己資本対比リスク額の状況（2013年3月末）＞

◆Tier1の範囲内で主要なリスク（信用・市場（含む投資株式）・オペレーショナルリスク）をコントロール
◆ストレス状況下や計測困難なリスクへの備えとして、Tier1余力・Tier2によるリスクバッファーを確保

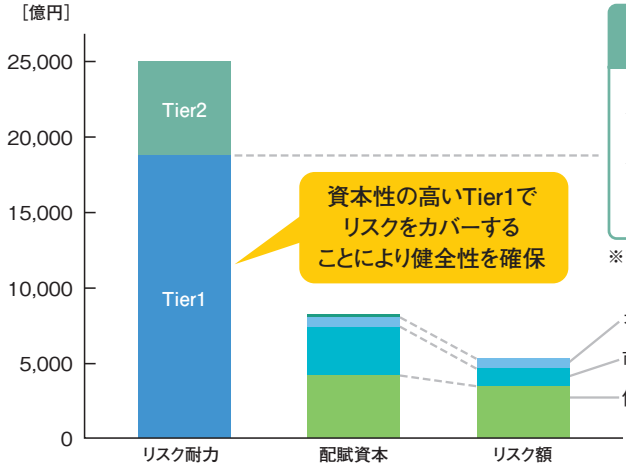

自己資本比率管理とともに、統合的リスク管理において自己資本充実度を評価

リスク額（VaR）計測の前提条件

★信頼区間　99%
＊99.9%水準は、ストレス状況下におけるリスク額として補完的に活用
★保有期間　信用リスク:1年
市場リスク:資産内容に応じて10日～6ヵ月
オペレーショナルリスク:1年

※リスク耐力は、自己資本（Tier1・2）を社内管理上、調整したもの。

信用リスク管理

信用リスク管理の基本的考え方

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」をいいます。

りそなグループにおける信用リスク管理は、適切な審査・与信管理により健全かつ収益性の高い資産を積み上げ、信用コストに見合った適正な収益を確保すると同時に、的確なポートフォリオ管理によりリスク分散の徹底を図り、信用リスク額を適正な範囲に制御することにより経営の健全性を確保することを目的としています。りそなホールディングスでは、信用リスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置付け「グループリスク管理方針」を定め、りそなグループはこれに基づいて信用リスク管理に係わる体制面の整備ならびに手続の制定を行っています。

信用リスク管理に関する組織・体制

りそなホールディングスでは、信用リスク管理部署である信用リスク統括部において、グループ各銀行から信用リスク関連その他の情報を収集し、りそなグループの信用リスク管理に関する統括及びそれらに関する企画立案を行っています。信用リスク管理上の問題が認められる場合は、必要に応じて統合的リスク管理部署であるリスク統括部と連携し、グループ各銀行あるいは関連部署に対応を求める等、適切な対応策を講じています。また、グループ全体の信用リスクの状況、グループ各銀行の管理状況を定期的、または必要に応じて随時モニタリングし、各種委員会や経営会議等を通じて経営陣に報告しています。なお、ポートフォリオに占める比重の高い住宅ローンについては、グループ横断の会議体として「住宅ローン管理委員会」を定期的に開催し、信用リスク管理の高度化を図っています。

グループ各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、信用リスク管理固有の特性を踏まえ、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しています。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行います。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行います。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行います。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。

なお、信用リスク管理関連部署は、営業推進関連部署からの独立性を確保し、牽制機能を確保しています。

＜グループ各銀行の信用リスク管理体制＞

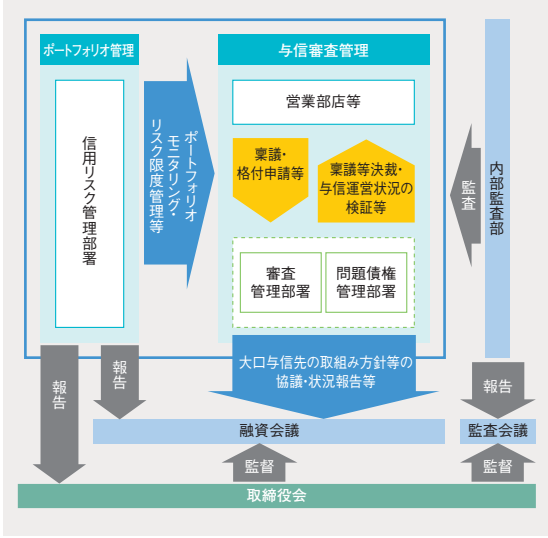

クレジット・ポリシー

りそなグループは、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、信用リスク管理における基本原則として、グループで統一した「クレジット・ポリシー」を制定しています。「クレジット・ポリシー」には中小企業・個人に対する健全な融資を積み上げ、リスク分散された収益性の高いポートフォリオを構築することを目的とした、与信業務の原理・原則が詳述されており、日常の業務運営や社内研修等を通じて、周知徹底を図っています。

信用リスク管理の枠組み

●信用リスクの評価

信用リスクを的確に評価・計測するため、グループ各銀行においては、与信先毎に原則信用格付を付与し、少なくとも年1回以上定期的に見直しを実施しています。また、延滞の発生や業績の悪化等、信用状況に変調が認められた場合には、適時適切に見直しを実施しています。さらに、与信ポートフォリオの信用リスクを的確に評価・計測するため、エクスポージャーや平均貸倒損失額のほか、信用リスク額等も活用しています。

●信用リスクのモニタリング

与信先の信用リスクの状況については、約定返済の履行状況や業績・財務状況、定性面等により適切にモニタリングを行い、特に大口与信先の信用リスクの状況については、りそなグループの経営に対して大きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行っています。与信ポートフォリオの信用リスクの状況については、格付別・業種別・地域別等の区分を設定した上で、区分別のエクスポージャー・平均貸倒損失額・信用リスク額等により、信用リスクの増減や与信集中リスク及びリスク・リターンの状況等を分析・把握しています。

●信用リスクのコントロール及び削減

与信案件の取上げにあたっては、与信先の財務状況、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行っています。特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、りそなグループの経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジット・シーリング）を設定する等の方法により厳格な管理を行っています。信用状況が悪化する等の問題債権として管理が必要と認められる与信先については、事業再生支援が金融機関にとって重要な社会的役割であることを踏まえ、必要な財務上の手当てを行うとともに、損失の発生を最小限にとどめるためにすみやかに事業再生や回収等に取り組んでいます。また、与信先に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援により、当該与信先の経営改善を通じた信用リスク削減に積極的に取り組んでいます。

内部格付制度

内部格付制度の概要

りそなグループでは、与信先毎の信用リスクを財務内容等に基づいて客観的に評価し、一定のルールに基づいて12区分にランク分けされた信用格付を付与しています。

信用格付は債務者の信用リスクの程度を表していることから、個別与信案件の審査における判断基準のひとつとして重要な役割を果たしています。債務者区分の判定は信用格付に基づいて行われ、償却・引当は自己査定結果に基づき見積もられることから、信用格付は自己査定及び償却・引当の基礎的な指標として極めて重要な位置付けにあります。また、格付ランク毎のPD※に基づき信用コストを算出し、個社別収益管理に反映させることで、信用リスクに見合った収益の確保を図っています。

内部格付制度における各モデルについては、信用リスク管理部署が年1回以上検証を実施し、その結果を経営陣へ報告するとともに、必要に応じて見直しを行っています。

※PDとは、ある格付に属する債務者（事業法人等の場合）あるいはプールに属する取引（リテールの場合）が1年間にデフォルトする確率です。

＜信用格付の体系＞

債務者格付	意味（債務者区分）		格付の定義
SA	正常先	超優良	債務履行の確実性は極めて高く、かつ安定している。
A		優良	債務履行の確実性は高く、かつ安定している。
B		良好	債務履行の確実性は十分にあるが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、その影響を受ける可能性がある。
C		水準以上	債務履行の確実性に問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
D		水準	債務履行の確実性に当面問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
E		水準比低位	債務履行は現在のところ問題ないが、業況、財務内容に不安定な要素があり、景気動向、事業環境の変化等により、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。
F	要注意先	要注意先Ⅰ	業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する。
G		要注意先Ⅱ	業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に十分注意を要する。
H		要管理先	業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等の債務者で、貸出条件、履行状況等に問題がある。
I	破綻懸念先		現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる。
J	実質破綻先		法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている。
K	破綻先		法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。

格付付与手続の概要

●事業法人等向けエクスポージャー

一般事業法人、事業性個人、金融機関等については、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して信用格付を決定しています。国・地方公共団体等、格付モデルによるスコアリングに適さない与信先は、特殊性を加味した信用力に従い格付を付与しています。

●特定貸付債権

公共インフラや船舶・航空機等の有形資産ならびに事業用不動産等を責任財産とするノンリコースローンを、「プロジェクト・ファイナンス」「オブジェクト・ファイナンス」「事業用不動産向け貸付」「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付」の4種別に区分し、種別毎にスコアリングモデルを制定しています。いずれもLTV（物件評価額に対する借入金の比率）やDSCR（年間の元利金支払額に対する純収益の割合）等の指標をベースにしてスコアリングを実施し、さらに事業性や責任財産の定性面等の情報を考慮の上、信用格付を決定しています。

●リテール向けエクスポージャー

事業法人等向け以外のエクスポージャーを、「居住用不動産向けエクスポージャー」「適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」「その他リテール向けエクスポージャー」の3種別に区分し、各種別においてさらに同様のリスク特性を有するプールを組成して、プール毎にリスク管理を行っています。

●株式等エクスポージャー

グループ各銀行における政策投資株式は、リスク・アセット計算上PD／LGD方式※1を適用（別途、計算方法が定められている銘柄を除く）しており、事業法人向けエクスポージャーと同様の手法により、信用格付を付与しています。

●ファンド等（みなし計算）

りそなグループでは、株式投信、債券投信等の各種ファンドへの投資を行っていますが、ファンド等の信用リスク・アセットについては、ルック・スルー（ファンド等の裏付となっている個々の資産内容の把握）を行って、個々の裏付資産の信用リスク・アセットの額の総額を用いることを原則としています。ルック・スルーによる裏付資産の信用リスク・アセット算出にPD／LGD方式を適用する場合は、事業法人等向けエクスポージャーに準ずる手法により、信用格付を付与しています。

●LGDレーティング

りそなグループでは、案件格付として「LGDレーティング制度」を制定しています。

LGDレーティングは、信用格付と合わせ、個別与信案件の審査における判断基準の他、取引先別の収益管理やポートフォリオ管理への活用を目的としており、LGD※2により回収確実性をランク付けするものです。高ランクの案件ほどLGDは低く（デフォルトした場合の回収確実性は高く）、格付ランクが下がるにつれてLGDは高く（デフォルトした場合の回収確実性は低く）なります。

●パラメータ推計

グループ各銀行は、前記手続に基づき付与した信用格付区分別のPDを、自己資本比率告示の定義に従い、各銀行合算のデフォルト実績より推計及び検証し、自己資本比率算出に利用しています（リテール向けエクスポージャーについては、各銀行が各々設けたプール区分毎のデフォルト実績に基づきPDを推計）。なお、これらのパラメータは社内の資本配賦、部門別のリスク・アセット管理等に活用しています。

※1 PD/LGD方式とは、信用格付区分毎のPD、LGDを考慮して、信用リスク・アセットを算出する方式です。
※2 LGDとは、デフォルト時におけるエクスポージャーの額に対して生じる損失額の割合です。

＜ポートフォリオの分類と内部格付制度＞

資産区分等			対象先の概要	制度・規程
事業法人等	事業法人	法人	与信額100百万円以上の法人	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
		事業性個人	与信額100百万円以上の事業性個人	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
		特定貸付債権	プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付	「信用格付制度」
	ソブリン		中央政府、中央銀行、政府関係機関、地方公共団体、地方三公社、信用保証協会、国際機関等（本邦・外国）	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
	金融機関等		銀行・証券会社等（本邦・外国）	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
リテール	居住用不動産		不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向け貸付でプール管理されるもの	「リテールプール管理規程」 ※「その他リテール」に該当する法人は「信用格付制度」に基づく格付を付与
	適格リボルビング型		個人向け無担保で極度額10百万円以下のカードローン	
	その他リテール		個人向け（除く事業性）かつ「居住用不動産」、「適格リボルビング型」に該当しないもの 上記に該当せずかつ与信額100百万円未満のもの	
株式等エクスポージャー			政策投資株式	「信用格付制度」

ポートフォリオ管理

集中リスク排除とモニタリングの枠組み

貸出資産等を全体としてマクロ的に管理を行う「ポートフォリオ管理」は、「与信審査管理」と並び、信用リスク管理の柱のひとつとして位置付けられるものです。

特定の取引先への与信集中が多額の損失に繋がり、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、グループ各銀行では、クレジット・シーリング制度を定め、与信集中の防止を図っています。同制度では、各社がその体力に応じて金額上限を設定し、原則として、一取引先への与信額がこれを超過しない仕組みとしており、定期的に運用状況をモニタリングしています。

また、与信ポートフォリオについては、信用格付別・業種別等の区分を設定した上で、与信額、信用コスト等の増減やリスク・リターンの状況を定期的にモニタリングしています。

信用リスクの計測と限度設定

りそなグループでは、信用リスク計測モデルを用いて、与信ポートフォリオ全体の信用リスクを計測し、内部管理に活用しています。具体的には、与信額、保全情報・回収率、信用格付毎のデフォルト確率、デフォルト相関等を用いて平均貸倒損失額（期待損失額：EL=Expected Loss）及び信用リスク額（非期待損失額：UL=Unexpected Loss）を計測するとともに、信用リスク額に対して限度を設定し、信用リスクを一定の範囲内に抑制しています。

<信用リスク額の算出>

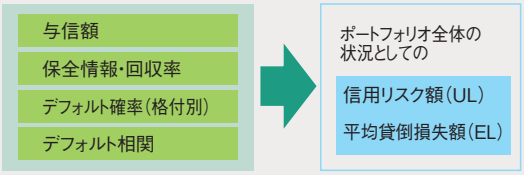

<信用リスク計測時の損失分布のイメージ>

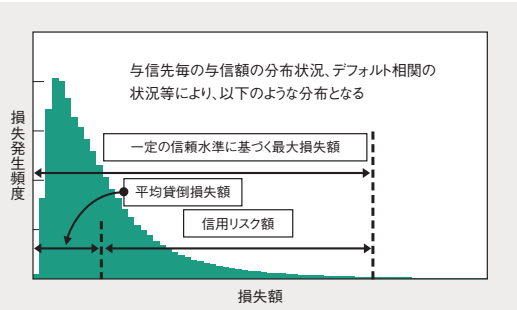

ポートフォリオ分析への活用

与信ポートフォリオの分析等、リスク管理の高度化を図っていくためには、与信先単位や業種別といったセグメント別の信用リスク額を算出していく必要があります。

りそなグループでは、与信ポートフォリオ全体で計測している信用リスク額を個別の与信先単位に配分し、セグメント毎に集計したうえでポートフォリオ分析に活用しています。

与信審査管理

案件審査

与信審査管理とは、案件一件毎の与信判断、あるいは与信先一先毎の与信管理を行うものです。

与信の取上げにあたっては、各営業部店が、「クレジット・ポリシー」をはじめとする信用リスク管理に係る諸規程・細則・手続等の定めに則り、財務諸表等の定量的な情報と、事業環境や経営者の資質等の定性的な情報を総合的に評価した上で、資金使途、返済原資、貸出条件等の妥当性の検討を加え、厳正な審査を行っています。

与信額、信用リスクの度合いが一定レベル以上の与信先の案件については、本部の審査管理部署もしくは問題債権管理部署が審査・決裁を行っており、与信先の規模、業種、及び信用リスクの度合いに応じた審査体制としています。

与信先管理

与信実行後は、資金使途、貸出条件の履行状況の確認を行うほか、与信先の業況・事業計画遂行状況を適時把握し、状況に応じた適切な対応策を講じています。

審査管理部署は、与信先の信用リスクの状況を踏まえ、必要に応じて対応方針及び具体的方策を検討の上、営業部店等に指示するとともに、指示が適切に実行されているかを検証しています。特に大口与信先については、経営に大きな影響を及ぼすことを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行い、管理状況や対応方針等を融資会議で協議・報告しています。

問題債権については、原則として信用リスクの度合い、具体的には格付・債務者区分等により分別管理する体制としています。一定の格付・債務者区分以下の与信先については問題債権管理部署が経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。再生可能な先については、再建計画の策定を指導する等、極力再生の方針で取組み、また延滞先に対しては延滞発生原因の把握、分析を行い、適時に相談・助言を実施する等、延滞長期化を未然に防止するよう取り組んでいます。特に中小零細企業の場合には、金融機関の社会的な役割を踏まえ、きめ細かな経営相談、経営指導及び経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に事業再生に取り組んでいます。

自己査定及び償却・引当

自己査定

自己査定は、保有する資産を自らが個別にその内容を検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することにより、資産の実態を把握し、健全性を高めることを目的とするものです。また、自己査定は信用リスクを管理するための手段であるとともに、査定結果に基づき適正な償却・引当を実施し、資産内容の実態を客観的に反映した財務諸表を作成するための準備作業として位置付けられるものです。

償却・引当の基準

グループ各銀行では、「償却・引当基準」を定め、自己査定結果に基づいて、原則以下の通り償却・引当を実施しています。

・正常先に対する債権に係る貸倒引当金は、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。

・要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について

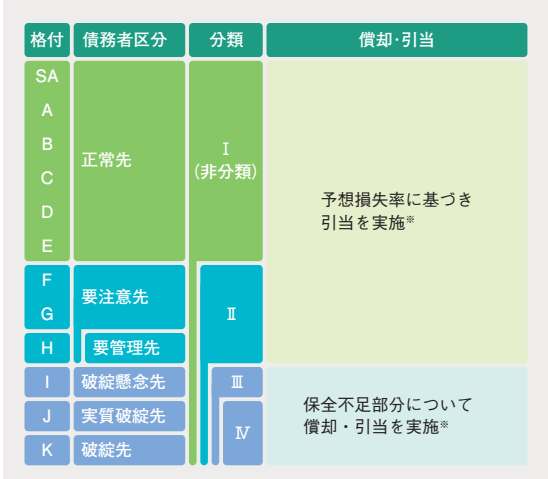

※要注意先、要管理先、破綻懸念先のうち一部の大口先については、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による引当を実施しています。

は、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分（要管理先は3年分）の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。

・破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権額から担保の処分可能額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後3年分の予想損失額を見積もり、個別貸倒引当金として計上しています。

・実質破綻先及び破綻先に対する債権については、債権金額から担保及び保証による回収見込額を控除した残額を個別債権毎に償却するか、個別貸倒引当金を計上しています。

証券化取引

りそなグループでは、以下のとおり信用リスク資産への投資や、お客さまの資金調達の手段として行う売掛債権・手形債権の流動化取引等の様々な証券化取引※に取り組んでいます。なお、証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む）に係る信用リスク・アセットの算出方法、会計方針及び定量情報等については、「自己資本の充実の状況・バーゼル2関連データセクション」に記載しています。

※証券化取引とは、自己資本比率告示において、「原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、特定貸付債権に該当するものを除く。」と定められています。また、再証券化取引とは、「証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。」と定められています。

投資家として関与する証券化取引

グループ各銀行が、住宅ローン債権や商業用不動産を原資産とした投資商品等を投資目的で保有している場合がありますが、これらの中に証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。こうした証券化商品・投資商品に関しては、適格格付機関による信用格付に基づいた取得基準の設定、リスクを抑制し分散するための保有限度の設定等のリスク管理を行っています。また、証券化商品には、一般的な市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク）のほかに、信用状況の変化に伴うリスクや裏付資産の状態や組成スキームの違いなどによる証券化商品特有のリスクがあります。リスク管理部署では、こうした「構造上の特性」を把握し、「裏付資産の状況」、「構造上の特性のうち、継続的に管理すべき情報」についてモニタリングを行うとともに、信用補完の十分性の確認や格付変化・マーケット変化・市場流動性・個別要因を勘案したストレステストを実施しています。なお、再証券化エクスポージャーに該当する証券化商品についても、証券化エクスポージャー同様の管理を行っています。

オリジネーターとして関与する証券化取引

グループ各銀行では、バランスシート上の信用リスクや金利リスクをコントロールする目的として住宅ローンや貸出金の不良債権等の流動化を行った際に、自社で流動化債権の一部を保有する場合がありますが、これについても証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。グループ各銀行が保有する資産の流動化を行う場合、各種関係法令・規制を確認し、リスク移転の効果、取引スキームの妥当性等を判断しています。

スポンサーとして関与する証券化取引

グループ各銀行では、お客さまが保有する売掛債

＜ABCPプログラムのスキームの例＞

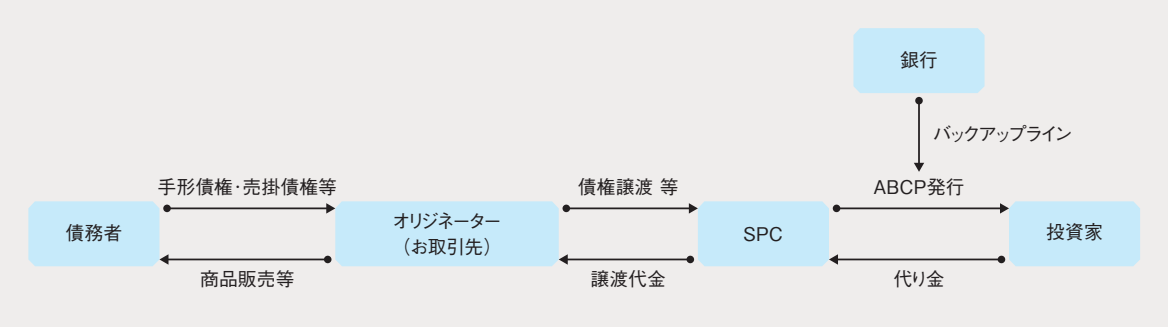

権や手形債権等を流動化して資金調達を行うためのABCPプログラムやABLプログラムを用意しています。ABCPバックアップラインやABLには証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。こうした業務を行うに際しては、流動化の対象債権や対象銘柄の条件等を定めるとともに、第三者対抗要件の具備、債権自体が存在しない等の不正取引リスク、商品返品等による希薄化リスク、反対債権との相殺による相殺リスク等を確認しています。

こうした証券化商品は、グループ各銀行がお客さまの資金調達手段として流動化プログラムのアレンジを行うことから、証券化商品特有のリスクである「構造上の特性」について適切に把握しています。また「裏付資産の状況」についてもグループ各銀行において、常時、把握が可能な体制となっています。

信用リスク削減手法

信用リスクについては、担保・保証等の保全強化によって、信用力を補完し、債権の質の向上を図り削減することが可能です。

保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があり、グループ各銀行では担保物の厳格な保管や評価額の定期的見直し等により適切に担保の管理を行っています。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、派生商品取引・レポ取引における相対ネッティング契約によっても保全を図っています。

ただし、与信の回収は与信先の利益やキャッシュフローによることが大原則であり、担保・保証等へ過度に依存しないよう努めています。

派生商品取引及び長期決済期間取引

りそなグループでは、派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクを反映し、信用リスク・アセットの額を算出しています。

信用供与枠及びリスク資本の割当方法に関する方針

派生商品取引の取引相手の信用リスクについては、貸出金等の与信取引と合算して審査管理を行うこととしており、信用リスク管理に係る原理・原則や行動規範等を定めた「クレジット・ポリシー」に則り適切な与信判断を行い、信用供与枠を設定しています。

貸出金等と異なり、リスク管理上の与信額が市場動向により変動するため、実行後の与信額は、時価と将来リスクを考慮した方法（カレントエクスポージャー方式）により定期的に管理しています。

なお、金融機関等との市場性取引においては、当該金融機関の信用状況や金融情勢等を踏まえて、クレジットラインを設定しています。

また、派生商品に係るリスク資本については、信用リスク及び市場リスクに対するリスク資本割当の中に含めて管理しています。

担保による保全及び引当金の算定に関する方針

貸出金等の与信取引と合わせて信用供与枠や保全状況等の管理を行っており、また「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき引当金の算定を行っています。

自社の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度

デリバティブ担保契約に基づく市場関連取引について、グループ各銀行では、相手先毎にクレジットラインを設ける等、管理する体制を整備しています。グループ各銀行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合や、市場環境・取引の状況等により限度枠を超過したり、超過することが予想されたりする場合には、相手先との取引見直しや、当該商品への取組方針の見直しを行うこととしています。

市場リスク管理

市場リスク管理の基本的考え方

市場リスクとは、「金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。

りそなグループでは、市場取引に内在する損失の可能性を一定の範囲内に抑制しつつ、取引から得られる収益の極大化を図ることで、りそなグループの経営健全性の確保と資本効率の向上の両立を図ることを目的として、適正かつ厳正な市場リスク管理を行っています。

市場リスクの管理体制

りそなグループにおける市場業務運営は、りそなホールディングスによる指導・助言のもと、グループ各銀行においてそれぞれの規模や特性等に応じた運営を行っています。

市場リスク管理においては相互牽制が必要であることから、グループ各銀行では、市場業務の規模・特性を勘案した上で、取引実施部署（フロント・オフィス）、リスク管理部署（ミドル・オフィス）及び事務管理部署（バック・オフィス）を分離する等の対応を行っています。

市場リスクの管理手法

グループ各銀行では、市場性取引の時価評価を適切に行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ※限度等を設定しています。

これらの状況を、原則として日次で、場合によっては月次でモニタリングし、限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。また、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出し、活用しています。

りそなホールディングスは、グループ全体のリスクの状況を管理し、必要に応じグループ各銀行への指導・助言を実施しています。

※センシティビティとは、ある市場相場等の指標が変化した時の市場取引等の時価の変化額のことです。BPV（金利0.01%変化時の時価変化額）もその一つです。

りそな銀行

りそな銀行における市場取引については、自己ポジション取引を行うトレーディングについては限定的なリスク配分とし、また、バンキング取引においては、債券のみならず、投資信託等への投資により運用の多様化を図っていますが、政策投資株式はリスク抑制を原則としています。

りそな銀行における市場リスクに関するVaRは以下の通りです。

【VaR実績値（2012年4月1日～2013年3月31日）】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	26.1	51.9	18.4	29.6
バンキング取引	457	555	313	454

※政策投資株式を除く

	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【トレーディングVaR（2012年4月1日～2013年3月31日）】

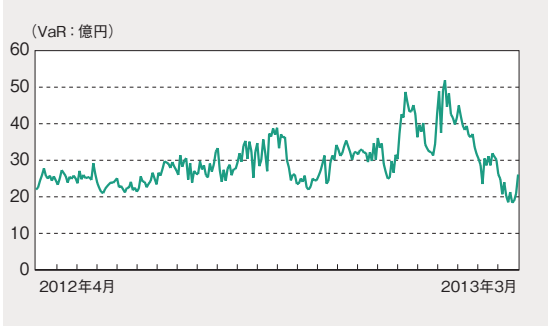

【バンキングVaR（2012年4月1日～2013年3月31日）】

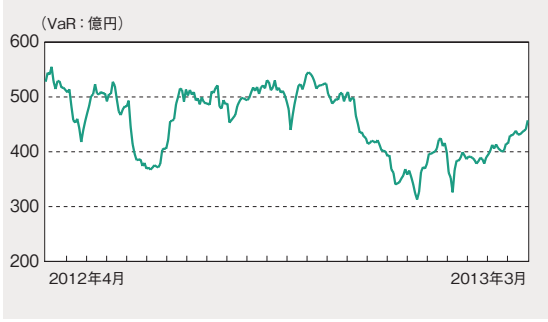

リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証するため、当該モデルで計算したVaRと損益を比較・検証するバックテスティングを日次で実施しています。りそな銀行におけるトレーディング取引のバックテスティングの結果は右記の通りです。VaRの範囲内に収まらない損失が発生した回数等は、特に問題ない水準であり、VaRは適切に算出されているものと判断しています。

りそな銀行が使用するリスク計測モデルについては、外部監査においても有効性が確認されています。

また、りそな銀行ではヒストリカルワーストシナリオ※1や仮想シナリオ※2に基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

※1 ヒストリカルワーストシナリオとは、過去の市場、経済環境の変動事象における、最大規模の変動が発生する前提で策定したシナリオのことです。市場リスクでは、過去10年間の市場の変動データに基づき策定しています。
※2 仮想シナリオとは、ポートフォリオの状況等を踏まえ、マクロ経済環境の悪化や特定のイベント、環境変化等当社にとって影響を及ぼすものを想定し策定したシナリオのことです。

【トレーディング取引に係るバックテスティングの状況】

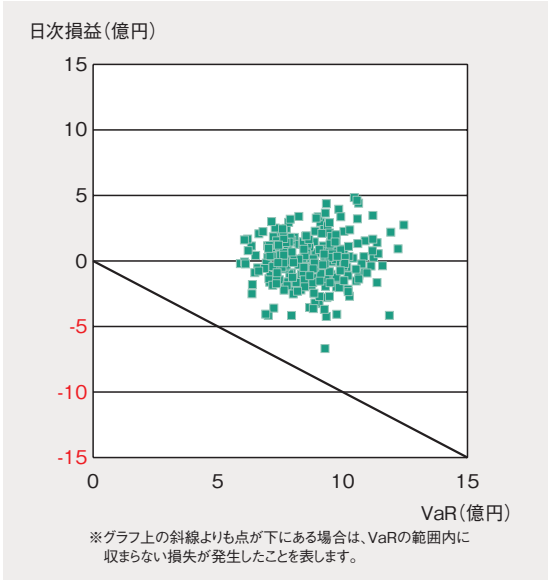

※グラフ上の斜線よりも点が下にある場合は、VaRの範囲内に収まらない損失が発生したことを表します。

〔参考：政策投資株式　業種別ポートフォリオ（2013年3月末りそな銀行単体）〕

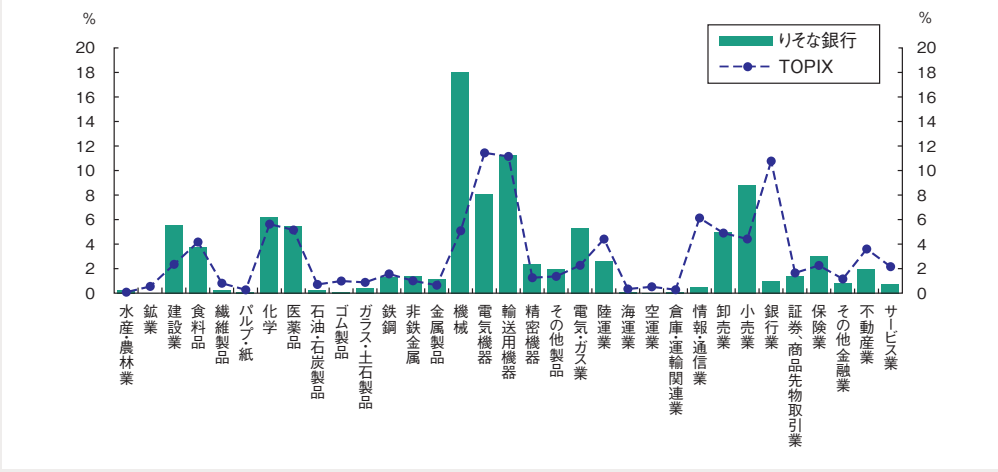

埼玉りそな銀行

埼玉りそな銀行における市場取引については、トレーディングは限定的なリスク配分とし、バンキング取引も国債中心の運用であり、政策投資株式はリスク抑制を原則としています。埼玉りそな銀行における市場リスクに関するVaRは右記の通りです。

埼玉りそな銀行が使用するリスク計測モデルについては、社内におけるバックテスティングで検証を行っているほか、外部監査においても有効性が確認されています。

また、埼玉りそな銀行ではヒストリカルワーストシナリオや仮想シナリオに基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

【VaR実績値（2012年4月1日～2013年3月31日）】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	1.0	1.4	0.2	0.6
バンキング取引	90	96	80	87

※政策投資株式を除く

	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【バンキングVaR（2012年4月1日～2013年3月31日）】

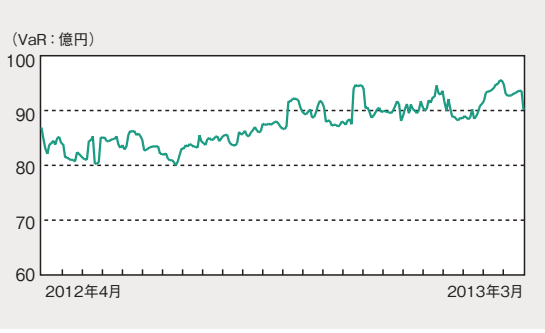

近畿大阪銀行

近畿大阪銀行における市場取引については、バンキング取引における債券運用が中心であり、政策投資株式やトレーディング取引へのリスク配分は限定的です。近畿大阪銀行における市場リスクに関するVaRは右記の通りです。

近畿大阪銀行が使用するリスク計測モデルについては、社内におけるバックテスティングで検証を行っています。

また、近畿大阪銀行ではヒストリカルワーストシナリオや仮想シナリオに基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

【VaR実績値（2012年4月1日～2013年3月31日）】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	0.0	1.8	0.0	0.7
バンキング取引	71	88	67	75

※政策投資株式を除く

	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	125営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【バンキングVaR（2012年4月1日～2013年3月31日）】

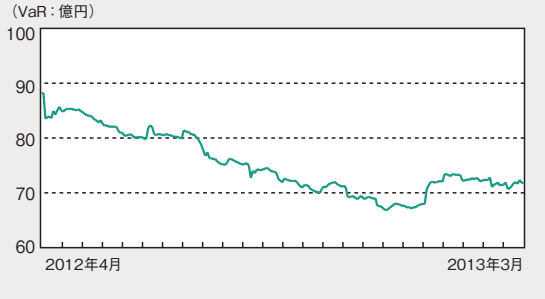

銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー

出資・株式等に関するリスク管理

グループ各銀行では、銀行勘定における純投資目的または政策投資目的で保有するファンド等への出資あるいは政策投資目的で保有する株式等については、各種社内ルールに則り、事前の個別案件毎の審査等を通じて銘柄の厳選に努めています。また、過度なリスクテイクを抑制するため、あらかじめ一定水準のポジション枠を設定するとともに、リスクを計測してその状況を定期的に経営陣に報告しています。

時価評価が可能な上場株式等については、フロントオフィスから独立したミドルオフィスがポートフォリオベースの価格変動リスクの計測等を実施しています。なお、株式等の価格変動リスクの計測については、信頼区間99%、保有期間125営業日のVaRにより行っています。

グループ各銀行が保有するその他の市場価格のない未上場株式等については、その他有価証券、子会社株式、関連会社株式に係わらず、信用リスクとしてリスクを計測しています。

銀行勘定における金利リスク

リスク管理の方針及び手続の概要

グループ各銀行では、銀行勘定における金利リスクに関し、金利動向、経済環境を踏まえ、収益の安定化・極大化を図るべく、リスク配分を行うとともに、デリバティブ取引についてはリスクヘッジを主体に行うことを基本とし、適切な管理を行っています。具体的には、トレーディングに係るリスク管理と同様に、グループ各銀行において、過度なリスクテイクを抑制するため、リスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、フロントオフィスから独立したミドルオフィスが、金利リスク等を原則日次でモニタリングし、リスク限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。その結果については、定期的に経営陣に報告を実施しており、適切なリスク管理を行っています。

また、通常のリスク計測に加え、市場急変時の影響額を計るため、定期的にストレステストを実施し、その影響額について、モニタリングを実施するとともに統合的リスク管理へ活用しています。

りそなグループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手段の概要

りそなグループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要は以下の通りです。

- 保有期間：りそな銀行及び埼玉りそな銀行20営業日、近畿大阪銀行125営業日
- 信頼区間：片側99%
- 観測期間：5年
- リスク計測手法：ヒストリカル・シミュレーション法
- 上記以外の主要な前提条件：満期のない流動性預金のうち、長期間滞留している部分（コア預金）については、内部モデルによって残高を推計し、最長10年、平均5年のものとして金利リスクを計測しています。また、期限前返済のある住宅ローン等については、ローン実行からの経過期間等と過去の繰上げ返済実績との関係を分析し、将来のキャッシュフローを予測した上で、金利リスクを計測しています。

流動性リスク管理

流動性リスク管理の基本的考え方

流動性リスクとは、「運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、ならびに市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）」をいいます。

資金繰り不安が風評に波及すると負の連鎖を引き起こし、その解消に相当期間を要することになります。経営に重大な影響を与える流動性リスクの顕在化を回避するため、資金化が容易な資産（流動性資産）を潤沢に保有し、安定的な資金繰り運営を行うとともに、万一リスクが顕在化した場合には早期対応によりリスクの拡大を防止し、その状況を解消することを流動性リスク管理の基本としています。

グループ各銀行においては、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署の相互牽制体制や、適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施する等の流動性リスク管理体制を整備しています。経営管理を行うりそなホールディングスにも流動性リスク管理部署を設置し、グループとしての流動性リスク管理体制を整備しています。

流動性リスクの状況の評価

りそなホールディングス及びグループ各銀行は、流動性リスクの状況の評価を行い、「平常時」または「緊急時」の認定を行います。さらに「緊急時」の場合には、「第一フェーズ（警戒時）」「第二フェーズ（懸念時）」「第三フェーズ（危機時）」に区分された緊急時フェーズのいずれかの認定を行い、認定した緊急時フェーズに応じ、あらかじめ定めた具体的対応策を適時適切に実施する体制としています。

また、流動性リスクの状況の評価は、グループ共通の外的要因（りそなホールディングス株価、格付、風評、経済情勢、金融政策等）、及び内的要因（グループ各銀行の資金繰り状況を示す預金、市場性調達状況等）の両面から分析することで、総合的に行っています。

流動性リスク指標

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク指標を設定しモニタリングを実施しています。さらに、必要に応じて、りそなホールディングスと事前協議をした上で、流動性リスク指標にガイドラインを設定し、管理しています。特に潤沢な流動性資産を確保することが安定的な資金繰り運営上重要であるとの認識のもと、グループ各銀行は各々の規模、特性に応じた流動性資産保有額に係る適切な保有額の下限額をガイドラインとして設定し、当該ガイドラインを日々遵守しつつ安定的な資金繰り運営を実施しています。

また、りそなホールディングスにおいても、グループ各銀行から主要な流動性リスク指標の報告を日次で受けてモニタリングしています。

流動性緊急時対応体制

流動性の緊急時には、りそなホールディングスにおいてグループ流動性リスク管理委員会を開催します。グループ各銀行においても、同様に流動性リスク管理委員会等を招集し対応します。

さらに、流動性危機の程度が重大、またはその可能性が高い場合、各社において危機対応を統括する組織として社長を本部長とする危機対策本部を設置して対応します。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理の基本的考え方

オペレーショナルリスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、又は外部要因により生ずる損失に関するリスク」をいい、事務、システム、法務・コンプライアンスリスク等の幅広いリスクを含んでおり、全ての業務・商品・サービスにおいて発生する可能性があります。

りそなグループでは、オペレーショナルリスクを管理するにあたり、リスクカテゴリー毎に顕在化したリスク及び内在するリスクの特定・評価、把握を行い、経営に重大な影響を与える事故の発生回避やお客さまへの不利益を排除する観点から再発防止や未然防止等を適切に行うことにより、オペレーショナルリスクの管理・削減に努めています。委託業務についても管理対象として、管理体制の整備を図っています。

また、オペレーショナルリスクが顕在化した場合における経営への影響度について、統計的手法を用いて計測し、統合的リスク管理に活用する等、適切なリスク管理を行っています。

＜オペレーショナルリスクの分類＞

りそなグループのリスク分類		具体的事例（内外の事例）	バーゼル2の損失分類（国内告示より損失の例示抜粋）
事務リスク	内部不正	顧客預金横領 会社資産着服 意図的な権限外取引、改ざん	**内部の不正** 役職員による詐欺、財産の横領、規制・法令・内規の回避を意図した行為による損失
事務リスク	事務過誤	事務ミスによる損失 重要物品の紛失・誤廃棄 期日管理看過による損失	**注文等の執行、送達及びプロセスの管理** 取引相手や仕入先との関係から生じる損失 取引処理・プロセス管理失敗による損失
システムリスク		システム障害 ウィルス感染	**事業活動の中断及びシステム障害** 事業活動の中断・システム障害による損失
法務・コンプライアンスリスク		説明義務違反に起因する損失 優越的地位の濫用	**顧客、商品及び取引慣行** 顧客に対する過失による義務違反（受託者責任、適合性等） 商品の性質・設計から生じる損失
信託財産の運用リスク		管理の失当による損失 財産管理上の不正行為 運用ガイドライン違反	
その他のオペレーショナルリスク	災害	災害・停電による業務中断	**事業活動の中断及びシステム障害** 事業活動の中断・システム障害による損失
その他のオペレーショナルリスク	外部犯罪	偽造・盗難カード被害の補償 強盗・盗難による被害	**外部からの不正** 第三者による詐欺、横領、脱法を意図した行為による損失
その他のオペレーショナルリスク	設備等の瑕疵	自然災害・テロによる設備損傷 設備瑕疵に起因する被害補償	**有形資産に対する損傷** 自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失
その他のオペレーショナルリスク	人事・労務管理	残業代未払いによる訴訟 労災認定後の補償 セクハラ等の和解金	**労務慣行及び職場の安全** 雇用・健康関係の法令・協定に違反した行為、労働災害又は差別行為による損失

オペレーショナルリスクの管理体制

りそなホールディングスでは、グループ各銀行のリスク管理に関する方針・各種規程、管理上の重要な施策等に関する事前協議を通じて、各銀行のリスク管理体制について指導・助言を行うとともに、各銀行のオペレーショナルリスクの状況をモニタリングし、経営陣に報告しています。

また、りそなホールディングス及びグループ各銀行では、オペレーショナルリスク管理における取締役会、経営会議、総合的なオペレーショナルリスク管理部署、各リスク管理部署、ならびに内部監査部門等の役割を定め相互の連携及び牽制が適切に機能する体制を整備しています。

損失データの収集と活用

グループ各銀行は、グループ統一の基準に従い、オペレーショナルリスク関連の損失データを収集しています。このデータや各種報告に基づき、各銀行及びりそなホールディングスでは顕在化したオペレーショナルリスクの分析を行っています。また、オペレーショナルリスクが顕在化した際の経営への影響度を把握するため、当該データを利用してオペレーショナルリスクを計測し、統合的リスク管理に活用しています。

＜オペレーショナルリスク管理体制の概要＞

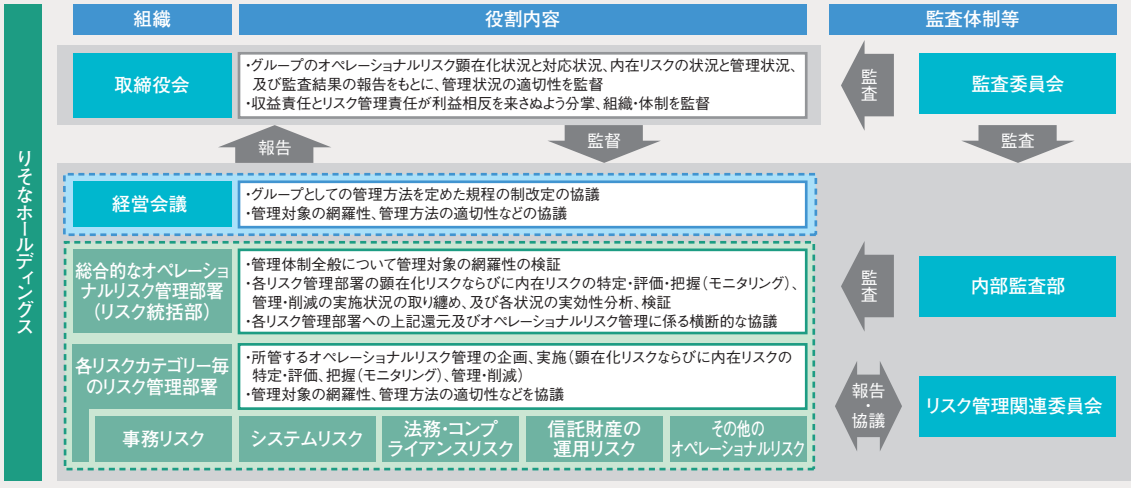

リスク管理部署等	オペレーショナルリスク	事務リスク	システムリスク	法務・コンプライアンスリスク	信託財産の運用リスク	その他のオペレーショナルリスク	取締役会・経営会議以外に報告・協議を行う組織体
りそなホールディングス	リスク統括部	オペレーション改革部 リスク統括部 コンプライアンス統括部	IT企画部	コンプライアンス統括部	リスク統括部	リスク統括部	グループリスク管理委員会 グループコンプライアンス委員会
りそな銀行	リスク統括部	オペレーション改革部 リスク統括部 コンプライアンス統括部	システム部	コンプライアンス統括部	信託業務管理部	事案に応じた担当部署を明確化	オペレーショナルリスク管理委員会 コンプライアンス・サービス品質管理委員会 信託業務管理委員会
埼玉りそな銀行	リスク統括部	オペレーション改革部	オペレーション改革部	コンプライアンス統括部	—	事案に応じた担当部署を明確化	オペレーショナルリスク管理委員会 コンプライアンス委員会 サービス向上委員会
近畿大阪銀行	リスク統括部	オペレーション改革部 コンプライアンス統括部	オペレーション改革部	コンプライアンス統括部	—	事案に応じた担当部署を明確化	オペレーショナルリスク委員会 コンプライアンス・サービス品質管理委員会

リスク顕在化時の対応

グループ各銀行において一定レベル以上のオペレーショナルリスクの顕在化事案が発生した場合は、当該銀行及びりそなホールディングスの経営陣及び関係者へ直ちに第一報を行う制度を整備しています。この制度により、オペレーショナルリスク顕在化事案について、経営陣へ迅速に報告するとともに関係者が情報共有を図っています。

顕在化したリスクのうち経営に重大な影響を与える事象等が発生した場合には、こうした体制のもとで迅速かつ適切な初動対応を行い、影響の拡大防止に努めています。

オペレーショナルリスクの統制自己評価

内在するリスクについては、オペレーショナルリスクの統制自己評価（OpR-CSA：Operational Risk-Control Self Assessment）を行い、業務毎のリスク（リスク顕在化の頻度と影響度）及び統制（整備状況と運用状況）を評価してリスクの洗出しを行っています。

オペレーショナルリスク評価に基づく重大事故の予防的な取組みとして、統制強化策（アクションプラン）により統制状況の改善を図るとともに、リスク指標の設定・モニタリングにより内在するリスクの状況変化を早期に把握することとしています。

＜オペレーショナルリスクの統制自己評価＞

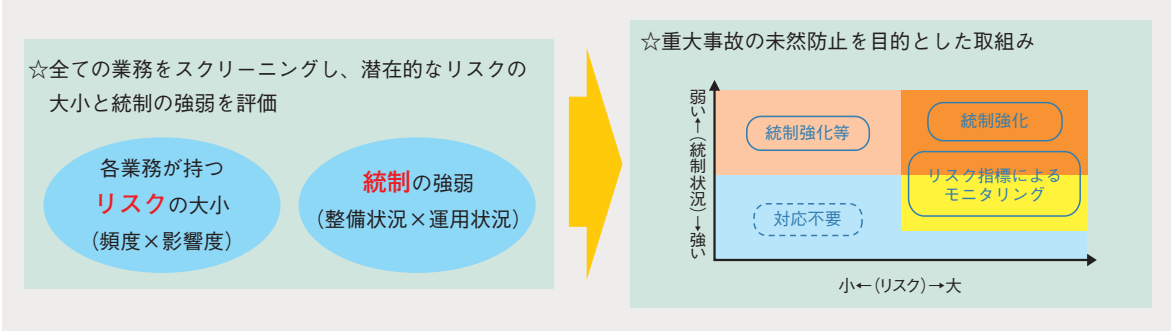

＜りそなグループにおけるオペレーショナルリスクの特定・評価、把握、管理・削減の枠組み＞

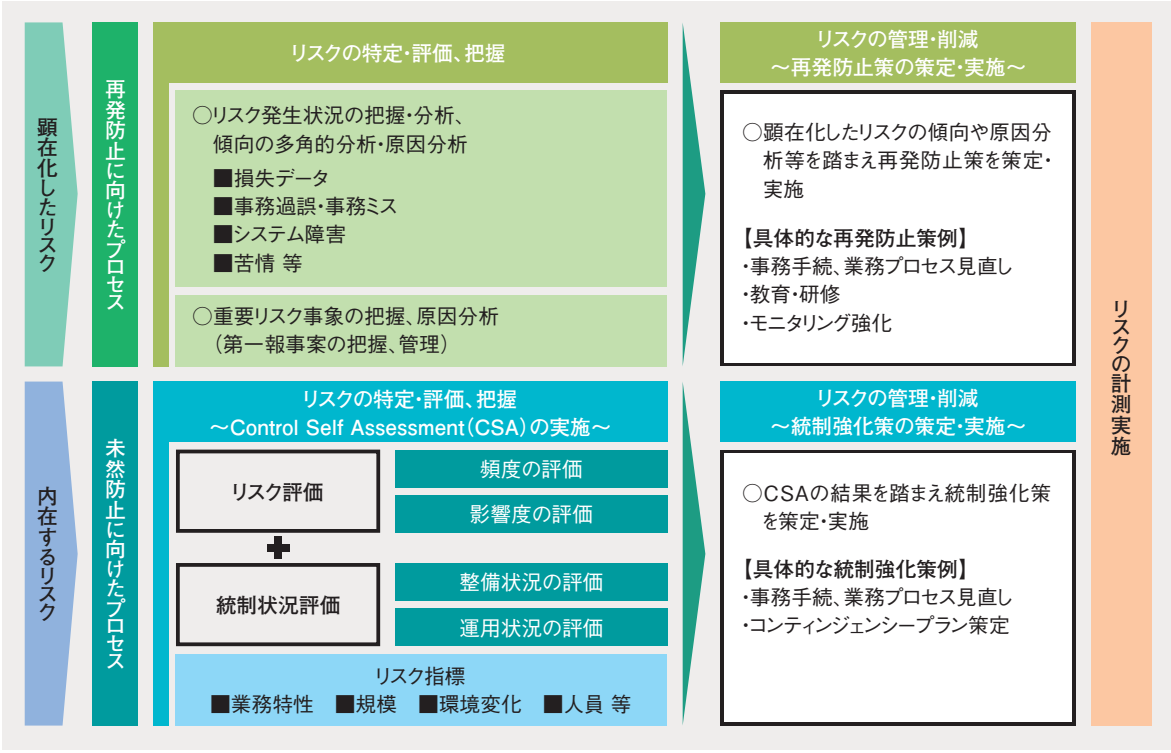

事務リスク管理

事務リスクとは、「業務に従事する役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク」をいいます。

正確かつ迅速に事務処理を行うことは、銀行がお客さまから信頼を得るための必要条件です。銀行の多種多様な業務から生じる大量かつ時限性の高い事務を正確・迅速に処理するためには、事務リスクの抑制・極小化に向けて、事務過誤等の顕在化したリスク、各種モニタリング等で把握する内在リスクの両面からの取組みを継続して行っています。

グループ各銀行では、事務過誤等の防止のため、事務手続の整備や社員等に対する教育・研修等に努めています。

また、事務過誤等を削減する取組みとして、業務プロセスや事務処理を継続的に見直し、簡素化、センター等での集中処理化、システム化等の対応を進めています。

営業店等における事務処理については、事務検証等を行うことで内部牽制機能を働かせ、事務過誤・不正防止を図っています。また、本部の管理セクションの担当者が営業店を訪問し、助言等を行っています。

顕在化したリスクについては、事務過誤・事務ミス等に係るデータを収集し、発生状況と影響度を特定・評価し、多角的に分析した上で原因等を把握して、発生要因に応じて、業務プロセス見直し、教育の徹底等の対応を行っています。

一方、内在するリスクについては、検出された不備発生状況、実地調査による事務実態等から特定・評価を行い、重要度に応じて対応策を講じています。

システムリスク管理

システムリスクとは、「コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク」をいいます。

システムリスクについては、システム障害等として顕在化したリスク、ならびにシステム毎のリスク評価等により把握する内在するリスクの両面から管理することを基本方針としています。

グループ各銀行は、システムリスク管理に関する基準等の管理体制を整備しています。この管理体制のもと、システム障害等に対する迅速で適切な対応や、システム障害防止のための品質向上、障害時の影響拡大防止策、お客さまの情報の毀損・漏洩を防止する情報セキュリティの向上等に努めています。また、システム障害や様々な災害といった緊急時に備えたコンティンジェンシープラン等を整備しています。

法務・コンプライアンスリスク管理

法務・コンプライアンスリスクとは、「法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、及び顧客への説明義務違反や優越的地位の濫用その他の不適切な行為を行うこと、その他法的原因により損失を被るリスク」をいいます。

法務・コンプライアンスリスクの管理にあたっては、内在するリスク及び顕在化したリスクの特定・評価、把握を行い、再発防止や未然防止等を適切に遂行し、リスクの管理・削減を図ることとしています。

グループ各銀行では、内在するリスクについては計画的な研修を通じて役員・従業員の遵法意識及び法務・コンプライアンスリスクに対する認識の向上を図るとともに、法務・コンプライアンスリスク管理部署等によるコンプライアンス・チェック及び指導・助言を通じて、リスクの顕在化回避、事故の未然防止を図っています。また、コンプライアンス・プログラム等を通じて、統制状況を検証した上で、業務への反映、コンプライアンス・プログラムへの対策の組込みによりリスクの削減を図っています。

顕在化したリスクについては、発生状況と影響度を特定・評価し、分析した上で再発防止策を策定しています。加えて、法務・コンプライアンスリスク管理部署が訴訟等の情報を統括管理することにより、訴訟等に係るリスクの状況を的確に把握できる管理体制を整備しています。

金融犯罪への取組み

近年、金融犯罪が高度化していますが、りそなグループでは、本人確認強化等により、盗難通帳での支払防止、マネー・ローンダリング防止、不正利用口座開設防止に取り組んできました。また、偽造・盗難カード対策として、ATMご利用限度額の個別設定サービス、カードロックサービス、生体認証付ICカード等を導入し、お客さまの大切な財産をお守りするよう努めています。振り込め詐欺等の被害に関するお問合せ窓口として、各銀行毎にフリーダイヤルを設置し、振り込め詐欺被害者救済法に基づき、被害者の方への滞留資金の返還について、ご照会をお受けしています。

また、お客さまとのお取引開始に際し、現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合や反社会的勢力に該当した場合に、取引を解消する法的根拠となる条項（いわゆる「暴力団排除条項」）をグループ各銀行にて導入し、反社会的勢力との取引防止に向けた取組みを強化しています。

信託財産の運用リスク管理

信託財産の運用リスクとは、「信託財産の運用において、りそな銀行が果たすべき忠実義務・善管注意義務等の受託者としての責任の履行を怠ったことに起因して生じた信託財産の損失又は逸失利益を補填しなければならないリスク」をいいます。

信託財産の運用・管理において、受託者には忠実義務、善管注意義務等の受託者責任が課せられています。

りそな銀行では、主要業務として年金資金をはじめとするお客さまの大切な財産を運用・管理しており、受託者責任の履行が特に重要な使命であると認識しています。信託財産の運用に係るリスクは事務、システム、法務・コンプライアンスのいずれかのリスクカテゴリーに含まれますが、受託者責任を適切に履行するため、これらのリスクを「信託財産の運用リスク」として認識したうえで、顕在化したリスクと内在するリスクの両面からリスクの特定・評価、把握、管理及び削減を関係部署と連携して行っています。

具体的には、信託財産の運用リスク管理部署は、運用ガイドライン等の遵守状況や運用の適切性について、定期的にモニタリングし、管理しています。顕在化したリスクについては、発生要因に応じて、業務プロセスの見直しや教育の徹底等、有効な再発防止策を講じています。内在するリスクについても、モニタリングする対象・頻度の見直しの実施により、リスクのコントロール・削減を行っています。

また、信託財産の運用・管理においては、外部監査機関による米国検証業務基準書第16号（SSAE16）に基づいた検証を受けており、適正運営の評価を得ています。

レピュテーショナルリスク管理

レピュテーショナルリスクとは、「マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスク」をいいます。

レピュテーショナルリスクは、各種リスクとの連鎖性を有しており、顕在化した場合には、信用の失墜、株価の下落、取引先の減少、ブランドの毀損等、予想を超えた不利益を被る可能性があります。

りそなグループでは、レピュテーショナルリスクを経営上の重要なリスクの一つと位置付け、適時適切な情報開示等により信頼の維持・向上を図り、リスクの顕在化の未然防止に努めています。

具体的には、インターネット上の風説やマスコミによる憶測記事等、各種媒体等の確認を通じてリスク顕在化事象の早期把握に努めています。また、ソーシャルメディア利用によるレピュテーショナルリスク発現の未然防止のため、「ソーシャルメディアポリシー」を制定しています。

レピュテーショナルリスクが顕在化した際には、迅速かつ適切な対応によりりそなグループのステークホルダー（株主、お客さま、社員等）の利益を守り、影響の拡大防止に努めることとしています。りそなグループの経営に影響を及ぼす可能性があり、危機の程度が高い場合には、速やかに危機管理体制へ移行します。

なお、対外的なお問合せ及び公表窓口については、情報を集約するため、りそなホールディングスに一元化した体制としています。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

りそなグループは、中小企業をはじめとしたお客さまとの中長期的なリレーション・信頼関係のもとで、お客さまの事業活動やライフステージにおける様々なニーズにお応えするべく、グループ各銀行・各社の有するソリューション機能・商品・サービスを最適なタイミングでご提供できるよう努めています。

また、健全な事業を営む中小企業をはじめとしたお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことが金融機関として求められる最も重要な社会的な役割期待であることを認識したうえで、以下を概要とする「金融の円滑化に向けた基本方針」をグループ各銀行において定め、業務の健全かつ適切な運営の確保にも配意しつつ、金融の円滑化に向けた最善の努力を尽くしてまいります。

全ての役員及び従業員は、金融の円滑化に係る社会的な役割期待を意識した業務運営に努めます。

・健全な事業や生活を営むお客さまに対する新たな信用供与や返済条件の変更等については、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
・返済条件の変更等を実施した後においても、経営相談等の取組みを行うなど、お客さまの事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うよう努めます。

金融の円滑化に向け、お客さまをよく知り、常に誠意ある態度で接してまいります。

・新たな信用供与や返済条件の変更等に関して、お客さまへの適切かつ十分な説明に努めます。特に、お客さまのお申込みをお断りする場合やお申込みと相違する条件で契約する場合においては、丁寧かつ十分に説明を行うことにより、お客さまの理解を得ることに努めます。
・お客さまからの新たな信用供与や返済条件の変更等に関するお問い合わせ、相談、要望及び苦情に適切に対応します。

金融の円滑化に向けた措置が適切に行われるよう、必要な社内体制を整備します。

・金融円滑化管理を適切に実施するため、必要な知識・経験を有する金融円滑化管理担当役員（または同管理担当取締役）及び金融円滑化管理責任者を配置します。
・金融円滑化管理担当役員（または同管理担当取締役）を中心に、お客さまに対する経営相談や経営改善に向けた取組みへの積極的な支援に資する具体的な方針及び方策を検討します。

金融の円滑化のための受付体制や対応の状況を積極的に発信してまいります。

・ホームページや営業所の窓口等において、お客さまからの相談受付体制や対応の状況について積極的にお知らせいたします。
・関連する法令等を遵守し、対外公表及び監督官庁への報告を適切に行います。

中小企業の経営支援に関する体制整備の状況

りそなグループは、お客さまの事業の成長ステージやライフサイクルに応じて生じる様々なニーズに的確にお応えするべく、グループ各銀行の営業店および本部が協働して、お客さまの経営支援に取組んでいます。

グループ各銀行・各社が提供する主な経営支援機能

<りそなグループの各銀行がお客さまに提供する主な経営支援機能>

資金調達支援	各種融資商品・制度融資・保証協会提携融資商品・私募債等を活用した資金調達のご提案 シンジケートローン、コミットメントライン、コベナンツ、M&Aファイナンス等のストラクチャードファイナンスのご提案 金銭債権流動化、でんさい、ABL等を活用した資金調達のご提案	信託・不動産	退職金、企業年金制度等に関するご相談・ご提案（※） 自社株承継信託、資産承継信託、入居一時金保全信託等の資産保全信託等、各種信託商品に関するご相談・ご提案（※） 不動産の売買・賃借の仲介・代理等に関するご相談・ご提案、不動産の有効活用等に関するご相談・ご提案 （りそな銀行） （※）埼玉りそな銀行および近畿大阪銀行では、りそな銀行の信託代理店として、企業年金・各種信託機能をお客さまに提供しています。
資金決済支援	インターネットバンキング等を利用した資金決済等に関する各種ソリューションのご提供		
各種営業支援（ビジネスマッチング等）	営業斡旋・顧客紹介、テーマ別商談会開催、産学連携支援等に関するご相談・ご提案	その他の経営支援機能	事業承継、資産承継等に関するご相談、ご提案 金利変動リスクヘッジ、為替変動リスクヘッジ等を目的とした各種デリバティブ商品のご提案 外国為替相場動向をはじめとする金融市場に関する情報提供等
海外進出支援	主にアジアを中心とする海外進出・事業展開等に関するご相談・ご提案 外貨建融資、国際協力銀行との協調融資、スタンドバイクレジット等の海外進出に関する資金調達のご相談・ご提案		

<その他のグループ会社が提供する主な経営支援機能>

会社名	主な経営支援に関する機能	会社名	主な経営支援に関する機能
りそなカード株式会社	法人カード業務を通じた経理事務合理化に関するご提案 加盟店業務を通じたクレジットカード決済機能に関するご提案	りそな総合研究所株式会社	経営・財務・人事制度等の経営コンサルティングサービスのご提供 マネジメントスクール（事業後継者育成）・企業内研修・公開セミナー、会員向け経営相談サービスのご提供
りそなキャピタル株式会社	株式公開支援および事業承継・事業再編等の資本政策に関する各種ソリューションのご提供	りそな決済サービス株式会社	代金回収代行、ファクタリング等の資金決済等に関する各種ソリューションのご提供

グループ各銀行における金融円滑化管理体制

グループ各銀行では、金融の円滑化に向け、中小企業をはじめとしたお客さまに対する金融の円滑化に係る施策の企画立案・推進等を組織横断的に協議していくための組織体制として、金融円滑化委員会を設置しています。

さらに、同委員会に加え、各営業店等において、「金融円滑化責任者」および「金融円滑化リーダー」を任命し、金融円滑化に係る方針や施策等の徹底に努めるとともに、本部との連携を図りつつ迅速、真摯かつ丁寧な対応に努めています。

<りそな銀行における金融円滑化管理体制>

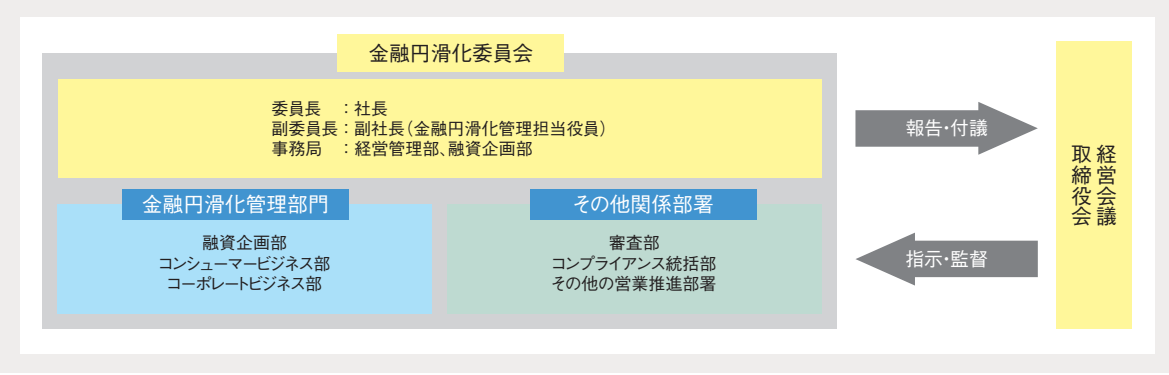

<埼玉りそな銀行における金融円滑化管理体制>

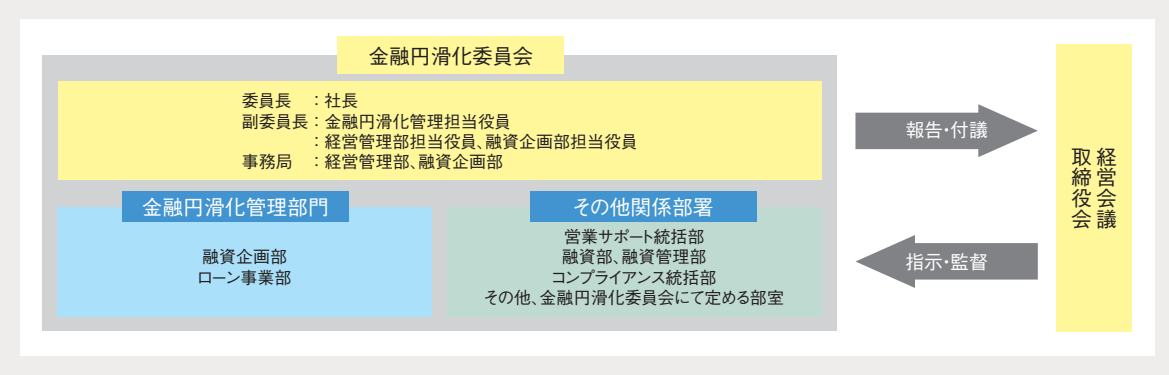

<近畿大阪銀行における金融円滑化管理体制>

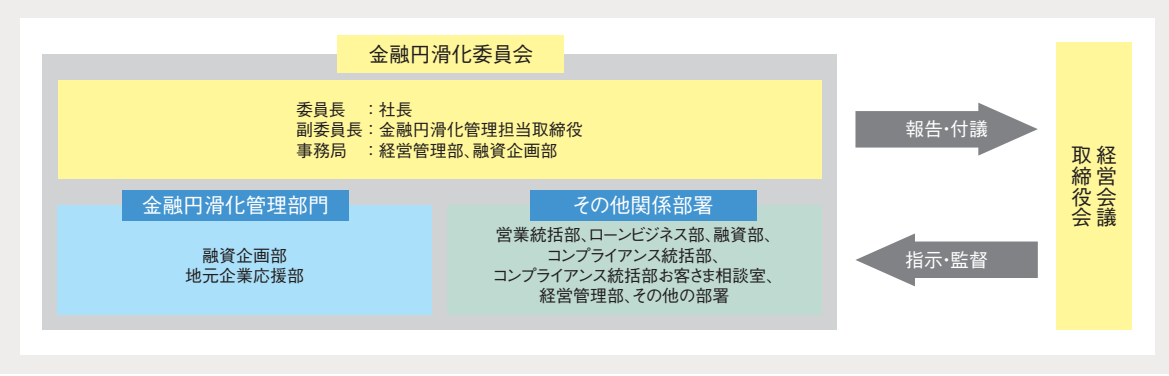

●金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアル

グループ各銀行では、「金融の円滑化に向けた基本方針」に則り、金融の円滑化を達成するために必要な管理を行うべく、「金融円滑化管理規程」を定めているほか、業務の内容及び方法等に応じて、金融円滑化に関する審査等に関する具体的な手続きを定めた業務細則として、「金融円滑化マニュアル」を定めています。

中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新規事業開拓の支援

創業支援・新規事業開拓

りそなグループの各銀行は、創業期のお客さまに対して、決算内容だけでなく、事業の成長可能性にも着目し、積極的な資金支援と事業支援等に取組んでいます。

主な取組内容

●「中小企業経営力強化支援法」に定める経営革新等支援機関の認定を受けるなど、創業・起業等に伴う事業計画の策定サポートや補助金受給の支援、制度融資等を活用したご融資等、お客さまのサポートに積極的に取組んでいます。

●創業期のお客さまに対する資金支援を目的とした投融資ファンドの取り扱いをしている他、中小企業支援ネットワーク強化事業等を活用し、中小企業診断士等の専門家の派遣等を行いました。なお、2013年度においても中小企業・小規模事業者ビジネス創業等支援事業等を活用し、同様に専門家の派遣等の支援を行っています。（埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行）

成長段階における支援

資金調達

りそなグループの各銀行は、成長段階にあるお客さまの更なる飛躍や事業の拡大を、多様な資金調達商品を提供することにより、サポートしています。

主な取組内容

●日本銀行による「成長基盤強化を支援するための資金供給」制度を活用した「成長分野応援ファンド」をグループ各銀行で取扱いし、アジア諸国における投資・事業展開、環境・エネルギー事業、地域再生・都市再生事業など、日本銀行が指定する成長分野に係る成長基盤強化に資する資金調達を支援しています。

●医療・介護分野の設備資金ニーズにお応えする融資ファンドを取扱いし、成長分野であるとともに、公共性が高く地域インフラの一端を担うお客さまへの資金調達を支援しています。（りそな銀行・埼玉りそな銀行）

●「再生可能エネルギー応援融資」を取扱いし、再生可能エネルギー固定価格買取制度の活用により、新たに太陽光パネルを設置し、売電を行うニーズを有するお客さまの資金調達を支援しています。（近畿大阪銀行）

●このほか、りそなグループの各銀行では、環境への取組みを実施しているお客さまを対象とした環境関連融資や、各地の信用保証協会との提携商品等をはじめとした多様な融資商品をご用意することにより、お客さまの資金調達を支援しています。

ビジネスマッチング

りそなグループの各銀行は、お客さまの「仕入・販売強化」、「生産・技術強化」、「物流効率化やIT化等によるコスト削減」、「事業多角化」等、様々な経営課題解決に際してのビジネスパートナーのご紹介を目的として、各種セミナー、商談会、展示会、モニター会の開催等、様々な機会の場の提供を行っています。

主な取組内容

●「りそなDEモニター会」、「農と食の展示・商談会2013」、「彩の国ビジネスアリーナ2013」、「ネットワーク商談会IN大阪」等、多様なイベントを開催し、お客さまのビジネスパートナーのご紹介、商品開発支援等を行っています。

りそなDEモニター会

海外進出

りそなグループの各銀行は、海外進出を検討されている、またはすでに進出されているお客さまに対して、りそな銀行の海外拠点及び海外現地法人であるりそなプルダニア銀行等を活用した情報面でのサポートを、また海外における資金需要に対しては、各銀行での外貨建のご融資や提携銀行等を通じた金融機能の提供を行っています。

主な取組内容

●りそな銀行では、海外駐在員事務所やりそなプルダニア銀行、海外の提携銀行との連携等を通じた、お客さまの海外展開ニーズへの対応力をより一層強化していくため、グループのプラットフォームとして2013年4月1日付で国際事業部を設置しました。
また、埼玉りそな銀行においても法人部内にアジアビジネスサポートグループを、近畿大阪銀行においても営業統括部ソリューション営業室内に外為・アジア推進グループを設け、同様にお客さまの海外展開ニーズをサポートしています。

●国際協力銀行との間で、中堅・中小企業のお客さまの海外における米ドル建ての長期運転資金、設備資金などの資金ニーズへの積極的な対応を目的として、クレジットラインを設定しました。（りそな銀行）

●独立行政法人日本貿易保険と、貿易保険を利用したリスクヘッジを目的として、業務提携契約を締結しました。（埼玉りそな銀行）

りそなプルダニア銀行本店

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生・事業再構築

りそなグループの各銀行は、健全な事業を営む中小企業等のお客さまに対しては、返済条件の変更等への柔軟な対応に留まらず、経営改善・事業再生・事業再構築等に必要な支援・ノウハウの提供等に努めています。

主な取組内容

●「経営改善計画の策定」「事業の再生・事業再構築」等にあたって外部機関等と連携が必要と判断されたお客さまに対して、「地域経済活性化支援機構」、「中小企業再生支援協議会」等の活用を積極的に提案するとともに、他の金融機関と連携し、「地域事業再生ファンド」「資本性借入金（DDS）」等を活用した具体的な再生支援策の実施に取組んでいます。

●業績・財務の悪化に直面しているものの、事業の継続が十分に可能と考えられる関西地区の中小企業のお客さまに対し、事業再構築等の取組み支援の強化を図るため、「地域経済活性化支援機構」等と関西地区における広域型中小企業事業再生ファンドの設立に向けた準備を行っています。（りそな銀行・近畿大阪銀行）

事業承継等の支援

事業承継

りそなグループの各銀行は、お客さまの事業承継ニーズに対して、事業ビジョンや事業承継への考え方等を十分に伺ったうえで、最適な解決方法や対応策を検討し、円滑な事業承継・資産承継に向けた全面的なサポートを行っています。

主な取組内容

●事業承継担当者による自社株評価、さらには外部専門家監修によるご提案、M&Aの活用や資金需要への対応、自社株承継信託・資産承継信託等の信託機能、不動産機能等を活用したご提案を行っています。

●また、りそなグループのお取引先企業の後継候補者を主な対象とした、りそな総合研究所による「りそなマネジメントスクール」等、事業後継者候補の育成等のご支援を行っています。

地域の活性化に関する取組状況

りそなグループは、地域社会とともに発展するという理念のもと、中小企業の経営の改善及び地域経済の活性化に積極的に取組んでいます。

主な取組事例

「りそなDEモニター会」

お取引先の中堅・中小企業の商品開発支援を目的に、各地域の女性モニターから商品への感想やパッケージデザインなどに関する意見を直接聞く「りそなDEモニター会」を実施しました。

モニターには、募集した一般女性のほか、当社女性社員も参加しました。金融サービス業として従来的な銀行取引にとどまらず、お取引先の商品開発のサポートなど、様々な取組みでお取引先を応援しています。

「農と食の展示・商談会2013」
「彩の国ビジネスアリーナ2013」

埼玉りそな銀行は、埼玉県と連携し、農業や食品加工を営むお客さまとバイヤーさまが一堂に会する県内最大級の食イベント「農と食の展示・商談会2013」を開催しました。当日の来場者数は2,748名を数え、「食材供給基地 埼玉」を首都圏のバイヤーにアピールしました。

また、中小企業の受注確保・技術力向上等を目的とし、広域的な企業間ネットワーク形成による取引・技術交流の促進、新たなビジネスチャンス創出の場を提供する国内最大級の展示商談会「彩の国ビジネスアリーナ2013」を埼玉県産業振興公社や埼玉県とともに開催しました。

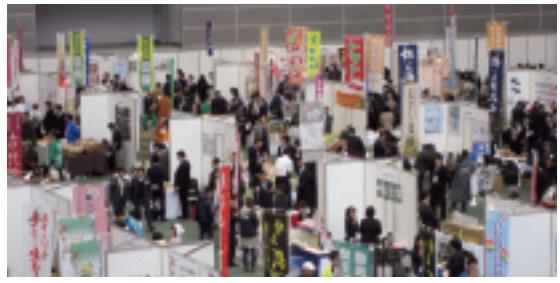

「ネットワーク商談会IN大阪」

近畿大阪銀行は、2012年11月、埼玉りそな銀行、広島銀行、伊予銀行、肥後銀行、福井銀行と共同で、「第3回ネットワーク商談会IN大阪」を開催しました。お取引先の新たな商流を創り出し、地域経済の活性化のお役に立つことを目的とした企画で、3回目となる今回も、「食」をテーマとして、関西以外の地方の魅力ある食材をお持ちのセラーの皆さまに個別商談と展示会の場を提供いたしました。

危機管理・業務継続体制について

危機管理体制

りそなホールディングス及びグループ各社は、災害やシステム障害等により顕在化したリスクが、リスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、お客さまや社員等の安全を確保し、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務継続・早期復旧が図れるよう、危機管理基本方針を定め、危機管理体制を整備しています。

重大な危機が発生した場合は、各社に社長（又は予め定める代行者）を本部長とする危機対策本部を設置し、グループ各社が連携して危機対応にあたることとしています。

＜グループの危機管理体制図＞

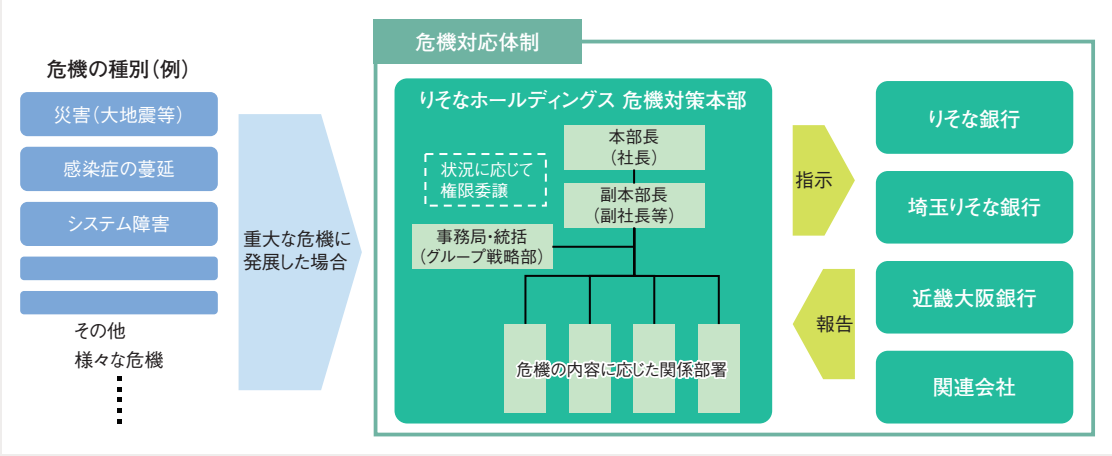

業務継続体制

業務継続の基本的考え方

大規模地震や感染症の蔓延等の災害により、業務継続が脅かされる危機の発現時において、りそなグループとしての業務継続の基本方針を以下の通りとし、金融システム機能の中断を余儀なくされることのないよう、予め業務継続計画を策定し、業務継続体制の整備を進めるとともに、代表執行役（又は代表取締役）による検証を通じて業務継続体制の継続的な改善に取り組んでいます。

業務継続の基本方針

- お客さま・社員など関係者の人命の安全確保を何よりも優先します。
- 可能な限りの業務を継続・早期復旧することで、お客さまの生活や経済活動の維持に貢献するとともに、決済システムへの影響を抑制します。
- 業務停止等による機会損失を最小限に抑えるとともに、資産及び信託財産の適切な保全を図ることにより、健全性を維持し経営リスクを軽減します。
- これらの実効性を確保するため、必要な体制・インフラを整備し、適切に経営資源を配分します。

業務継続計画の策定

りそなグループ各社では、前記の業務継続の基本方針に基づき、大規模地震や感染症の蔓延等の危機を想定した業務継続計画や各種規程、マニュアル等を策定しています。

業務継続計画等においては、大規模地震等の危機の発現により業務継続が困難となる場合を想定し、お客さま・社員など人命の安全に十分配意しつつ、必要な経営資源・業務執行体制を確保するための方策、金融システム機能の維持のための業務継続・早期復旧に向けた対応等について具体的に定めています。

非常時における優先業務

りそなグループ各社では、お客さま及び金融決済への影響度等を踏まえて、預金業務、為替業務、資金証券業務等の主要業務を大規模地震発生時等非常時における優先業務と位置付け、これらの業務については、当日中の業務再開を目標に復旧対応に当たることとしています。

主要インフラの整備

大規模地震の発生に備え、りそなグループ各社では、本社、営業店、システムセンター等の主要施設について、建物の耐震化、非常用発電機の設置等を進めています。

また、グループ各社の本社、システムセンターを首都圏・近畿圏に分散設置することにより、大地震発生時等における同時被災リスクを軽減しているほか、危機発生時における東西相互バックアップ体制を整備しています。主要なコンピュータ・システムについても、遠隔地の非常用バックアップ・システムの構築、拠点間ネットワーク・インフラの二重化などの安全対策を施しております。さらに、電話通信網の遮断等に備え、衛星電話、災害時優先電話、業務用無線など複数の通信設備を導入しているほか、緊急時の連絡手段を強化する観点から、TV会議システムの設置を予定しております。

＜東西相互のバックアップ体制＞

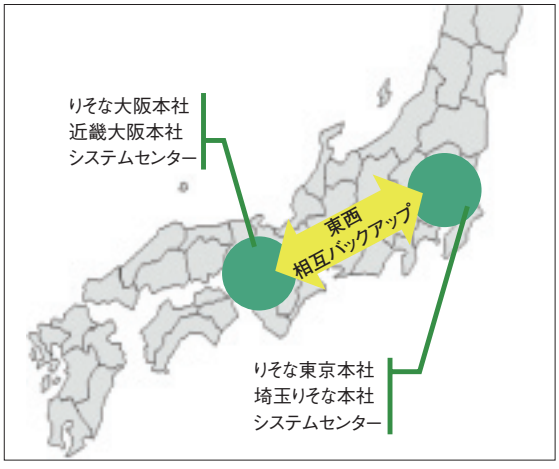

業務継続のための要員確保

大規模地震や感染症の蔓延等の危機時には、社員の被災・罹患や交通機関の混乱等により、業務の継続に必要な要員の確保が困難になるおそれがあります。このため、りそなグループ各社では、社員の安全確保を前提に、非常時における要員の確保策について定めるとともに、主要拠点において非常用物資の備蓄を行っています。

地域との協調・地域貢献

りそなグループ各社は、地域に根ざしたリテールバンクとして、業務継続を通じて金融面で地域に貢献するとともに、災害時の復旧活動や平時の啓発活動に関して地元地域との協調に努めます。

埼玉りそな銀行は、埼玉県と「防災協力に関する包括協定」を締結し、2012年9月には埼玉県・飯能市が主催する防災訓練、防災フェアに参加するなど、地域と協調した活動に取り組んでいます。

業務継続体制の高度化への取り組み

りそなグループ各社では、大規模地震、感染症の蔓延等の災害やサイバーテロ等を起因とするシステム障害など、さまざまな危機に備えるべく、業務継続体制の整備を進めるとともに、社員向けの実践的訓練・教育等を通じた危機対応力の向上に努めております。お客さまに、当グループの金融サービスを安心してご利用いただけるよう、引き続き業務継続体制の高度化に取り組んでまいります。

グループ合同業務継続訓練の模様

自己資本管理体制について

りそなグループにおける自己資本規制への対応

自己資本規制は、自己資本の充実を通じて金融機関の健全性確保を図る枠組みであり、①最低所要自己資本比率、②金融機関の自己管理と監督当局による検証、③情報開示の充実を通じた市場規律の三つの柱から構成されています。

りそなグループでは、この規制の枠組みに沿って十分な自己資本を確保していくために、りそなホールディングスにおいて「グループ自己資本管理の基本方針」を、グループ各銀行においては「自己資本管理の基本方針」を制定し、①自己資本充実に関する施策の実施、②適切な自己資本充実度の評価、③正確な自己資本比率の算出［注1］等に取組むとともに、リスク管理の更なる高度化を進めてまいりました。

2007年以降の世界的な金融危機を踏まえ、自己資本の質及び量の強化を謳ったバーゼル3が、2014年3月から国内基準行にも適用される予定です。りそなグループでは、国内を中心とする新しい金融サービス業としてのビジネスモデルを確固たるものとすることを優先させるため、当面、国内基準の適用を継続します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準も意識した自己資本運営を行ってまいります。

＜自己資本比率算出手法＞

りそなホールディングス りそな銀行 埼玉りそな銀行 近畿大阪銀行	→	信用リスク・アセットの額：基礎的内部格付手法 オペレーショナル・リスク相当額：粗利益配分手法［注2］

・マーケット・リスク相当額については、各社とも不算入特例を用いています。

［注1］当社グループの自己資本比率算出手法は、上記の通りです。2013年3月期のりそなホールディングス及びグループ各銀行の自己資本比率は、自己資本比率告示に基づき、バーゼル2国内基準にて算出しています。

［注2］粗利益配分手法とは、直近3年間の「粗利益」をベースにオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法ですが、この「粗利益」は自己資本比率告示上定義されているものであり、決算上の業務粗利益とは異なります。

＜HD連結自己資本比率の推移＞

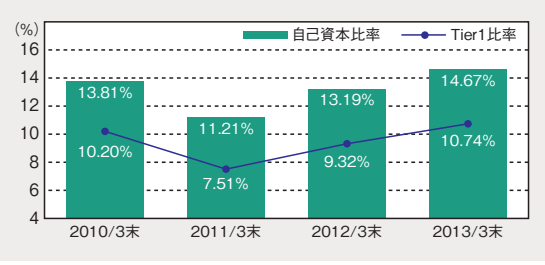

りそなグループの自己資本管理

りそなグループは、従来より「お客さまへの円滑な資金供給」という、金融機関として求められる最も重要な使命を果たしつつ、「質・量ともに十分な自己資本の確保」に努めてまいりました。

また2013年5月、公的資金の完済と普通株主価値の向上の両立を企図した「公的資金完済プラン」を策定し、その前提としてバーゼル3国内基準において十分な自己資本を確保するとともに、国際統一基準において普通株式等Tier1比率5.5%程度、Tier1比率7.0%を上回る水準を確保することを当面の自己資本運営の目標としています。

今後もこれらの調和のとれた、適切な自己資本管理を行ってまいります。

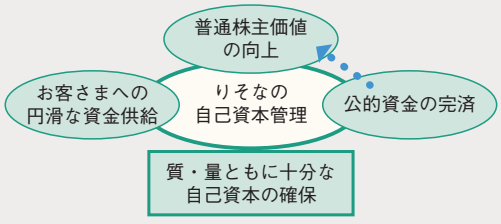

自己資本管理のガバナンスとPDCA

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、健全かつ安定的な業務運営を継続していく上で、「リスクに見合った十分な自己資本を確保することが極めて重要である」との考えから、適切な自己資本比率の水準を維持するよう自己資本管理を行っています。

具体的には、自己資本比率を管理する部署と統合的リスクを管理する部署が、それぞれ自己資本比率計画及びリスク限度計画の策定、計画の遵守状況のモニタリング、実績値の分析・評価、自己資本充実度の評価、必要に応じた対応策の検討を行いつつ、相互に十分な協議を実施することにより、自己資本管理の状況が、経営陣に的確かつタイムリーに報告されるため、自己資本管理に関する機動的な施策の実行が可能となっています。

なお、りそなホールディングス及びグループ各銀行では、「自己資本充実度」について、自己資本規制上の自己資本比率管理、及び統合的リスク管理の二つの側面から評価しています。また、通常では想定されない状況下におけるリスクへの備えとして複数のストレス・テストを実施し、また自己資本規則における第一の柱で捉えられないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）を考慮することにより、総合的に自己資本充実度の評価を実施しています。

以上のような自己資本管理体制の下、りそなホールディングス及びグループ各銀行においては、2013年3月期についても、健全かつ安定的な業務運営を維持しうる十分な自己資本の水準を確保しています。

<りそなホールディングスの自己資本充実度評価>

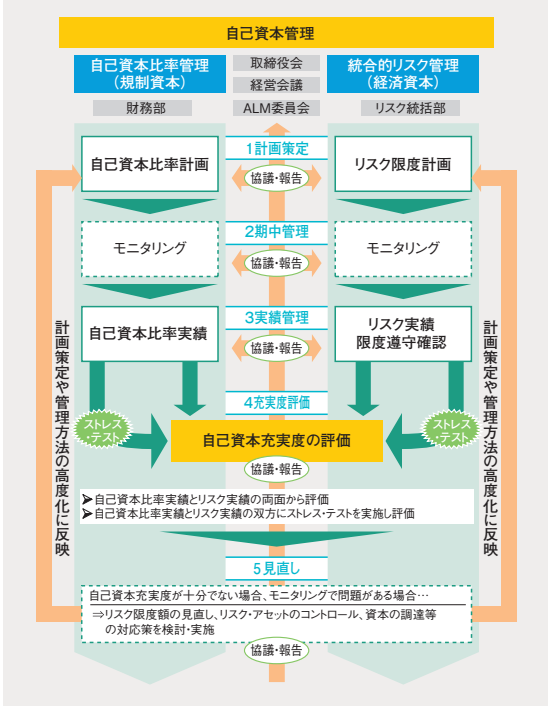

※ グループ各銀行についても、自己資本管理部署と統合的リスク管理部署を両軸に、同様の管理態勢が構築されています。

内部監査体制について

グループ内部監査

りそなグループにおける「内部監査」は、りそなホールディングス及びグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動において、その遂行状況等を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能です。

内部監査の目的を達成するため、その機能が適切に発揮されるよう、りそなホールディングス及びグループ各社に、組織的に独立した内部監査部署を設置し、内部監査の実施権限、情報入手権限、守秘義務等の内部監査の権限及び責任を明確にする等により、内部監査体制を整備するとともに、内部監査の実効性を確保しています。

組織体制

りそなグループの経営理念に掲げた、「お客さまの信頼に応え」「透明な経営に努め」るために、内部監査の果たすべき役割は非常に重要であるとの認識に立ち、以下のような体制で内部監査を実施しています。

りそなホールディングスには、代表執行役及び内部監査を専担する執行役のもとに、「内部監査部」を設置しています。さらに、内部監査に関する事項を協議する等のための機関として「経営会議」とは別に、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長等で構成される「内部監査協議会」を設置しています。

グループ各社には、各取締役会等のもとに、組織的に独立した内部監査部署を設置しています。 また、グループ各社はその業務や規模に応じて、内部監査に関する基本的な重要事項を協議する等のための機関として、取締役会等に直属する「監査会議」等を設置しています。

＜グループ内部監査体制＞

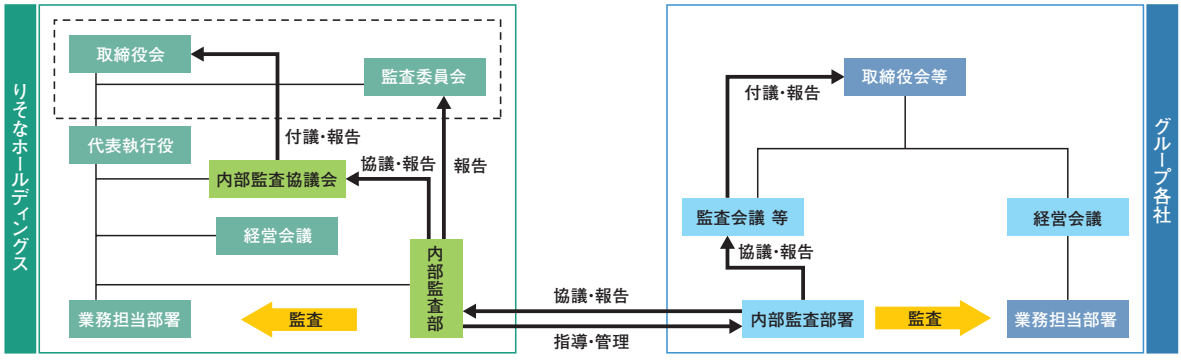

機能、役割

具体的な監査の計画策定にあたっては、りそなホールディングス内部監査部が、グループの内部監査の方針、対象、重点項目等を盛り込んだりそなホールディングス及びグループ各社の「内部監査基本計画」を作成し、りそなホールディングス取締役会の承認を得ます。

グループ各社の内部監査部署は、りそなホールディングスの内部監査部と事前に協議を行い、各社の「内部監査基本計画」を策定し、それぞれの取締役会の承認を得ます。

このように作成された「内部監査基本計画」に基づいて、りそなホールディングス及びグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施しています。 また、実施した内部監査の結果等については、りそなホールディングスにおいては、取締役会及び監査委員会へ報告されます。 グループ各社が実施した内部監査の結果等については、各社の取締役会及び監査役等に報告されるとともに、りそなホールディングスにも報告されます。

グループ会社のご紹介

グループ会社

主なグループ会社についてご紹介します。

【カード】

りそなカード株式会社

りそなカード株式会社は、りそなグループのクレジットカード会社として、りそなカードならではの生活密着型のサービスを提供し、会員の皆さまに十分にご満足いただけるよう取り組んでいます。法人カードや加盟店業務においても、さまざまなお客さまのニーズにお応えしています。株式会社クレディセゾンとの業務提携により、りそなブランドのクレジットカード『りそなカード《セゾン》』『りそなゴールド《セゾン》』を発行しているほか、VISA・MASTER・JCBの各国際ブランドのカードを取り扱っています。

（東京本社）東京都江東区東陽2-2-20
電話　03-5665-0601（代表）

（大阪支社）大阪府大阪市中央区備後町2-1-8
電話　06-6203-9321（代表）

（ホームページ　http://www.resonacard.co.jp）

【ビジネスコンサルティング】

りそな総合研究所株式会社

りそな総合研究所株式会社は、「強い会社づくり」のスペシャリストとして、企業経営者の皆さまをサポートしています。経営・財務・人事制度・マネジメントシステム構築（各種認証取得支援）等の経営コンサルティングのほか、マネジメントスクール（事業後継者育成）・企業内研修・公開セミナー、会員向け経営相談サービスなどを通じて、「強い会社づくり」と「人づくり」に役立つソリューションをご提供しています。

（東京本社）東京都江東区東陽2-2-20
電話　03-5653-3701

（大阪本社）大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
電話　06-6203-3021

（埼玉本社）埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-5-5
電話　048-824-5411

（名古屋支店）愛知県名古屋市中区錦2-15-22
電話　052-221-6781

（ホームページ　http://www.rri.co.jp）

【ベンチャーキャピタル】

りそなキャピタル株式会社

りそなキャピタル株式会社は、りそなグループのベンチャーキャピタルとしてグループ各社と連携し、株式公開支援および事業承継・事業再編等の資本政策に関わるソリューションのご提案を積極的に推進しています。

（東京本社）東京都中央区日本橋茅場町1-10-5
電話　03-5641-3311

（ホームページ　http://www. resona-gr.co.jp/resonacapital）

【ファクタリング・代金回収代行】

りそな決済サービス株式会社

りそな決済サービス株式会社は、りそなグループの代金回収代行、ファクタリング会社として、資金決済にかかる事業を通じ、お客さまのさまざまなニーズにお応えしています。

（本　　社）東京都中央区日本橋茅場町1-10-5
電話　03-5640-8181（代表）

（さいたま支店）埼玉県さいたま市浦和区高砂2-6-5
電話　048-823-8371

（大阪支店）大阪府大阪市中央区備後町2-1-8
電話　06-6222-7722

（ホームページ　http://www.resona-ks.co.jp）

りそなホールディングス

CONTENTS

財務・コーポレートデータセクション

主要な経営指標等の推移…… 73
連結財務諸表…… 76
有価証券及び金銭の信託の時価等情報…… 88
デリバティブ取引情報…… 90
セグメント情報…… 92
主要な業務の状況を示す指標…… 93
預金・貸出金に関する指標…… 96
不良債権処理について…… 97
有価証券に関する指標…… 98
信託業務に関する指標…… 99
主要な経営指標等の推移（単体）…… 100
単体財務諸表…… 101
組織…… 105
子会社等の状況…… 107

主要な経営指標等の推移

■最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

（単位：百万円）

連結会計年度	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期
連結経常収益	979,276	875,130	859,898	850,350	832,183
うち連結信託報酬	35,414	28,727	25,937	23,497	21,639
連結経常利益	114,402	152,314	210,290	274,872	285,133
連結当期純利益	123,910	132,230	160,079	253,662	275,141
連結包括利益	—	—	132,513	300,884	398,602
連結純資産額	2,178,084	2,271,897	1,592,553	1,843,329	2,189,304
連結総資産額	39,863,143	40,743,531	42,706,848	43,199,830	43,110,629
1株当たり純資産額（円）	△303.63	44.77	251.67	354.35	490.48
1株当たり当期純利益金額（円）	76.27	88.32	73.14	96.56	105.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	50.36	51.74	39.62	68.36	72.52
連結自己資本比率（国内基準）（%）	13.45	13.81	11.21	13.19	14.67
連結自己資本利益率（%）	5.58	6.30	8.82	15.77	14.49
連結株価収益率（倍）	17.17	13.38	5.41	3.94	4.61
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,469,230	1,024,489	3,465,449	1,155,398	△538,550
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,155,104	△858,062	△1,159,614	△1,306,760	1,380,828
財務活動によるキャッシュ・フロー	△356,430	7,651	△909,124	59,461	△195,760
現金及び現金同等物の期末残高	1,111,291	1,285,371	2,682,038	2,590,131	3,236,761
従業員数（人）	16,498	16,756	16,941	16,881	16,826
〔外、平均臨時従業員数〕	〔15,701〕	〔14,384〕	〔13,601〕	〔13,036〕	〔12,612〕
合算信託財産額	34,420,340	26,709,717	26,093,642	23,973,650	23,377,357

（注）1.当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2.1株当たり情報の算定上の基礎は、連結財務諸表「注記事項」の（1株当たり情報）に記載しております。
また、2012年3月期から「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 2010年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 2010年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 2010年6月30日）を適用しております。
当該会計方針の変更は遡及適用され、2009年3月期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。

3.連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく2006年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。

4.連結自己資本利益率は、連結当期純利益金額を期中平均連結純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出しております。

5.従業員数は、就業人員数を表示しております。

6.合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。
なお、2009年4月1日に株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が合併したことにより、該当する信託業務を営む会社は株式会社りそな銀行1社となっております。

■連結損益の状況

（単位：百万円）

	2012年3月期	2013年3月期	2012年3月期比
経常収益	850,350	**832,183**	△18,167
連結粗利益	655,225	**637,162**	△18,062
資金利益	463,981	**443,069**	△20,911
信託報酬（償却後）	23,497	**21,639**	△1,858
（信託勘定不良債権処理額）(A)	47	**18**	△28
役務取引等利益	119,685	**128,987**	9,302
特定取引利益	11,558	**2,184**	△9,373
その他業務利益	36,502	**41,281**	4,778
一般貸倒引当金繰入額(B)	—	**—**	—
営業経費	△360,914	**△361,645**	△731
臨時損益	△19,438	**9,616**	29,054
うち株式等関係損益	2,361	**△7,537**	△9,899
うち不良債権処理額(C)	△54,680	**△38,666**	16,014
うち与信費用戻入額(D)	40,816	**51,723**	10,906
うち持分法による投資損益	191	**174**	△16
経常利益	274,872	**285,133**	10,260
特別利益	2,069	**1,132**	△937
特別損失	△3,645	**△1,917**	1,728
税金等調整前当期純利益	273,297	**284,348**	11,051
法人税、住民税及び事業税	△12,522	**△47,627**	△35,105
法人税等調整額	△2,593	**43,732**	46,325
少数株主利益	△4,518	**△5,312**	△793
当期純利益	253,662	**275,141**	21,478
与信費用(A)＋(B)＋(C)＋(D)	△13,816	**13,075**	26,891
信託勘定不良債権処理額	47	**18**	△28
一般貸倒引当金純繰入額	57,610	**34,310**	△23,300
貸出金償却	△49,853	**△35,175**	14,678
個別貸倒引当金純繰入額	△48,038	**4,903**	52,941
特定海外債権引当勘定純繰入額	1	**0**	△0
その他不良債権処理額	△4,827	**△3,491**	1,335
償却債権取立益	31,243	**12,508**	△18,734

（注）金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

（ご参考）

連結対象会社数

（単位：社）

	2012年3月末	2013年3月末	2012年3月末比
連結子会社数	16	**15**	△1
持分法適用会社数	1	**1**	—
合計	17	**16**	△1

■2013年3月期の業績について

当連結会計年度における経営成績及び財政状態は以下のとおりとなりました。
経営成績は、経常利益が2,851億円、当期純利益が2,751億円となりました。
連結粗利益が資金利益の減少等により前連結会計年度比180億円減少し6,371億円、営業経費が7億円増加し3,616億円となりましたが、与信費用総額が268億円改善し130億円の戻入益となったため、税金等調整前当期純利益は110億円増加し2,843億円となりました。また、税金費用等は税効果会計に係る会社例示区分の見直し等により前連結会計年度比104億円減少して92億円となり、この結果、連結当期純利益は前連結会計年度比214億円増加の2,751億円となりました。また1株当たり当期純利益は105円71銭となっております。
当社（単体）の経営成績については、営業収益は傘下子銀行からの受取配当金の増加等により前事業年度比862億円増加し2,445億円、経常利益は前事業年度比866億円増加して2,377億円、当期純利益は前事業年度比866億円増加して2,378億円となりました。
財政状態については、連結総資産は前連結会計年度末比892億円減少し43兆1,106億円となりました。
資産の部では、有価証券が前連結会計年度末比1兆1,542億円減少して10兆1,815億円になりましたが、貸出金は前連結会計年度末比7,074億円増加して26兆4,901億円になりました。負債の部では、預金が前連結会計年度末比8,612億円増加して35兆3,848億円になりました。純資産の部では、当期純利益の計上等により前連結会計年度末比3,459億円増加し2兆1,893億円となりました。また、信託財産残高は前連結会計年度末比5,962億円減少し、23兆3,773億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産は、490円48銭となっております。
連結自己資本比率（国内基準）は14.67%となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。
個人部門は、業務粗利益が前連結会計年度比5億円減少し2,586億円に、与信費用控除後業務純益は、前連結会計年度比28億円増加し791億円となりました。
法人部門は、業務粗利益が前連結会計年度比132億円減少し2,864億円に、与信費用控除後業務純益は、前連結会計年度比131億円増加し1,518億円となりました。
市場部門は、業務粗利益が前連結会計年度比185億円増加し739億円に、与信費用控除後業務純益は、前連結会計年度比183億円増加し640億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比1兆6,939億円支出が増加して5,385億円の支出となりました。これは主として貸出金の増加によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比2兆6,875億円支出が減少して1兆3,808億円の収入となりました。これは主として有価証券の取得による支出が減少したためであります。財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比2,552億円収入が減少して1,957億円の支出となりました。これは主として劣後特約付社債の発行による収入が減少したためであります。これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は当連結会計年度期首に比べ6,466億円増加して3兆2,367億円となりました。

連結財務諸表

当社は、2012年3月期及び2013年3月期の連結財務諸表すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

■連結貸借対照表

（単位：百万円）

	2012年3月期（2012年3月31日）	2013年3月期（2013年3月31日）
＜資産の部＞		
現金預け金※8	2,707,761	3,386,146
コールローン及び買入手形	246,323	183,822
買入金銭債権	439,726	376,537
特定取引資産※8	696,538	787,139
金銭の信託	—	200
有価証券※1、2、8、15	11,335,875	10,181,599
貸出金※3、4、5、6、7、8、9	25,782,695	26,490,121
外国為替※7	76,340	67,782
その他資産※8	1,158,028	876,023
有形固定資産※11、12	307,088	307,328
建物	103,271	103,360
土地※10	190,081	189,692
リース資産	1,504	2,985
建設仮勘定	1,146	1,132
その他の有形固定資産	11,084	10,157
無形固定資産	51,860	43,498
ソフトウエア	10,844	8,863
リース資産	35,647	29,342
その他の無形固定資産	5,368	5,291
繰延税金資産	169,357	176,269
支払承諾見返	608,435	539,855
貸倒引当金	△379,863	△305,532
投資損失引当金	△338	△161
資産の部合計	43,199,830	43,110,629

（単位：百万円）

	2012年3月期（2012年3月31日）	2013年3月期（2013年3月31日）
＜負債の部＞		
預金※8	34,523,604	35,384,871
譲渡性預金	1,337,560	1,301,400
コールマネー及び売渡手形	408,527	250,602
売現先勘定※8	11,998	38,992
債券貸借取引受入担保金	345,063	—
特定取引負債	273,269	346,073
借用金※8、13	1,512,904	671,869
外国為替	2,051	1,463
社債※14	797,076	716,429
信託勘定借	354,818	448,793
その他負債	1,089,568	1,126,413
賞与引当金	13,943	18,182
退職給付引当金	12,481	12,940
その他の引当金	41,358	39,504
繰延税金負債	125	240
再評価に係る繰延税金負債※10	23,713	23,690
支払承諾	608,435	539,855
負債の部合計	41,356,500	40,921,325
＜純資産の部＞		
資本金	340,472	340,472
資本剰余金	237,082	237,082
利益剰余金	1,086,691	1,315,470
自己株式	△86,849	△89,596
株主資本合計	1,577,397	1,803,428
その他有価証券評価差額金	92,243	186,573
繰延ヘッジ損益	27,124	36,319
土地再評価差額金※10	41,303	41,260
為替換算調整勘定	△4,629	△4,350
その他の包括利益累計額合計	156,042	259,803
少数株主持分	109,890	126,072
純資産の部合計	1,843,329	2,189,304
負債及び純資産の部合計	43,199,830	43,110,629

■連結損益計算書

（単位：百万円）

	2012年3月期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）	2013年3月期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）
経常収益	850,350	832,183
資金運用収益	520,239	491,990
貸出金利息	441,565	417,779
有価証券利息配当金	59,402	55,805
コールローン利息及び買入手形利息	863	568
債券貸借取引受入利息	2	27
預け金利息	2,536	1,855
その他の受入利息	15,867	15,952
信託報酬	23,497	21,639
役務取引等収益	171,696	181,932
特定取引収益	11,558	3,542
その他業務収益	52,212	53,466
その他経常収益	71,147	79,611
貸倒引当金戻入益	9,573	39,214
償却債権取立益	31,243	12,508
その他の経常収益※1	30,330	27,888
経常費用	575,478	547,049
資金調達費用	56,257	48,920
預金利息	29,841	23,866
譲渡性預金利息	1,886	1,572
コールマネー利息及び売渡手形利息	205	629
売現先利息	37	38
債券貸借取引支払利息	167	190
借用金利息	2,897	2,725
社債利息	19,127	18,227
その他の支払利息	2,095	1,670
役務取引等費用	52,010	52,944
特定取引費用	—	1,357
その他業務費用	15,709	12,185
営業経費	360,914	361,645
その他経常費用	90,585	69,995
その他の経常費用※2	90,585	69,995
経常利益	274,872	285,133
特別利益	2,069	1,132
固定資産処分益	2,069	1,132
特別損失	3,645	1,917
固定資産処分損	1,039	1,237
減損損失	2,606	679
税金等調整前当期純利益	273,297	284,348
法人税、住民税及び事業税	12,522	47,627
法人税等調整額	2,593	△43,732
法人税等合計	15,116	3,895
少数株主損益調整前当期純利益	258,180	280,453
少数株主利益	4,518	5,312
当期純利益	253,662	275,141

■連結包括利益計算書

（単位：百万円）

	2012年3月期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）	2013年3月期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）
少数株主損益調整前当期純利益	258,180	280,453
その他の包括利益※1	42,703	118,149
その他有価証券評価差額金	30,463	94,361
繰延ヘッジ損益	10,772	9,194
土地再評価差額金	3,366	—
為替換算調整勘定	△1,872	14,597
持分法適用会社に対する持分相当額	△26	△3
包括利益	300,884	398,602
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	298,056	378,945
少数株主に係る包括利益	2,827	19,657

■連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	2012年3月期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）	2013年3月期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）
株主資本		
資本金		
当期首残高	340,472	340,472
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	340,472	340,472
資本剰余金		
当期首残高	237,082	237,082
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
当期変動額合計	—	—
当期末残高	237,082	237,082
利益剰余金		
当期首残高	879,381	1,086,691
当期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
当期純利益	253,662	275,141
土地再評価差額金の取崩	542	42
利益剰余金から資本剰余金への振替	△0	△0
当期変動額合計	207,309	228,778
当期末残高	1,086,691	1,315,470
自己株式		
当期首残高	△86,847	△86,849
当期変動額		
自己株式の取得	△2	△3,449
自己株式の処分	0	701
当期変動額合計	△1	△2,747
当期末残高	△86,849	△89,596
株主資本合計		
当期首残高	1,370,089	1,577,397
当期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
当期純利益	253,662	275,141
自己株式の取得	△2	△3,449
自己株式の処分	0	701
土地再評価差額金の取崩	542	42
当期変動額合計	207,307	226,031
当期末残高	1,577,397	1,803,428

（単位：百万円）

	2012年3月期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）	2013年3月期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	61,826	92,243
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,416	94,330
当期変動額合計	30,416	94,330
当期末残高	92,243	186,573
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	16,352	27,124
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,772	9,194
当期変動額合計	10,772	9,194
当期末残高	27,124	36,319
土地再評価差額金		
当期首残高	38,479	41,303
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,824	△42
当期変動額合計	2,824	△42
当期末残高	41,303	41,260
為替換算調整勘定		
当期首残高	△4,468	△4,629
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△161	279
当期変動額合計	△161	279
当期末残高	△4,629	△4,350
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	112,190	156,042
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43,851	103,761
当期変動額合計	43,851	103,761
当期末残高	156,042	259,803
少数株主持分		
当期首残高	110,273	109,890
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△383	16,181
当期変動額合計	△383	16,181
当期末残高	109,890	126,072
純資産合計		
当期首残高	1,592,553	1,843,329
当期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
当期純利益	253,662	275,141
自己株式の取得	△2	△3,449
自己株式の処分	0	701
土地再評価差額金の取崩	542	42
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43,468	119,943
当期変動額合計	250,776	345,974
当期末残高	1,843,329	2,189,304

■連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

	2012年3月期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）	2013年3月期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	273,297	**284,348**
減価償却費	27,743	**28,402**
減損損失	2,606	**679**
持分法による投資損益（△は益）	△191	**△174**
貸倒引当金の増減（△）	△44,755	**△74,330**
投資損失引当金の増減額（△は減少）	△800	**△177**
賞与引当金の増減額（△は減少）	△660	**4,239**
退職給付引当金の増減額（△は減少）	889	**459**
資金運用収益	△520,239	**△491,990**
資金調達費用	56,257	**48,920**
有価証券関係損益（△）	△23,024	**△15,525**
為替差損益（△は益）	△54,714	**30,677**
固定資産処分損益（△は益）	△1,030	**105**
特定取引資産の純増（△）減	△59,029	**△90,600**
特定取引負債の純増減（△）	28,987	**72,803**
貸出金の純増（△）減	70,326	**△707,426**
預金の純増減（△）	343,657	**861,267**
譲渡性預金の純増減（△）	△87,050	**△36,160**
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△177,909	**△839,034**
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	228,113	**△31,755**
コールローン等の純増（△）減	98,095	**125,689**
コールマネー等の純増減（△）	△363	**△130,929**
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	345,063	**△345,063**
外国為替（資産）の純増（△）減	△12,868	**8,558**
外国為替（負債）の純増減（△）	295	**△587**
普通社債発行及び償還による増減（△）	8,954	**52,820**
信託勘定借の純増減（△）	△21,048	**93,975**
資金運用による収入	520,729	**498,915**
資金調達による支出	△63,117	**△60,077**
その他	251,813	**204,307**
小　計	1,190,025	**△507,661**
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△34,627	**△30,889**
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,155,398	**△538,550**

（単位：百万円）

	2012年3月期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）	2013年3月期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△41,237,703	**△27,930,944**
有価証券の売却による収入	36,553,559	**25,644,024**
有価証券の償還による収入	3,385,689	**3,678,248**
金銭の信託の増加による支出	—	**△200**
有形固定資産の取得による支出	△9,283	**△9,324**
有形固定資産の売却による収入	5,873	**1,906**
無形固定資産の取得による支出	△4,546	**△2,677**
無形固定資産の売却による収入	—	**29**
その他	△348	**△233**
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,306,760	**1,380,828**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△10,000	**△2,000**
劣後特約付社債の発行による収入	210,876	**44,756**
劣後特約付社債の償還による支出	△94,096	**△189,005**
配当金の支払額	△46,894	**△46,404**
少数株主への配当金の支払額	△421	**△328**
自己株式の取得による支出	△2	**△3,449**
自己株式の売却による収入	0	**670**
財務活動によるキャッシュ・フロー	59,461	**△195,760**
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7	**112**
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△91,907	**646,629**
現金及び現金同等物の期首残高	2,682,038	**2,590,131**
現金及び現金同等物の期末残高※1	2,590,131	**3,236,761**

■注記事項

（2013年3月期）

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社　15社

主要な連結子会社名は、「子会社等の状況」に記載しているため省略しました。

（連結の範囲の変更）

Asahi Finance（Cayman）Ltd.は、清算により、子会社に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

（2）非連結子会社

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結子会社はありません。

（2）持分法適用の関連会社　1社

会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

（3）持分法非適用の非連結子会社

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

（4）持分法非適用の関連会社

主要な会社名

アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

（5）他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等

会社等名

畿内総合信用保証株式会社

近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

（1）連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日　3社

3月末日　12社

（2）上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

（1）特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

（2）有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については連結決算日前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（3）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

（4）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：2年～50年

その他：2年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、2012年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる影響は軽微であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

（5）繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

（6）貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は347,767百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（7）投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（8）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

（9）退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務　発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

（10）その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金　16,078百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信託取引損失引当金　11,233百万円
一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補塡契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

信用保証協会負担金引当金　5,882百万円
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

ポイント引当金　3,528百万円
「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

オフバランス取引等損失引当金　1,200百万円
オフバランス取引等について、将来偶発的に発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。

利息返還損失引当金　832百万円
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。

(11)外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準
銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12)リース取引の処理方法
当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13)重要なヘッジ会計の方法
（イ）金利リスク・ヘッジ
銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ2003年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。
（ロ）為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。
（ハ）連結会社間取引等
銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15)消費税等の会計処理
当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16)連結納税制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

1.「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 2012年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 2012年5月17日）
（1）概要
当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法を変更し、開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。
（2）適用予定日
当社は①については、2013年4月1日に開始する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、②については、2014年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。
（3）当該会計基準等の適用による影響
当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

（追加情報）

1. 税効果関係
当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、連結繰越欠損金の解消や業績安定に伴う課税所得の発生実績、及び2012年11月公表の「経営の健全化のための計画」の策定を踏まえて、中長期的な課税所得発生が見込まれると判断したことから、従来、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）における例示区分4号但書に該当する会社であることを前提に、将来課税所得の見積可能期間をおおむね5年として計上しておりましたが、当連結会計年度より、例示区分2号に該当する会社として、従来の将来課税所得の見積可能期間を超える部分についても計上しております。
2. 従業員持株会支援信託ESOP
当社は、2012年1月31日付で「従業員持株会支援信託ESOP」（以下「ESOP信託」といいます。）の導入を決定し、同年4月19日までに当社株式の取得を完了いたしました。
ESOP信託による当社株式の取得・処分については、当社がESOP信託の債務を保証しており、経済的実態を重視する観点から、当社とESOP信託は一体であるとする会計処理を行っております。したがって、ESOP信託が所有する当社株式については連結貸借対照表において自己株式として表示し、ESOP信託の資産及び負債並びに費用及び収益については連結財務諸表に含めて計上しております。

（連結貸借対照表関係）

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
株式　19,349百万円
出資金　2,385百万円

※ 2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
破綻先債権額　12,891百万円
延滞債権額　413,976百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
3ヵ月以上延滞債権額　4,583百万円
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
貸出条件緩和債権額　300,169百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
合計額 731,621百万円
なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
179,544百万円

※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

特定取引資産	38,985百万円
有価証券	6,950,100百万円
貸出金	258,188百万円
その他資産	3,951百万円
計	7,251,226百万円

担保資産に対応する債務

預金	128,620百万円
売現先勘定	38,992百万円
借用金	608,045百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

現金預け金	80百万円
有価証券	741,870百万円
その他資産	608百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金及び敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

先物取引差入証拠金	3,673百万円
金融商品等差入担保金	71,426百万円
敷金保証金	21,022百万円

※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	8,058,661百万円
うち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	7,783,860百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
・再評価を行った年月日
1998年3月31日
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（1998年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
31,887百万円

※11. 有形固定資産の減価償却累計額
減価償却累計額 214,084百万円

※12. 有形固定資産の圧縮記帳額
圧縮記帳額 51,612百万円
（当連結会計年度の圧縮記帳額） —百万円

※13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金 37,000百万円

※14. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。
劣後特約付社債 601,053百万円

※15.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額
307,813百万円

16. 一部の連結子会社が受託する元本補填契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。
金銭信託 493,318百万円

（連結損益計算書関係）

※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。
株式等売却益 10,233百万円

※ 2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却	35,175百万円
株式等売却損	3,751百万円
株式等償却	14,049百万円

（連結包括利益計算書関係）

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	148,055百万円
組替調整額	△21,864百万円
税効果調整前	126,191百万円
税効果額	△31,830百万円
その他有価証券評価差額金	94,361百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	28,599百万円
組替調整額	△14,329百万円
税効果調整前	14,270百万円
税効果額	△5,075百万円
繰延ヘッジ損益	9,194百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	14,597百万円
組替調整額	—百万円
税効果調整前	14,597百万円
税効果額	—百万円
為替換算調整勘定	14,597百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	△3百万円
その他の包括利益合計	118,149百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,514,957	—	—	2,514,957	
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	—	—	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	—	—	8,000	
第3種第一回優先株式	225,000	—	—	225,000	
第4種優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種優先株式	4,000	—	—	4,000	
第6種優先株式	3,000	—	—	3,000	
合計	2,769,477	—	—	2,769,477	
自己株式					
普通株式	64,185	9,574	1,946	71,812	注
合計	64,185	9,574	1,946	71,812	

（注）株式数の増加は、単元未満株式の買取10千株及びESOP信託による当社株式の取得9,564千株であり、株式数の減少は、単元未満株式の処分0千株及びESOP信託が所有する当社株式の持株会への譲渡1,945千株であり、当連結会計年度末株式数には、ESOP信託が所有する当社株式7,618千株が含まれております。

2. 配当に関する事項
（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2012年5月11日取締役会	普通株式	29,409	12.00	2012年3月31日	2012年6月6日
	種類株式				
	丙種第一回優先株式	816	68.00		
	己種第一回優先株式	1,480	185.00		
	第3種第一回優先株式	4,810	21.38		
	第4種優先株式	2,501	992.50		
	第5種優先株式	3,675	918.75		
	第6種優先株式	3,712	1,237.50		

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	配当の原資	基準日	効力発生日
2013年5月10日取締役会	普通株式	29,409	12.00	利益剰余金	2013年3月31日	2013年6月5日
	種類株式					
	丙種第一回優先株式	816	68.00			
	己種第一回優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回優先株式	4,734	21.04			
	第4種優先株式	2,501	992.50			
	第5種優先株式	3,675	918.75			
	第6種優先株式	3,712	1,237.50			

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	3,386,146百万円
日本銀行以外への預け金	△149,384百万円
現金及び現金同等物	3,236,761百万円

（リース取引関係）

（借手側）
1. ファイナンス・リース取引
（1）リース資産の内容
（ア）有形固定資産
主として、電子計算機及び現金自動機であります。
（イ）無形固定資産
ソフトウェアであります。
（2）リース資産の減価償却の方法
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
（3）通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
重要性が乏しい為、記載を省略しております。
2. オペレーティング・リース取引
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	3,921百万円
1年超	20,643百万円
合計	24,565百万円

（貸手側）
1. オペレーティング・リース取引
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	85百万円
1年超	553百万円
合計	638百万円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項
連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	3,386,146	3,386,146	—
(2)コールローン及び買入手形	183,822	183,822	—
(3)買入金銭債権（＊1）	376,495	377,413	917
(4)特定取引資産			
売買目的有価証券	423,196	423,196	—
(5)有価証券			
満期保有目的の債券	2,224,794	2,301,206	76,412
その他有価証券	7,870,288	7,870,288	—
(6)貸出金	26,490,121		
貸倒引当金（＊1）	△271,858		
	26,218,263	26,523,290	305,027
(7)外国為替（＊1）	67,782	67,782	—
資産計	40,750,788	41,133,145	382,357
(1)預金	35,384,871	35,387,983	3,112
(2)譲渡性預金	1,301,400	1,301,400	0
(3)コールマネー及び売渡手形	250,602	250,602	—
(4)売現先勘定	38,992	38,992	—
(5)借用金	671,869	673,472	1,602
(6)外国為替	1,463	1,463	—
(7)社債	716,429	753,376	36,947
(8)信託勘定借	448,793	448,793	—
負債計	38,814,424	38,856,086	41,662
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	26,780	26,780	—
ヘッジ会計が適用されているもの	41,425	41,223	△201
デリバティブ取引計	68,206	68,004	△201

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約（＊3）	539,855	△12,722

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
（＊2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。
（＊3）債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法
資産
（1）現金預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算出した現在価値を時価としております。
（2）コールローン及び買入手形
これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
（3）買入金銭債権
貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。
（4）特定取引資産
特定取引目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

（5）有価証券
株式は当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券及び金銭の信託の時価等情報」に記載しております。

（6）貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

（7）外国為替
外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債
（1）預金、及び（2）譲渡性預金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

（3）コールマネー及び売渡手形、及び（4）売現先勘定
これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（5）借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（6）外国為替
外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（7）社債
当社及び連結子会社の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

（8）信託勘定借
信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「デリバティブ取引情報」に記載しております。

その他
債務保証契約
契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	68,988
組合出資金（＊3）	17,527
合計	86,516

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。
（＊2）非上場株式について756百万円減損処理を行っております。
（＊3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	2,940,460	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	183,822	—	—	—	—	—
買入金銭債権	251,086	220	—	—	—	125,459
有価証券						
満期保有目的の債券	190,418	255,691	409,799	546,373	817,915	3,000
うち国債	165,000	177,000	323,300	486,300	667,900	3,000
地方債	24,224	75,236	84,954	60,061	150,015	—
社債	1,194	3,455	1,545	11	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2,397,583	1,160,858	2,727,548	417,212	454,374	64,674
うち国債	2,187,830	750,200	2,121,000	200,400	349,000	34,000
地方債	11,281	20,139	78,224	45,330	59,648	—
社債	178,472	368,998	383,421	122,734	13,195	15,239
貸出金（＊）	6,859,012	4,250,911	3,011,202	1,952,767	2,229,933	8,047,000
外国為替	67,782	—	—	—	—	—
合計	12,890,165	5,667,683	6,148,550	2,916,352	3,502,222	8,240,133

（＊）貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの139,293百万円は含めておりません。また、取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

（注4）社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金（＊1）	32,522,261	2,068,654	793,955	—	—	—
譲渡性預金	1,301,140	260	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	250,602	—	—	—	—	—
売現先勘定	38,992	—	—	—	—	—
借用金	629,209	5,081	560	11,018	26,000	—
外国為替	1,463	—	—	—	—	—
社債（＊2）	32,700	42,700	80,000	121,300	271,000	36,000
信託勘定借	448,793	—	—	—	—	—
合計	35,225,163	2,116,696	874,515	132,318	297,000	36,000

（＊1）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
（＊2）社債のうち、期間の定めのないもの132,778百万円は含めておりません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要
一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付に係る会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支給する場合があります。また、上記の連結子会社のうち2社において、退職給付信託を設定しております。
なお、当社につきましては、退職給付制度を設けておりません。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(A)	△393,770百万円
年金資産	(B)	383,910百万円
未積立退職給付債務	(C)＝(A)＋(B)	△9,860百万円
未認識数理計算上の差異	(D)	51,461百万円
連結貸借対照表計上額純額	(E)＝(C)＋(D)	41,600百万円
前払年金費用	(F)	54,541百万円
退職給付引当金	(E)－(F)	△12,940百万円

（注）1.臨時に支払う割増退職金は含めておりません。
2.一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	10,228百万円
利息費用	7,207百万円
期待運用収益	△4,173百万円
数理計算上の差異の費用処理額	7,119百万円
その他（退職給付債務の対象外の退職金等）	947百万円
退職給付費用	21,328百万円

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	1.4%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括して費用処理することとしている。
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
有価証券償却否認額	800,618百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額	236,177百万円
退職給付引当金	43,998百万円
税務上の繰越欠損金	31,614百万円
その他	85,366百万円
繰延税金資産小計	1,197,775百万円
評価性引当額	△924,102百万円
繰延税金資産合計	273,672百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△63,213百万円
繰延ヘッジ利益	△20,373百万円
退職給付信託設定益	△4,059百万円
未収配当金	△1,993百万円
その他	△8,003百万円
繰延税金負債合計	△97,643百万円
繰延税金資産の純額	176,029百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	37.97%
（調整）	
繰越欠損金控除期限経過	1.39%
評価性引当額	△37.47%
親会社と子会社の実効税率差	△1.28%
受取配当金益金不算入	△0.75%
その他	1.52%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.36%

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものはありません。

②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものはありません。

③連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
記載すべき重要なものはありません。

④連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
記載すべき重要なものはありません。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものはありません。

②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものはありません。

③連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
記載すべき重要なものはありません。

④連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）	備考
重要な子会社の役員	中村 重治	—	—	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役	—	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役	賃貸マンションローンに係る被保証	—	—	13	(注)1 (注)7
							資金の貸付	76	貸出金	74	(注)2 (注)7
							賃貸マンションローンに係る被保証	152	—	149	(注)3 (注)7
重要な子会社の役員の近親者	中村 美奈子 中村 隆	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役中村 重治の母 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役中村 重治の弟	資金の貸付	—	貸出金	13	(注)4 (注)7
重要な子会社の役員の近親者	中村 孝代	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役 中村 重治の妻	賃貸マンションローンに係る被保証	76	—	74	(注)5 (注)7
重要な子会社の役員の近親者	中村 美奈子	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役中村 重治の母	資金の貸付	76	貸出金	74	(注)2 (注)7
							賃貸マンションローンに係る被保証	152	—	149	(注)6 (注)7
重要な子会社の役員の近親者	中村 隆	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役中村 重治の弟	資金の貸付	76	貸出金	74	(注)2 (注)7
							賃貸マンションローンに係る被保証	152	—	149	(注)6 (注)7

（注）1.株式会社埼玉りそな銀行の役員の近親者へのりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。
2.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間21年、1ヶ月毎元利均等返済の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンであります。
3.株式会社埼玉りそな銀行の役員の近親者への株式会社りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。
4.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間30年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンであります。
5.株式会社埼玉りそな銀行の役員に対する株式会社りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であります。
6.株式会社埼玉りそな銀行の役員及びその近親者への株式会社りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。
7.中村重治及び中村孝代、中村美奈子、中村隆は当連結会計年度中に関連当事者に該当しなくなったため、上記残高は関連当事者に該当しなくなった時点の残高であります。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
（1）親会社情報
該当ありません。
（2）重要な関連会社の要約財務情報
記載すべき重要なものはありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額	490.48円
1株当たり当期純利益金額	105.71円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	72.52円

（注）1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	2,189,304百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	990,991百万円
うち少数株主持分	126,072百万円
うち優先株式	848,000百万円
うち優先配当額	16,918百万円
普通株式に係る期末の純資産額	1,198,313百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	2,443,144千株

（注）「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」については、自己名義所有株式分を控除する他、ESOP信託が所有する当社株式（当連結会計年度7,618千株）を控除しております。

2.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額	
当期純利益	275,141百万円
普通株主に帰属しない金額	16,918百万円
うち優先配当額	16,918百万円
普通株式に係る当期純利益	258,222百万円
普通株式の期中平均株式数	2,442,740千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額	7,030百万円
うち優先配当額	7,030百万円
普通株式増加数	1,214,654千株
うち優先株式	1,214,654千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。

（注）「普通株式の期中平均株式数」については、自己名義所有株式分を控除する他、ESOP信託が所有する当社株式（当連結会計年度8,028千株）を控除しております。

（重要な後発事象）

当社は、2013年5月10日、残存する公的資金の完済に向けた『公的資金完済プラン』（以下、本プランという。）を策定し、以下のとおり実施いたしました。

（1）資本金の額および資本準備金の額の減少

2013年6月21日開催の定時株主総会において、その他利益剰余金の資本組入れならびに資本金の額および資本準備金の額の減少（以下、本減資等と総称する。）について決議し、同年6月24日に本減資等の効力が発生しております。

①目的	公的資金の早期返済に向け、あらかじめ9,000億円の返済財源(注)（その他資本剰余金）を確保し、本プランを確実に遂行すること （注）金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金に係る優先株式の特別優先配当（合計：1,600億円）、および預金保険法に基づく公的資金に係る株式の取得の対価の原資をいう。
②その他利益剰余金の資本組入れ	その他利益剰余金の額320,000,000,000円を資本金に組み入れ、資本金の額を660,472,846,991円とします。
③減少する資本の額	資本金の額660,472,846,991円および資本準備金の額340,472,846,991円を、それぞれ610,000,000,000円および290,000,000,000円減少させ、各50,472,846,991円とし、減少する資本金および資本準備金の額の合計額900,000,000,000円をすべてその他資本剰余金に振替えます。 なお、発行済株式数の減少はありません。
④日程	1）取締役会決議日 2013年5月10日（金） 2）法定公告掲載日 2013年5月21日（火） 3）債権者異議申述最終期日 2013年6月21日（金） 4）株主総会決議日 2013年6月21日（金） 5）本減資等の効力発生日 2013年6月24日（月）

（2）自己株式の取得枠設定

2013年5月10日および同年6月21日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款第53条の定めに基づき、以下のとおり、自己株式の取得枠の設定を行っております。

なお、本自己株式の取得は、預金保険法に基づく公的資金の早期返済を目的とするものであり、国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できた時点で実施いたします。

イ 普通株式

①取得する株式の数	503,262,500株（上限）
②取得価額の総額	1,000億円（上限）
③取得期間	2013年6月24日～2014年3月31日
④取得方法	ToSTNeT市場における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）

ロ 第3種第一回優先株式

①取得する株式の数	225,000,000株（上限） （2013年6月28日現在における当該株式の発行済株式数であります。）
②取得価額の総額	3,000億円（上限）
③取得期間	2013年6月24日～2014年3月31日

（3）定款の一部変更

2013年6月21日開催の定時株主総会ならびに普通株主、丙種優先株主、己種優先株主、第3種優先株主、第4種優先株主、第5種優先株主および第6種優先株主による各種類株主総会において、当社定款の一部変更（以下、本定款変更という。）について決議いたしました。

なお、本定款変更は、本プランの一環として、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金についての分割返済を可能とするために実施するものであり、本定款変更の効力発生は、2013年5月10日開催の取締役会の決議に基づく当社による自己株式（普通株式）の一部取得が実施され、当社が支払った取得価額の総額が999億9,990万円以上となる取得に係る決済が完了したことを条件とします。

イ 丙種優先株式および己種優先株式に関する、普通株式を対価とする一斉取得日の延期および取得請求権の行使期間の延長
①普通株式を対価とする一斉取得日（いわゆる普通株式への一斉転換日）を、いずれも2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期します。
②取得請求権の行使期間（いわゆる転換期間）を、いずれも2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長します。

ロ 丙種優先株式および己種優先株式に関する優先配当額の変更
①従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で年間120億円および年間200億円（固定）の特別優先配当に係る規定を設けます。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当されます。
②上記①記載の毎年の特別優先配当の支払い（公的資金分割返済）により、公的資金の要返済額残高が年々減少するのに合わせて、従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当額の定めを変更します。

なお、預金保険機構との間で、株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式につき返済すべき総額が1,600億円であることを確認し、その返済を当該優先株式に対する特別優先配当によって行うこと等を内容とする契約書（2013年6月21日付）を締結しております。

有価証券及び金銭の信託の時価等情報

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。
「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

■売買目的有価証券

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	203	271

■満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		2012年3月末			2013年3月末		
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,693,953	1,730,083	36,130	1,824,193	1,882,306	58,112
	地方債	340,494	353,978	13,483	390,894	409,083	18,189
	社債	6,318	6,423	105	5,773	5,893	120
	小計	2,040,766	2,090,485	49,718	2,220,861	2,297,283	76,422
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	19,102	19,030	△72	3,500	3,494	△5
	社債	817	803	△14	433	428	△4
	小計	19,920	19,833	△86	3,933	3,923	△9
合計		2,060,686	2,110,318	49,631	2,224,794	2,301,206	76,412

■その他有価証券

（単位：百万円）

		2012年3月末			2013年3月末		
	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	350,918	203,258	147,660	513,148	283,453	229,695
	債券	4,113,181	4,096,273	16,908	5,425,994	5,396,389	29,604
	国債	3,284,836	3,278,280	6,556	4,192,674	4,178,718	13,955
	地方債	143,871	138,444	5,427	208,278	200,074	8,204
	社債	684,472	679,548	4,924	1,025,041	1,017,596	7,445
	その他	85,167	83,127	2,040	162,676	153,556	9,119
	小計	4,549,268	4,382,658	166,609	6,101,819	5,833,400	268,418
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	113,029	139,341	△26,312	46,386	53,803	△7,417
	債券	4,350,394	4,354,731	△4,337	1,564,690	1,565,909	△1,219
	国債	4,111,398	4,115,021	△3,623	1,483,239	1,484,137	△897
	地方債	44,986	45,109	△122	14,644	14,666	△21
	社債	194,009	194,600	△591	66,806	67,106	△300
	その他	277,961	282,021	△4,059	242,238	243,929	△1,690
	小計	4,741,385	4,776,094	△34,709	1,853,315	1,863,642	△10,327
合計		9,290,653	9,158,753	131,900	7,955,134	7,697,043	258,091

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
	連結貸借対照表計上額	連結貸借対照表計上額
非上場株式	52,605	49,616
組合出資金	17,920	15,165
合計	70,525	64,782

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

■当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

2012年3月期、2013年3月期とも該当ありません。

■当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	2012年3月期			2013年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	17,218	6,244	123	9,159	3,216	2,162
債券	34,353,052	26,423	4,592	24,197,445	32,602	3,412
国債	33,789,945	25,101	4,559	23,874,059	31,074	3,390
地方債	59,864	417	31	38,421	343	21
社債	503,242	904	0	284,964	1,184	0
その他	1,821,334	13,159	8,687	1,319,451	10,764	2,016
合計	36,191,605	45,828	13,403	25,526,057	46,582	7,591

■保有目的を変更した有価証券

2012年3月末、2013年3月末とも該当ありません。

■減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
2012年3月期における減損処理額は、1,230百万円であります。
2013年3月期における減損処理額は、13,770百万円であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

■金銭の信託の時価等情報

運用目的の金銭の信託

2012年3月末、2013年3月末とも該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

2012年3月末、2013年3月末とも該当ありません。

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（単位：百万円）

	2012年3月末					2013年3月末				
	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	200	200	—	—	—

■その他有価証券評価差額金

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
評価差額	123,668	249,859
その他有価証券	123,668	249,859
その他の金銭の信託	—	—
（△）繰延税金負債	31,383	63,213
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	92,285	186,646
（△）少数株主持分相当額	45	72
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3	△0
その他有価証券評価差額金	92,243	186,573

（注）評価差額からは、時価ヘッジにより当該連結会計年度末までに損益に反映させた額を、2012年3月末については8,231百万円、2013年3月末については8,231百万円を、それぞれ除いております。

デリバティブ取引情報

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

■金利関連取引

（単位：百万円）

			2012年3月末				2013年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超		
金融商品取引所	金利先物	売建	6,132	—	△0	△0	9,340	6,997	△0	△0
		買建	20,373	20,373	3	3	42,353	—	△7	△7
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	22,604,827	20,671,573	286,882	286,882	24,187,972	19,634,454	466,246	466,246
		受取変動・支払固定	21,953,792	20,237,562	△291,057	△291,057	23,926,124	19,055,995	△458,519	△458,519
		受取変動・支払変動	5,933,100	5,058,100	8,058	8,058	5,666,600	3,766,600	7,524	7,524
	キャップ	売建	116,270	105,974	△1,674	1,759	92,003	89,838	△1,527	1,573
		買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	フロアー	売建	9,000	9,000	310	△161	9,000	3,000	209	△100
		買建	83,115	81,606	1,679	1,490	90,826	84,314	1,951	1,766
	スワップション	売建	4,331,000	521,000	6,934	5,762	2,721,000	191,000	4,791	2,258
		買建	1,926,000	276,000	25,154	113	1,067,200	311,200	16,586	2,230
連結会社間取引	金利スワップ	受取固定・支払変動	70,400	57,900	1,013	1,013	61,400	18,000	142	142
合計			／	／	26,162	13,864	／	／	30,449	23,113

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

■通貨関連取引

（単位：百万円）

			2012年3月末				2013年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超		
店頭	通貨スワップ		2,247,504	1,943,061	△16,504	27,474	1,981,841	1,619,076	△18,634	6,235
	為替予約	売建	675,416	198,198	△1,501	△1,501	751,663	145,273	△47,146	△47,146
		買建	979,843	461,731	△24,974	△24,974	1,050,264	428,537	78,960	78,960
	通貨オプション	売建	1,448,106	1,044,392	71,073	26,407	1,723,290	935,614	87,231	5,067
		買建	1,340,386	985,762	140,985	48,305	1,552,239	850,103	70,311	△6,598
合計			／	／	26,931	75,711	／	／	△3,740	36,518

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

■株式関連取引

（単位：百万円）

			2012年3月末				2013年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超		
金融商品取引所	株式指数先物	売建	—	—	—	—	26,601	—	△58	△58
		買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	株式指数オプション	売建	—	—	—	—	5,233	—	5	26
		買建	—	—	—	—	5,000	—	74	8
合計			／	／	—	—	／	／	10	△24

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

■債券関連取引

（単位：百万円）

			2012年3月末				2013年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超		
金融商品取引所	債券先物	売建	101,873	—	185	185	14,596	—	1	1
		買建	—	—	—	—	3,636	—	—	—
	債券先物オプション	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	3,997	—	22	5
店頭	債券店頭オプション	売建	—	—	—	—	20,085	—	27	△18
		買建	—	—	—	—	40,257	—	63	10
合計			／	／	185	185	／	／	60	△0

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

■商品関連取引

2012年3月末、2013年3月末とも該当ありません。

■クレジットデリバティブ取引

2012年3月末、2013年3月末とも該当ありません。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

■金利関連取引

（単位：百万円）

			主なヘッジ対象	2012年3月末			2013年3月末		
				契約額等		時価	契約額等		時価
					うち1年超			うち1年超	
原則的処理方法	金利スワップ	受取固定・支払変動	貸出金、預金等の有利息の金融資産・負債	1,607,162	1,516,162	90,538	1,780,050	1,725,050	101,594
		受取変動・支払固定		846,147	836,147	△52,021	840,713	709,772	△48,857
金利スワップの特例処理	金利スワップ	受取変動・支払固定	貸出金	25,635	23,135	△175	26,555	13,131	△201
合計				／	／	38,341	／	／	52,535

（注）1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

■通貨関連取引

（単位：百万円）

		主なヘッジ対象	2012年3月末			2013年3月末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
				うち1年超			うち1年超	
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、預金等の金融資産・負債	277,146	144,935	△40,238	270,031	144,935	△11,311

（注）1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

■株式関連取引

2012年3月末、2013年3月末とも該当ありません。

■債券関連取引

2012年3月末、2013年3月末とも該当ありません。

セグメント情報

■事業の種類別セグメント情報

2012年3月期、2013年3月期
全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

■所在地別セグメント情報

2012年3月期、2013年3月期
全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

■海外経常収益

2012年3月期、2013年3月期
海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

（参考情報）

「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号2008年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号2008年3月21日）に基づくセグメント情報は以下のとおりです。

1.報告セグメントの概要

■セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。
当グループでは、グループ傘下銀行3社（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行）の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。
各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、事業承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

■セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。
それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

①業務粗利益
預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益（株式等売却益などのその他経常収益を除く）から経常費用（営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く）を差し引いた金額であります。
②経費
銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。
③実勢業務純益
業務粗利益（信託勘定に係る不良債権処理額を除く）から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。
④与信費用
貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等から、償却債権取立益等の与信費用戻入額を控除した与信関連費用の合計額であります。
⑤与信費用控除後業務純益
実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

■報告セグメントの変更等に関する事項

従来、「個人部門」に含まれていた一部の商品（アパートマンションローン等）について、2013年3月期から、「法人部門」に含めて計上するよう変更しております。
なお、2012年3月期のセグメント情報については、変更後の区分により表示しており、「3.報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報」の2012年3月期に記載しております。

2.報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、市場部門で調達した資金を個人部門、法人部門で活用する場合、社内の一定のルールに基づいて算出した損益を、それぞれの部門の業績として振り分けております。
当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略しております。

3.報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	2012年3月期						2013年3月期					
	報告セグメント				その他	合計	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計			個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	259,195	299,682	55,399	614,277	7,121	621,398	258,616	286,416	73,969	619,002	△4,437	614,564
経費	△177,608	△154,907	△9,690	△342,206	—	△342,206	△174,192	△154,762	△9,880	△338,835	—	△338,835
実勢業務純益	81,586	144,727	45,708	272,023	7,121	279,144	84,423	131,635	64,089	280,147	△4,437	275,710
与信費用	△5,223	△6,020	—	△11,243	—	△11,243	△5,253	20,262	—	15,009	—	15,009
与信費用控除後業務純益（計）	76,363	138,707	45,708	260,779	7,121	267,900	79,169	151,897	64,089	295,156	△4,437	290,719

（注）1.合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
2.個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
3.法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額を、2012年3月期については47百万円（利益）、2013年3月期については18百万円（利益）、それぞれ除いております。
4.市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
5.「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
6.減価償却費は、経費に含まれております。

4.報告セグメントの合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	2012年3月期	2013年3月期
報告セグメント計	260,779	295,156
「その他」の区分の損益	7,121	△4,437
与信費用以外の臨時損益	△4,426	△16,601
特別損益	△1,422	△761
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	11,245	10,992
連結損益計算書の税金等調整前当期純利益	273,297	284,348

（注）1.与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
2.特別損益には、減損損失等が含まれております。

主要な業務の状況を示す指標

■国内・海外別収支の内訳

（単位：百万円）

	2012年3月期				2013年3月期			
	国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
資金運用収支	458,458	9,898	4,375	463,981	436,622	11,294	4,846	443,069
資金運用収益	515,804	12,162	7,728	520,239	486,716	13,425	8,152	491,990
資金調達費用	57,345	2,264	3,352	56,257	50,094	2,131	3,305	48,920
信託報酬	23,497	—	—	23,497	21,639	—	—	21,639
役務取引等収支	119,566	116	△2	119,685	128,914	76	3	128,987
役務取引等収益	171,427	287	18	171,696	181,680	289	36	181,932
役務取引等費用	51,860	170	20	52,010	52,765	212	33	52,944
特定取引収支	11,558	—	—	11,558	2,184	—	—	2,184
特定取引収益	11,558	—	—	11,558	3,542	—	—	3,542
特定取引費用	—	—	—	—	1,357	—	—	1,357
その他業務収支	35,818	684	—	36,502	40,337	943	—	41,281
その他業務収益	51,528	684	—	52,212	52,523	943	—	53,466
その他業務費用	15,709	—	—	15,709	12,185	—	—	12,185

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。
3.資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

■国内・海外別資金運用／調達の状況

（単位：百万円、%）

		2012年3月期				2013年3月期			
		国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
資金運用勘定	平均残高	37,565,974	177,491	133,342	37,610,123	**38,294,302**	**186,653**	**133,939**	**38,347,016**
	利息	515,804	12,162	7,728	520,239	**486,716**	**13,425**	**8,152**	**491,990**
	利回り	1.37	6.85	／	1.38	**1.27**	**7.19**	／	**1.28**
うち貸出金	平均残高	25,018,195	67,613	16,121	25,069,688	**25,298,658**	**65,516**	**8,636**	**25,355,538**
	利息	437,180	4,970	585	441,565	**412,632**	**5,268**	**121**	**417,779**
	利回り	1.74	7.35	／	1.76	**1.63**	**8.04**	／	**1.64**
有価証券	平均残高	10,637,100	99,669	116,579	10,620,190	**10,562,121**	**107,595**	**124,437**	**10,545,280**
	利息	59,648	6,896	7,142	59,402	**55,939**	**7,897**	**8,030**	**55,805**
	利回り	0.56	6.91	／	0.55	**0.52**	**7.33**	／	**0.52**
コールローン及び買入手形	平均残高	276,744	5,059	393	281,410	**222,534**	**7,433**	**721**	**229,246**
	利息	600	262	—	863	**347**	**221**	—	**568**
	利回り	0.21	5.19	／	0.30	**0.15**	**2.98**	／	**0.24**
買現先勘定	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	／	—	—	—	／	—
債券貸借取引支払保証金	平均残高	2,860	—	—	2,860	**25,570**	—	—	**25,570**
	利息	2	—	—	2	**27**	—	—	**27**
	利回り	0.09	—	／	0.09	**0.10**	—	／	**0.10**
預け金	平均残高	1,260,310	1,796	62	1,262,044	**1,570,104**	**2,079**	—	**1,572,184**
	利息	2,523	13	0	2,536	**1,840**	**15**	**0**	**1,855**
	利回り	0.20	0.74	／	0.20	**0.11**	**0.72**	／	**0.11**
資金調達勘定	平均残高	37,578,223	72,000	110,114	37,540,109	**37,936,150**	**72,454**	**106,332**	**37,902,273**
	利息	57,345	2,264	3,352	56,257	**50,094**	**2,131**	**3,305**	**48,920**
	利回り	0.15	3.14	／	0.14	**0.13**	**2.94**	／	**0.12**
うち預金	平均残高	32,961,366	41,344	410	33,002,300	**33,468,748**	**45,576**	**763**	**33,513,561**
	利息	28,801	1,039	0	29,841	**22,823**	**1,043**	**0**	**23,866**
	利回り	0.08	2.51	／	0.09	**0.06**	**2.28**	／	**0.07**
譲渡性預金	平均残高	1,546,100	—	—	1,546,100	**1,349,346**	—	—	**1,349,346**
	利息	1,886	—	—	1,886	**1,572**	—	—	**1,572**
	利回り	0.12	—	／	0.12	**0.11**	—	／	**0.11**
コールマネー及び売渡手形	平均残高	209,989	387	59	210,317	**264,406**	**1,752**	—	**266,158**
	利息	204	0	—	205	**592**	**36**	—	**629**
	利回り	0.09	0.16	／	0.09	**0.22**	**2.10**	／	**0.23**
売現先勘定	平均残高	38,826	—	—	38,826	**40,934**	—	—	**40,934**
	利息	37	—	—	37	**38**	—	—	**38**
	利回り	0.09	—	／	0.09	**0.09**	—	／	**0.09**
債券貸借取引受入担保金	平均残高	141,498	—	—	141,498	**163,715**	—	—	**163,715**
	利息	167	—	—	167	**190**	—	—	**190**
	利回り	0.11	—	／	0.11	**0.11**	—	／	**0.11**
コマーシャル・ペーパー	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	／	—	—	—	／	—
借用金	平均残高	1,512,107	19,843	16,267	1,515,684	**1,380,205**	**21,902**	**8,439**	**1,393,667**
	利息	2,983	474	560	2,897	**2,211**	**647**	**133**	**2,725**
	利回り	0.19	2.39	／	0.19	**0.16**	**2.95**	／	**0.19**

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。
4.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■国内・海外別役務取引等の内訳

（単位：百万円）

	2012年3月期				2013年3月期			
	国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
役務取引等収益	171,427	287	18	171,696	**181,680**	**289**	**36**	**181,932**
うち預金・貸出業務	32,603	47	—	32,650	**34,477**	**54**	**—**	**34,532**
為替業務	35,269	233	—	35,503	**35,027**	**226**	**—**	**35,253**
信託関連業務	15,224	—	—	15,224	**15,827**	**—**	**—**	**15,827**
証券関連業務	30,094	—	—	30,094	**36,512**	**—**	**—**	**36,512**
代理業務	9,701	—	—	9,701	**11,857**	**—**	**—**	**11,857**
保護預り・貸金庫業務	3,281	0	—	3,281	**3,217**	**0**	**—**	**3,218**
保証業務	12,240	—	—	12,240	**12,308**	**—**	**—**	**12,308**
役務取引等費用	51,860	170	20	52,010	**52,765**	**212**	**33**	**52,944**
うち為替業務	8,385	—	—	8,385	**8,543**	**—**	**—**	**8,543**

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■国内・海外別特定取引の内訳

特定取引収益・費用の内訳

（単位：百万円）

	2012年3月期				2013年3月期			
	国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
特定取引収益	11,558	—	—	11,558	**3,542**	**—**	**—**	**3,542**
うち商品有価証券収益	1,216	—	—	1,216	**1,749**	**—**	**—**	**1,749**
特定取引有価証券収益	25	—	—	25	**—**	**—**	**—**	**—**
特定金融派生商品収益	9,788	—	—	9,788	**1,210**	**—**	**—**	**1,210**
その他の特定取引収益	527	—	—	527	**583**	**—**	**—**	**583**
特定取引費用	—	—	—	—	**1,357**	**—**	**—**	**1,357**
うち商品有価証券費用	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
特定取引有価証券費用	—	—	—	—	**1,357**	**—**	**—**	**1,357**
特定金融派生商品費用	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
その他の特定取引費用	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳

（単位：百万円）

	2012年3月末				2013年3月末			
	国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
特定取引資産	696,538	—	—	696,538	**787,139**	**—**	**—**	**787,139**
うち商品有価証券	23,715	—	—	23,715	**23,987**	**—**	**—**	**23,987**
商品有価証券派生商品	21	—	—	21	**10**	**—**	**—**	**10**
特定取引有価証券	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
特定取引有価証券派生商品	135	—	—	135	**—**	**—**	**—**	**—**
特定金融派生商品	286,690	—	—	286,690	**363,932**	**—**	**—**	**363,932**
その他の特定取引資産	385,974	—	—	385,974	**399,208**	**—**	**—**	**399,208**
特定取引負債	273,269	—	—	273,269	**346,073**	**—**	**—**	**346,073**
うち売付商品債券	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
商品有価証券派生商品	—	—	—	—	**12**	**—**	**—**	**12**
特定取引売付債券	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
特定取引有価証券派生商品	—	—	—	—	**2**	**—**	**—**	**2**
特定金融派生商品	273,269	—	—	273,269	**346,059**	**—**	**—**	**346,059**
その他の特定取引負債	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

預金・貸出金に関する指標

■国内・海外別預金の種類別残高

（単位：百万円）

	2012年3月末				2013年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
預金								
流動性預金	21,275,212	20,078	—	21,295,291	22,360,107	26,785	—	22,386,893
定期性預金	12,537,149	22,301	—	12,559,450	12,209,926	22,115	—	12,232,041
その他	670,506	—	1,643	668,862	767,347	—	1,410	765,936
小計	34,482,868	42,380	1,643	34,523,604	35,337,381	48,900	1,410	35,384,871
譲渡性預金	1,337,560	—	—	1,337,560	1,301,400	—	—	1,301,400
合計	35,820,428	42,380	1,643	35,861,164	36,638,781	48,900	1,410	36,686,271

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
定期性預金＝定期預金
2.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
3.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■貸出金の業種別内訳

（単位：百万円、%）

	2012年3月末		2013年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	25,723,121	(100.00)	26,416,733	(100.00)
製造業	2,671,748	(10.39)	2,661,295	(10.07)
農業,林業	11,253	(0.04)	12,464	(0.05)
漁業	1,472	(0.01)	1,276	(0.00)
鉱業,採石業,砂利採取業	15,174	(0.06)	13,652	(0.05)
建設業	706,241	(2.74)	690,961	(2.62)
電気･ガス･熱供給･水道業	99,206	(0.39)	107,629	(0.41)
情報通信業	282,479	(1.10)	265,939	(1.01)
運輸業,郵便業	534,797	(2.08)	504,478	(1.91)
卸売業,小売業	2,566,509	(9.98)	2,546,940	(9.64)
金融業,保険業	642,723	(2.50)	646,482	(2.45)
不動産業	2,408,050	(9.36)	2,666,649	(10.10)
物品賃貸業	306,556	(1.19)	325,771	(1.23)
各種サービス業	1,592,098	(6.19)	1,556,920	(5.89)
国,地方公共団体	793,532	(3.08)	886,984	(3.36)
その他	13,091,277	(50.89)	13,529,285	(51.21)
海外及び特別国際金融取引勘定分	59,573	(100.00)	73,387	(100.00)
政府等	—	(—)	—	(—)
金融機関	—	(—)	—	(—)
その他	59,573	(100.00)	73,387	(100.00)
合計	25,782,695	(—)	26,490,121	(—)

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」の「その他」には下記の計数が含まれております。

（単位：百万円、%）

	2012年3月末		2013年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
住宅ローン	12,203,684	47.44	12,611,542	47.74

■外国政府等向け債権残高（国別）

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
アルゼンチン	7	7
エクアドル	0	0
合計	7	7
（資産の総額に対する割合）	(0.00%)	(0.00%)

（注）「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

不良債権処理について

■与信関連費用の内訳

（単位：百万円）

	2012年3月期	2013年3月期
信託勘定不良債権処理額	47	18
一般貸倒引当金純繰入額	57,610	34,310
貸出金償却	△49,853	△35,175
個別貸倒引当金純繰入額	△48,038	4,903
特定海外債権引当勘定純繰入額	1	0
その他不良債権処理額	△4,827	△3,491
償却債権取立益	31,243	12,508
与信費用総額	△13,816	13,075

（注）金額が損失の項目には△を付しております。

■リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

	2012年3月末		2013年3月末	
	銀行勘定	銀信合算（※）	銀行勘定	銀信合算（※）
破綻先債権	13,970	14,003	12,891	12,893
延滞債権	457,844	459,859	413,976	415,170
3ヵ月以上延滞債権	4,555	4,555	4,583	4,583
貸出条件緩和債権	274,523	276,629	300,169	302,164
合計	750,893	755,046	731,621	734,812

※元本補填契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

■貸倒引当金等の状況

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
一般貸倒引当金	234,478	199,828
個別貸倒引当金	145,382	105,703
特定海外債権引当勘定	2	1
貸倒引当金　合計	379,863	305,532
債権償却準備金	186	161

■貸倒引当金等の状況（3行合算）(注)

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
一般貸倒引当金	161,106	131,699
個別貸倒引当金	137,761	98,719
特定海外債権引当勘定	2	1
貸倒引当金　合計	298,869	230,420
債権償却準備金	186	161

■リスク管理債権に対する引当率

（単位：%）

	2012年3月末	2013年3月末
部分直接償却実施後	50.33	41.60

引当率＝（貸倒引当金合計＋債権償却準備金）／リスク管理債権合計

■リスク管理債権に対する引当率（3行合算）(注)

（単位：%）

	2012年3月末	2013年3月末
部分直接償却実施前	69.28	61.58
部分直接償却実施後	51.10	41.62

引当率＝（貸倒引当金合計＋債権償却準備金）／リスク管理債権合計

■リスク管理債権の状況（3行合算）(注)

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
破綻先債権	12,500	11,395
延滞債権	437,760	393,448
3ヵ月以上延滞債権	4,499	4,495
貸出条件緩和債権	130,419	144,592
合計	585,180	553,932
部分直接償却実施額	346,380	287,808

（注）りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。
※元本補填契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

■金融再生法基準開示債権（3行合算）(注)

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	74,370	70,379
危険債権	412,561	345,748
要管理債権	134,919	149,088
小計(A)	621,850	565,215
正常債権	26,179,293	26,862,723
合計(B)	26,801,144	27,427,939
(A)／(B)	2.32%	2.06%

※元本補填契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

■金融再生法上の債権区分の説明

金融再生法による債権区分	各債権区分の説明
正常債権	正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権
要管理債権	要注意先に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権
危険債権	破綻懸念先に対する債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権

■自己査定の状況（3行合算：りそな銀行＋埼玉りそな銀行＋近畿大阪銀行）

（単位：億円）

分類債権／債務者区分	金融再生法の開示基準	自己査定 非分類	自己査定 Ⅱ分類	自己査定 Ⅲ分類	自己査定 Ⅳ分類	保全状況	金融再生法に基づく保全率
破綻先／実質破綻先 合計703	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 703	328	375	引当率 100.00%	直接償却	引当金 30 担保／保証 673	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 100.00%
破綻懸念先 合計3,457	危険債権 3,457	1,717	1,408	331 引当率 72.32%		引当金 872 担保／保証 2,251	危険債権 90.34%
要注意先：要管理先 合計1,860	要管理債権1,490 小計 5,652	291	1,569			引当金 294 担保／保証 544	要管理債権 56.29%
要注意先：その他の要注意先 合計21,259	正常債権 268,627	6,658	14,601				
正常先 合計246,997		246,997					全体の保全率 82.56%
合計 274,279	合計 274,279	非分類 255,993	Ⅱ分類 17,954	Ⅲ分類 331	Ⅳ分類 ―		

（注）債権額及び担保保証には、引当金計上対象外である銀行保証付私募債にかかる債権額、担保保証を含んでおります。

有価証券に関する指標

■国内・海外別有価証券の残高

（単位：百万円）

	2012年3月末 国内	海外	相殺消去額（△）	合計	2013年3月末 国内	海外	相殺消去額（△）	合計
国債	9,090,188	—	—	9,090,188	7,500,107	—	—	7,500,107
地方債	548,456	—	—	548,456	617,317	—	—	617,317
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	885,617	—	—	885,617	1,098,054	—	—	1,098,054
株式	535,393	—	—	535,393	628,070	—	—	628,070
その他の証券	281,586	1,060	6,428	276,219	343,020	1,456	6,426	338,049
合計	11,341,243	1,060	6,428	11,335,875	10,186,569	1,456	6,426	10,181,599

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

信託業務に関する指標

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

■信託財産残高表

（単位：百万円）

		2012年3月末	2013年3月末
資産	貸出金	61,909	53,412
	有価証券	0	63
	信託受益権	22,587,612	21,969,982
	受託有価証券	4,512	5,578
	金銭債権	391,346	372,080
	有形固定資産	545,087	500,550
	無形固定資産	2,139	2,024
	その他債権	7,170	7,052
	銀行勘定貸	354,818	448,793
	現金預け金	19,053	17,817
	合計	23,973,650	23,377,357

（単位：百万円）

		2012年3月末	2013年3月末
負債	金銭信託	7,169,755	7,030,744
	年金信託	3,545,831	3,502,401
	財産形成給付信託	1,086	1,120
	投資信託	11,600,386	11,205,133
	金銭信託以外の金銭の信託	289,228	325,836
	有価証券の信託	149,602	166,568
	金銭債権の信託	402,747	382,789
	土地及びその定着物の信託	119,037	118,844
	土地及びその定着物の賃借権の信託	2,812	2,814
	包括信託	693,161	641,104
	合計	23,973,650	23,377,357

（注）1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
2. 共同信託他社管理財産
前連結会計年度末　927,052百万円
当連結会計年度末　655,712百万円

■業種別貸出状況

（単位：百万円、%）

	2012年3月末		2013年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
製造業	152	(0.25)	133	(0.25)
農業,林業	—	(—)	—	(—)
漁業	—	(—)	—	(—)
鉱業,採石業,砂利採取業	—	(—)	—	(—)
建設業	—	(—)	—	(—)
電気･ガス･熱供給･水道業	—	(—)	—	(—)
情報通信業	—	(—)	—	(—)
運輸業,郵便業	44	(0.07)	39	(0.07)
卸売業,小売業	125	(0.20)	99	(0.19)
金融業,保険業	6,262	(10.12)	5,760	(10.78)
不動産業	1,561	(2.52)	1,325	(2.48)
物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
各種サービス業	17	(0.03)	14	(0.03)
国,地方公共団体	—	(—)	—	(—)
その他	53,746	(86.81)	46,039	(86.20)
合計	61,909	(100.00)	53,412	(100.00)

（注）「その他」には、下記の計数が含まれております。

（単位：百万円、%）

	2012年3月末		2013年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
住宅ローン	46,696	75.42	40,416	75.66

■元本補填契約のある信託の運用・受入状況

（単位：百万円）

		2012年3月末	2013年3月末
受入状況	元本	407,227	493,318
	債権償却準備金	186	161
	その他	76	56
	期末受託残高計	407,489	493,535
運用状況	貸出金	61,909	53,412
	有価証券	—	—
	その他	345,579	440,123
	期末運用残高計	407,489	493,535

（注）信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

■元本補填契約のある信託の貸出金に係るリスク管理債権残高

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
破綻先債権	32	2
延滞債権	2,014	1,194
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	2,105	1,995
リスク管理債権合計	4,153	3,191

主要な経営指標等の推移（単体）

■最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

（単位：百万円）

決算年月	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期
営業収益	185,577	39,048	31,380	158,322	244,546
経常利益	179,348	32,606	23,381	151,117	237,733
当期純利益	174,105	34,979	26,223	151,165	237,832
資本金	327,201	327,201	340,472	340,472	340,472
発行済株式総数（千株）					
普通株式	1,139,957	1,214,957	2,514,957	2,514,957	2,514,957
優先株式	868,300	861,300	254,520	254,520	254,520
純資産額	1,804,588	1,697,902	919,155	1,023,423	1,212,102
総資産額	2,028,359	1,809,145	1,260,278	1,350,339	1,519,857
1株当たり純資産額（円）	△530.04	△345.10	21.89	64.64	142.10
1株当たり配当額（内1株当たり中間配当額）（円）					
普通株式	10.00（—）	10.00（—）	12.00（—）	12.00（—）	12.00（—）
丙種第一回優先株式	68.00（—）	68.00（—）	68.00（—）	68.00（—）	68.00（—）
己種第一回優先株式	185.00（—）	185.00（—）	185.00（—）	185.00（—）	185.00（—）
第1種第一回優先株式	31.90（—）	28.68（—）	／（—）	／	／
第2種第一回優先株式	31.90（—）	28.68（—）	／（—）	／	／
第3種第一回優先株式	31.90（—）	28.68（—）	23.56（—）	21.38（—）	21.04（—）
第4種優先株式	992.50（—）	992.50（—）	992.50（—）	992.50（—）	992.50（—）
第5種優先株式	918.75（—）	918.75（—）	918.75（—）	918.75（—）	918.75（—）
第6種優先株式	／	386.51	1,237.50（—）	1,237.50（—）	1,237.50（—）
第9種優先株式	325.50（—）	／	／	／	／
1株当たり当期純利益金額（円） （△は1株当たり当期純損失金額）	120.97	1.33	△25.17	54.74	90.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	71.88	1.28	—	39.54	62.32
自己資本利益率（%）	9.29	1.99	2.00	15.56	21.27
株価収益率（倍）	10.82	888.72	—	6.96	5.39
配当性向（%）	8.26	751.87	—	21.92	13.26
従業員数（人）	521	508	536	533	533
〔外、平均臨時従業員数〕	〔19〕	〔15〕	〔8〕	〔3〕	〔2〕

（注） 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、単体財務諸表「注記事項」の（1株当たり情報）に記載しております。
また、2012年3月期から「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 2010年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 2010年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 2010年6月30日）を適用しております。
当該会計方針の変更は遡及適用され、2009年3月期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率及び配当性向については、2011年3月期は1株当たり当期純損失金額であることから、記載しておりません。
3. 自己資本利益率は、当期純利益金額を期中平均純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除して算出しております。
4. 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益で除して算出しております。
5. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

単体財務諸表

■貸借対照表

（単位：百万円）

	2012年3月期（2012年3月31日）	2013年3月期（2013年3月31日）
＜資産の部＞		
流動資産		
現金及び預金	529	435
金銭の信託	—	200
有価証券※1	86,000	274,800
前払費用	8	6
繰延税金資産	97	120
未収収益	12	13
未収入金※1	25,618	33,898
未収還付法人税等	30,430	17,631
流動資産合計	142,697	327,106
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	6	5
リース資産（純額）	6	4
有形固定資産合計※2	12	10
無形固定資産		
商標権	6	0
ソフトウエア	13	8
無形固定資産合計	19	9
投資その他の資産		
関係会社株式	1,121,170	1,116,174
関係会社長期貸付金※3	89,500	79,500
その他	1	1
投資損失引当金	△3,062	△2,945
投資その他の資産合計	1,207,609	1,192,731
固定資産合計	1,207,642	1,192,750
資産合計	1,350,339	1,519,857

（単位：百万円）

	2012年3月期（2012年3月31日）	2013年3月期（2013年3月31日）
＜負債の部＞		
流動負債		
1年内償還予定の社債	—	30,000
リース債務	1	1
未払金※4	25,408	684
未払費用	717	645
未払法人税等	25	2,626
未払消費税等	65	45
賞与引当金	327	421
その他	366	509
流動負債合計	26,911	34,933
固定負債		
社債	60,000	80,000
関係会社長期借入金	240,000	192,817
リース債務	5	3
固定負債合計	300,005	272,821
負債合計	326,916	307,754
＜純資産の部＞		
株主資本		
資本金	340,472	340,472
資本剰余金		
資本準備金	340,472	340,472
資本剰余金合計	340,472	340,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	429,326	620,754
利益剰余金合計	429,326	620,754
自己株式	△86,849	△89,596
株主資本合計	1,023,423	1,212,102
純資産合計	1,023,423	1,212,102
負債純資産合計	1,350,339	1,519,857

■損益計算書

（単位：百万円）

	2012年3月期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）	2013年3月期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）
営業収益	158,322	244,546
関係会社受取配当金	151,597	238,025
関係会社受入手数料	4,523	4,481
関係会社貸付金利息	2,202	2,039
営業費用	7,445	7,082
借入金利息※2	2,442	2,152
社債利息	846	760
社債発行費	120	191
販売費及び一般管理費※1	4,035	3,977
営業利益	150,877	237,463
営業外収益	251	334
有価証券利息※3	23	76
受取手数料	108	114
投資損失引当金戻入額	113	116
還付加算金	4	25
その他	1	1
営業外費用	11	65
経常利益	151,117	237,733
特別損失	154	—
子会社清算損	154	—
税引前当期純利益	150,962	237,733
法人税、住民税及び事業税	△204	△75
法人税等調整額	1	△23
法人税等合計	△202	△99
当期純利益	151,165	237,832

■株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	2012年3月期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）	2013年3月期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）
株主資本		
資本金		
当期首残高	340,472	340,472
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	340,472	340,472
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	340,472	340,472
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	340,472	340,472
その他資本剰余金		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	340,472	340,472
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
当期変動額合計	—	—
当期末残高	340,472	340,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	325,057	429,326
当期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
当期純利益	151,165	237,832
利益剰余金から資本剰余金への振替	△0	△0
当期変動額合計	104,269	191,427
当期末残高	429,326	620,754
自己株式		
当期首残高	△86,847	△86,849
当期変動額		
自己株式の取得	△2	△3,449
自己株式の処分	0	701
当期変動額合計	△1	△2,747
当期末残高	△86,849	△89,596
株主資本合計		
当期首残高	919,155	1,023,423
当期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
当期純利益	151,165	237,832
自己株式の取得	△2	△3,449
自己株式の処分	0	701
当期変動額合計	104,268	188,679
当期末残高	1,023,423	1,212,102
純資産合計		
当期首残高	919,155	1,023,423
当期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
当期純利益	151,165	237,832
自己株式の取得	△2	△3,449
自己株式の処分	0	701
当期変動額合計	104,268	188,679
当期末残高	1,023,423	1,212,102

■注記事項

（2013年3月期）

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的の債券
移動平均法による償却原価法により行っております。

（2）子会社株式
移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品：2年～20年
（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）
当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、2012年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる影響は軽微であります。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。
ソフトウエア：自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

（3）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に一括費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

（1）投資損失引当金
投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（2）賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（追加情報）

1. 従業員持株会支援信託ESOP

当社は、2012年1月31日付で「従業員持株会支援信託ESOP」（以下「ESOP信託」といいます。）の導入を決定し、同年4月19日までに当社株式の取得を完了いたしました。
ESOP信託による当社株式の取得・処分については、当社がESOP信託の債務を保証しており、経済的実態を重視する観点から、当社とESOP信託は一体であるとする会計処理を行っております。したがって、ESOP信託が所有する当社株式については貸借対照表において自己株式として表示し、ESOP信託の資産及び負債並びに費用及び収益については財務諸表に含めて計上しております。

（貸借対照表関係）

※1. 関係会社に対する資産が次のとおり含まれています。

有価証券	274,800百万円
未収入金	33,806百万円

※2. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	45百万円

※3. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。

※4. 関係会社に対する負債が次のとおり含まれています。

未払金	623百万円

5. 配当制限
当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

丙種第一回優先株式	1株につき	68円
己種第一回優先株式	1株につき	185円
第3種第一回優先株式	1株につき	21.04円
第4種優先株式	1株につき	992.50円
第5種優先株式	1株につき	918.75円
第6種優先株式	1株につき	1,237.50円

（損益計算書関係）

※1. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

給料・手当	2,545百万円
業務委託料	338百万円
賞与引当金繰入額	421百万円
支払手数料	217百万円
減価償却費	14百万円

※2. 営業費用のうち関係会社との取引は次のとおりであります。

借入金利息	2,152百万円

※3. 営業外収益のうち関係会社との取引は次のとおりであります。

有価証券利息	76百万円

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64,185	9,574	1,946	71,812	注
合計	64,185	9,574	1,946	71,812	

（注）株式数の増加は、単元未満株式の買取10千株及びESOP信託による当社株式の取得9,564千株であり、株式数の減少は、単元未満株式の処分0千株及びESOP信託が所有する当社株式の持株会への譲渡1,945千株であり、当事業年度末株式数には、ESOP信託が所有する当社株式7,618千株が含まれております。

（リース取引関係）

（借手側）
1. ファイナンス・リース取引
（1）リース資産の内容
（ア）有形固定資産
車両であります。
（2）リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
2. オペレーティング・リース取引
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	3百万円
1年超	11百万円
合計	14百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	1,116,174
関連会社株式	—
合計	1,116,174

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式償却否認額	693,960百万円
税務上の繰越欠損金	18,350百万円
投資損失引当金否認額	1,048百万円
その他	176百万円
繰延税金資産小計	713,535百万円
評価性引当額	△713,414百万円
繰延税金資産合計	120百万円
繰延税金負債合計	—百万円
繰延税金資産の純額	120百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	37.97%
（調整）	
受取配当金益金不算入	△38.01%
評価性引当額	△0.66%
その他	0.66%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.04%

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額	142.10円
1株当たり当期純利益金額	90.43円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	62.32円

（注）1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	1,212,102百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	864,918百万円
うち優先株式	848,000百万円
うち優先配当額	16,918百万円
普通株式に係る期末の純資産額	347,184百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	2,443,144千株

（注）「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」については、自己名義所有株式分を控除する他、ESOP信託が所有する当社株式（当事業年度7,618千株）を控除しております。

2.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額	
当期純利益	237,832百万円
普通株主に帰属しない金額	16,918百万円
うち優先配当額	16,918百万円
普通株式に係る当期純利益	220,913百万円
普通株式の期中平均株式数	2,442,740千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額	7,030百万円
うち優先配当額	7,030百万円
普通株式増加数	1,214,654千株
うち優先株式	1,214,654千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。

（注）「普通株式の期中平均株式数」については、自己名義所有株式分を控除する他、ESOP信託が所有する当社株式（当事業年度8,028千株）を控除しております。

（重要な後発事象）

1. 公的資金完済プランの実施

当社は、2013年5月10日、残存する公的資金の完済に向けた『公的資金完済プラン』（以下、本プランという。）を策定し、以下のとおり実施いたしました。

（1）資本金の額および資本準備金の額の減少

2013年6月21日開催の定時株主総会において、その他利益剰余金の資本組入れならびに資本金の額および資本準備金の額の減少（以下、本減資等と総称する。）について決議し、同年6月24日に本減資等の効力が発生しております。

①目的	公的資金の早期返済に向け、あらかじめ9,000億円の返済財源（注）（その他資本剰余金）を確保し、本プランを確実に遂行すること （注）金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金に係る優先株式の特別優先配当（合計：1,600億円）、および預金保険法に基づく公的資金に係る株式の取得の対価の原資をいう。
②その他利益剰余金の資本組入れ	その他利益剰余金の額320,000,000,000円を資本金に組み入れ、資本金の額を660,472,846,991円とします。
③減少する資本の額	資本金の額660,472,846,991円および資本準備金の額340,472,846,991円を、それぞれ610,000,000,000円および290,000,000,000円減少させ、各50,472,846,991円とし、減少する資本金および資本準備金の額の合計額900,000,000,000円をすべてその他資本剰余金に振替えます。 なお、発行済株式数の減少はありません。
④日程	1）取締役会決議日　2013年5月10日（金） 2）法定公告掲載日　2013年5月21日（火） 3）債権者異議申述最終期日　2013年6月21日（金） 4）株主総会決議日　2013年6月21日（金） 5）本減資等の効力発生日　2013年6月24日（月）

（2）自己株式の取得枠設定

2013年5月10日および同年6月21日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款第53条の定めに基づき、以下のとおり、自己株式の取得枠の設定を行っております。

なお、本自己株式の取得は、預金保険法に基づく公的資金の早期返済を目的とするものであり、国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できた時点で実施いたします。

イ　普通株式

①取得する株式の数	503,262,500株（上限）
②取得価額の総額	1,000億円（上限）
③取得期間	2013年6月24日～2014年3月31日
④取得方法	ToSTNeT市場における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）

ロ　第3種第一回優先株式

①取得する株式の数	225,000,000株（上限） （2013年6月28日現在における当該株式の発行済株式数であります。）
②取得価額の総額	3,000億円（上限）
③取得期間	2013年6月24日～2014年3月31日

（3）定款の一部変更

2013年6月21日開催の定時株主総会ならびに普通株主、丙種優先株主、己種優先株主、第3種優先株主、第4種優先株主、第5種優先株主および第6種優先株主による各種類株主総会において、当社定款の一部変更（以下、本定款変更という。）について決議いたしました。

なお、本定款変更は、本プランの一環として、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金についての分割返済を可能とするために実施するものであり、本定款変更の効力発生は、2013年5月10日開催の取締役会の決議に基づく当社による自己株式（普通株式）の一部取得が実施され、当社が支払った取得価額の総額が999億9,990万円以上となる取得に係る決済が完了したことを条件とします。

イ　丙種優先株式および己種優先株式に関する、普通株式を対価とする一斉取得日の延期および取得請求権の行使期間の延長

①普通株式を対価とする一斉取得日（いわゆる普通株式への一斉転換日）を、いずれも2018年3月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期します。

②取得請求権の行使期間（いわゆる転換期間）を、いずれも2018年3月期に係る定時株主総会の開催日まで延長します。

ロ　丙種優先株式および己種優先株式に関する優先配当額の変更

①従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で年間120億円および年間200億円（固定）の特別優先配当に係る規定を設けます。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当されます。

②上記①記載の毎年の特別優先配当の支払い（公的資金分割返済）により、公的資金の要返済額残高が年々減少するのに合わせて、従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当額の定めを変更します。

なお、預金保険機構との間で、株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式につき返済すべき総額が1,600億円であることを確認し、その返済を当該優先株式に対する特別優先配当によって行うこと等を内容とする契約書（2013年6月21日付）を締結しております。

2. 資金の借入

当社は、2013年6月28日付で以下のとおり資金の借入を行いました。なお、既存借入金190,000百万円について同日付で返済しております。

①資金使途	普通株式及び第3種第一回優先株式の取得資金
②借入先	株式会社りそな銀行
③借入金額	300,000百万円
④最終返済期日	2020年6月30日
⑤借入条件	無担保・期日一括返済方式によるものであり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

組　織

■従業員の状況

（2013年3月31日現在）

連結会社における従業員数	
従業員数（人）	16,826[12,612]

（注）1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員12,769人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[　] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

■当社の従業員数

（2013年3月31日現在）

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（千円）
533[2]	44.1歳	19.5年	9,166

（注）1. 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他5社からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
なお、嘱託及び臨時従業員は2人であります。
2. 臨時従業員数は、[　] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均年間給与は、2013年3月末の当社従業員に対して各社で支給された年間の給与（時間外手当を含む）の合計額を基に算出しております。
4. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

■組織図（2013年7月1日現在）

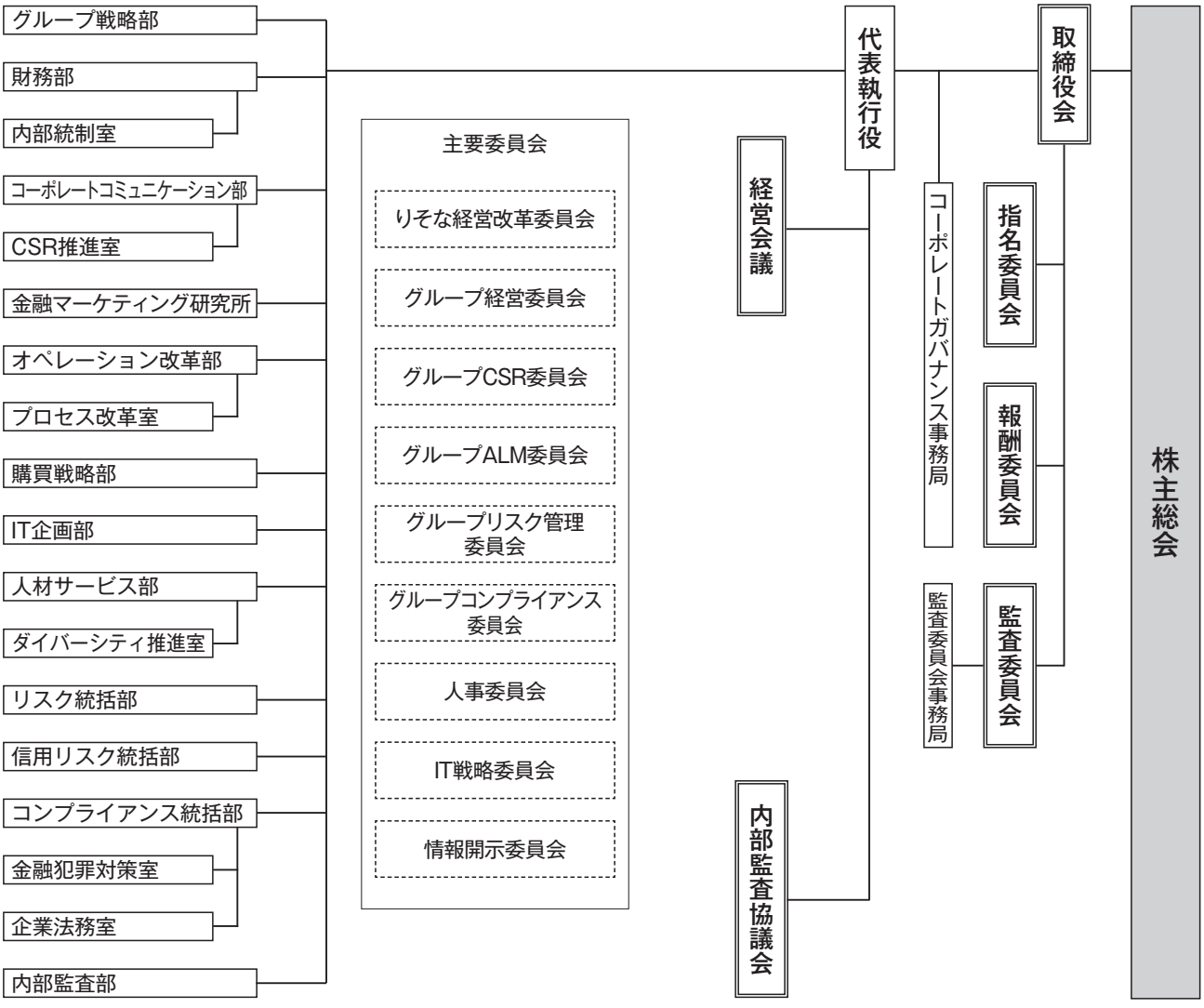

■取締役

（2013年7月1日現在）

役職名	氏名	委員会	担当および委嘱等	兼職
取締役 兼代表執行役社長	東　和浩			りそな銀行 代表取締役社長兼執行役員
取締役 兼代表執行役	原　俊樹		人材サービス部担当	りそな銀行 取締役兼執行役員
取締役 兼代表執行役	菅　哲哉		グループ戦略部担当 兼購買戦略部担当	りそな銀行 取締役兼執行役員
取締役	磯野　薫	監査委員会委員		
社外取締役	奥田　務	報酬委員会委員長		J.フロントリテイリング株式会社 取締役相談役 株式会社日本取引所グループ 社外取締役
社外取締役	永井　秀哉	監査委員会委員長 指名委員会委員		株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 東洋学園大学大学院 現代経営学部 教授
社外取締役	大薗　恵美	指名委員会委員		一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 株式会社ローソン 社外取締役
社外取締役	有馬　利男	指名委員会委員長 報酬委員会委員		一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事 キリンホールディングス株式会社 社外取締役 富士重工業株式会社 社外取締役
社外取締役	佐貫　葉子	監査委員会委員		弁護士（NS綜合法律事務所 所長） 明治ホールディングス株式会社 社外取締役
社外取締役	浦野　光人	報酬委員会委員		株式会社ニチレイ 相談役 三井不動産株式会社 社外取締役 JXホールディングス株式会社 社外監査役 横河電気株式会社 社外取締役

（注）奥田務、永井秀哉、大薗恵美、有馬利男、佐貫葉子及び浦野光人の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

■執行役

（2013年7月1日現在）

氏名	担当および委嘱等
上條　正仁（＊2）	グループ戦略部（埼玉りそな銀行経営管理）担当
中前　公志（＊3）	グループ戦略部（近畿大阪銀行経営管理）担当
松井　浩一（＊1）（＊3）	リスク統括部担当 兼コンプライアンス統括部担当
村木　徹（＊1）（＊2）	オペレーション改革部担当 兼IT企画部担当
野村　眞（＊2）	財務部担当
宇野　保範（＊1）	内部監査部長 兼内部監査部担当
増田　賢一朗（＊1）（＊3）	コーポレートコミュニケーション部担当 兼金融マーケティング研究所担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当
鳥居　高行（＊1）	信用リスク統括部担当

（＊1）りそな銀行兼務
（＊2）埼玉りそな銀行兼務
（＊3）近畿大阪銀行兼務

子会社等の状況

■連結子会社

（2013年3月末現在）

名　称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	設立年月日	当社議決権比率（%）	子会社等議決権比率（%）
株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行 信託	1918年 5月15日	100.0	—
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区	70,000	銀行	2002年 8月27日	100.0	—
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区	38,971	銀行	1950年 11月24日	100.0	—
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区	14,000	信用保証	1975年 5月8日	50.9	49.0
大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区	6,000	信用保証	1969年 7月23日	—	100.0
近畿大阪信用保証株式会社	大阪市中央区	6,397	信用保証	1995年 3月17日	—	100.0
りそな決済サービス株式会社	東京都中央区	1,000	ファクタリング	1978年 10月25日	100.0	—
りそなカード株式会社	東京都江東区	1,000	クレジットカード 信用保証	1983年 2月12日	77.5	—
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区	5,049	ベンチャーキャピタル	1988年 3月29日	100.0	—
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区	100	コンサルティング	1986年 10月1日	100.0	—
りそなビジネスサービス株式会社	東京都台東区	60	事務等受託 人材派遣	1987年 10月2日	100.0	—

■連結子会社

（2013年3月末現在）

名　称	所在地	資本金又は出資金		主要な事業の内容	設立年月日	当社議決権比率（%）	子会社等議決権比率（%）
P. T. Bank Resona Perdania	インドネシア共和国 ジャカルタ	285,000	百万 インドネシアルピア	銀行	1956年 2月15日	—	43.4
P. T. Resona Indonesia Finance	インドネシア共和国 ジャカルタ	25,000	百万 インドネシアルピア	リース	1984年 11月7日	—	100.0
TD Consulting Co., Limited	タイ王国 バンコック	5,000	千タイバーツ	投資 コンサルティング	1995年 1月12日	—	49.0
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	1,170,500	千米ドル	ファイナンス	2005年 7月11日	—	100.0

■持分法適用関連会社

（2013年3月末現在）

名　称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	設立年月日	当社議決権比率（%）	子会社等議決権比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	51,000	信託 銀行	2000年 6月20日	—	33.3

りそなホールディングス

CONTENTS

自己資本の充実の状況・バーゼル2関連データセクション

連結の範囲等…… 109
自己資本
　自己資本の構成及び充実度評価…… 110
　自己資本調達手段の概要…… 113
リスク管理
　信用リスク…… 123
　信用リスク削減手法…… 137
　派生商品取引…… 138
　証券化エクスポージャー…… 139
　銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー … 147
　信用リスク・アセットのみなし計算…… 147
　銀行勘定における金利リスク…… 147
報酬に関する開示事項…… 148

連結の範囲等

■銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第20号。以下「持株自己資本比率告示」という。なお、当社は国内基準行につき、ここで言う「持株自己資本比率告示」とは、2013年3月の告示改正にかかわらず改正前の告示（バーゼル2）を指す。）第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.は連結財務諸表規則第5条第2項の適用により連結の範囲に含めておりませんが、自己資本比率計算上は持株自己資本比率告示第15条の定めにより持株会社グループに含めております。

■持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数…15社

主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

名称	主な事業の内容
㈱りそな銀行	銀行 信託
㈱埼玉りそな銀行	銀行
㈱近畿大阪銀行	銀行
りそな保証㈱	信用保証
大和ギャランティ㈱	信用保証
近畿大阪信用保証㈱	信用保証
りそな決済サービス㈱	代金回収代行 ファクタリング
りそなカード㈱	クレジットカード 信用保証
りそなキャピタル㈱	ベンチャーキャピタル
りそな総合研究所㈱	コンサルティング
りそなビジネスサービス㈱	事務等受託、人材派遣
P. T. Bank Resona Perdania	銀行
P. T. Resona Indonesia Finance	リース
TD Consulting Co., Limited	投資コンサルティング
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	ファイナンス

■持株自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

持株自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数…1社

持株自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

名称	主な事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	信託 銀行

■持株自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びにこれらのうち主要な会社の名称及び主要な業務の内容

2社

■銀行法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

■持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

■持株自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

自己資本

〈自己資本の構成及び充実度評価〉

自己資本の構成は、以下のとおりであります。
なお、自己資本比率は、「持株自己資本比率告示」に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。信用リスク・アセットの額は、基礎的内部格付手法を用いて算出しております。

■連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目			2012年3月末	2013年3月末
基本的項目（Tier1）	資本金		340,472	340,472
	うち非累積的永久優先株	（注1）	—	—
	新株式申込証拠金		—	—
	資本剰余金		237,082	237,082
	利益剰余金		1,086,693	1,315,472
	自己株式（△）		86,849	89,596
	自己株式申込証拠金		—	—
	社外流出予定額（△）		46,404	46,327
	その他有価証券の評価差損（△）		—	—
	為替換算調整勘定		△ 4,629	△ 4,350
	新株予約権		—	—
	連結子法人等の少数株主持分		109,845	125,999
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		94,518	108,169
	営業権相当額（△）		—	—
	のれん相当額（△）		—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）		—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）		9,160	8,201
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）		—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計（上記各項目の合計額）		1,627,049	1,870,551
	繰延税金資産の控除金額（△）	（注2）	—	—
	計	（A）	1,627,049	1,870,551
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	（注3）（B）	94,518	108,169
補完的項目（Tier2）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		29,257	29,227
	一般貸倒引当金		10,853	8,239
	適格引当金が期待損失額を上回る額		46,763	46,969
	負債性資本調達手段等		593,617	604,154
	うち永久劣後債務	（注4）	123,318	132,753
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	（注5）	470,298	471,401
	計		680,491	688,591
	うち自己資本への算入額	（C）	680,491	688,591
控除項目	控除項目	（注6）（D）	6,137	4,972
自己資本額	（A）＋（C）－（D）	（E）	2,301,403	2,554,170
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目		15,169,239	15,192,590
	オフ・バランス取引等項目		1,157,311	1,117,331
	信用リスク・アセットの額	（F）	16,326,551	16,309,921
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（H）/8%）	（G）	1,115,625	1,095,113
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額	（H）	89,250	87,609
	信用リスク・アセット調整額	（I）	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	（J）	—	—
	計（（F）＋（G）＋（I）＋（J））	（K）	17,442,176	17,405,034
連結自己資本比率（国内基準）＝（E）/（K）×100（%）			13.19	14.67
連結基本的項目比率＝（A）/（K）×100（%）			9.32	10.74
連結基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合＝（B）/（A）×100（%）			5.80	5.78
連結総所要自己資本の額		（注7）	1,395,374	1,392,402

（注）1. 当社の資本金は株式種類ごとに分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 2012年3月末の繰延税金資産の純額に相当する額は169,335百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は325,409百万円であります。また、2013年3月末の繰延税金資産の純額に相当する額は176,223百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は374,110百万円であります。
3. 持株自己資本比率告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。
4. 持株自己資本比率告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
（2）一定の場合を除き、償還されないものであること
（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
（4）利払い義務の延期が認められるものであること

5. 持株自己資本比率告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 持株自己資本比率告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
7. 当社は国内基準行ですが、基礎的内部格付手法を採用しているため、連結総所要自己資本の額算出に当たり、8%を使用しております。
8. 2012年3月末は2008年金融庁告示第79号の特例を適用しております。また、2013年3月末は2012年金融庁告示第56号の特例を適用しております。

当社は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第30号に基づき、2013年3月末連結自己資本比率の算定に関し、新日本有限責任監査法人による外部監査を受けております。なお、本外部監査は、会社法等に基づく会計監査の一部ではありません。本外部監査は、当社及び監査法人の間で合意された手続に基づき、自己資本比率の算定に係る当社の内部統制について、監査法人が調査の上、当社が評価を受けたもので、自己資本比率そのものについて意見を表明されたものではありません。

（※）優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行（以下同社とする）は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率（国内基準）における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券（以下「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし
任意償還	2015年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、金融庁の事前承認が必要）
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	2005年7月25日
配当率	2015年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、2016年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止（制限）及び裁量的配当停止（制限）のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止（制限）	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言（注1）が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式（注2）への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益（注3）不足（可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合）が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止（制限）	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由（注4）が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

（注）1.清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：
清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：
会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：
①債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合
②債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：
監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2.同社優先株式
同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式

3.可処分配当可能利益
可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。）の合計額を控除したもの。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4.監督事由
同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

■信用リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	2012年3月末	2013年3月末
信用リスクに対する所要自己資本の額(内部格付手法が適用される株式等エクスポージャー及びみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連するものを除く)	1,835,219	1,749,260
標準的手法が適用されるポートフォリオ(注1)	59,115	52,267
内部格付手法が適用されるポートフォリオ(注2)	1,764,738	1,686,810
事業法人向けエクスポージャー(注3)	1,277,036	1,208,541
ソブリン向けエクスポージャー	10,968	11,343
金融機関等向けエクスポージャー	27,427	27,541
居住用不動産向けエクスポージャー	279,561	275,189
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	14,060	13,359
その他リテール向けエクスポージャー	92,992	89,122
その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー(注4)	62,692	61,713
証券化エクスポージャー	11,365	10,182
内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	38,601	53,375
マーケット・ベース方式(簡易手法)	5,236	18,383
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)(注5)	—	—
PD/LGD方式	3,723	5,759
持株自己資本比率告示附則第13条に定める経過措置を適用するエクスポージャー	29,642	29,232
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連する信用リスクに対する所要自己資本の額	8,473	7,564
計	1,882,295	1,810,201

(注) 1.標準的手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%＋自己資本控除額」により算出しております。
2.内部格付手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「スケーリングファクター考慮後(×1.06)の信用リスク・アセットの額×8%＋期待損失額＋自己資本控除額」により算出しております。
3.「事業法人向けエクスポージャー」には、特定貸付債権、中堅中小企業向けエクスポージャーが含まれております。
4.「その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー」には、購入債権、その他資産等が含まれております。
5.当社では内部モデル手法を採用しておりません。

■マーケット・リスクに対する所要自己資本額

当社は、不算入特例を用いており、マーケット・リスク相当額は算入しておりません。これに伴い、所要自己資本額はありません。

■オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	2012年3月末	2013年3月末
粗利益配分手法	89,250	87,609

(注) 1.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に8%を乗じて算出しております。
2.当社では基礎的手法・先進的計測手法は採用しておりません。

〈自己資本調達手段の概要〉

自己資本調達手段の概要につきましては以下のとおりです。

■株式等の状況

1. 株式の総数等

(1)株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	7,300,000,000（注1）
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第3種優先株式	225,000,000
第4種優先株式	2,520,000
第5種優先株式	4,000,000
第6種優先株式	3,000,000
第一回第7種優先株式	10,000,000（注2）
第二回第7種優先株式	10,000,000（注2）
第三回第7種優先株式	10,000,000（注2）
第四回第7種優先株式	10,000,000（注2）
第一回第8種優先株式	10,000,000（注2）
第二回第8種優先株式	10,000,000（注2）
第三回第8種優先株式	10,000,000（注2）
第四回第8種優先株式	10,000,000（注2）
計	7,574,520,000

（注） 1.2013年6月21日開催の定時株主総会等において、普通株式の発行可能株式総数を1,300,000,000株減少させ、7,300,000,000株から6,000,000,000株にする定款の一部変更議案が承認可決されておりますが、2013年6月28日現在、所定の効力発生条件は満たしておりません。
2.第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとします。

(2)発行済株式

種類	事業年度末現在発行数(株) (2013年3月31日)	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,514,957,691	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当会社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	12,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,2,3,4)
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	8,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,5,6,7)
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	225,000,000	—	単元株式数 100株 議決権あり (注1,8,9,10)
第4種優先株式	2,520,000	—	単元株式数 100株 (注1,11)
第5種優先株式	4,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,12)
第6種優先株式	3,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,13)
計	2,769,477,691	—	—

(注) 1.「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません（ただし、無配となった場合には議決権を有する）。
「預金保険法」に基づく第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

2.丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。なお、2013年6月21日に開催の定時株主総会等において、丙種優先株式に係る公的資金の分割返済を可能とするための定款の一部変更議案が承認可決されておりますが、2013年6月28日現在、所定の効力発生条件が満たされておりませんことから、変更前の内容に基づき記載しております。

(1)普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記4(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2)引換価額の修正の基準および頻度
①修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
②修正の頻度
1年に1度（2015年1月1日までの毎年1月1日）

(3)引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
①引換価額の下限
1,501円
②取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
39,973,351株（2013年5月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.58%）

(4)当会社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

3.丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1)丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

(2)当会社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

4.丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。なお、2013年6月21日に開催の定時株主総会等において、丙種優先株式に係る公的資金の分割返済を可能とするための定款の一部変更議案が承認可決されておりますが、2013年6月28日現在、所定の効力発生条件が満たされておりませんことから、変更前の内容に基づき記載しております。

(1)丙種優先配当金
①丙種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
②非累積条項
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③非参加条項
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④丙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権
①取得を請求し得べき期間
2015年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
②引換価額
引換価額は1,501円とする。
③引換価額の修正
引換価額は、2015年1月1日までの毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで

算出し、その小数第1位を四捨五入する。
④引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
(5)取得条項
2015年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、2015年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額（5,000円）を2015年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額（5,000円）を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
(6)株主との合意による優先株式の取得
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
(7)議決権条項
丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
(8)新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
(9)種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

5.己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。なお、2013年6月21日に開催の定時株主総会等において、己種優先株式に係る公的資金の分割返済を可能とするための定款の一部変更議案が承認可決されておりますが、2013年6月28日現在、所定の効力発生条件が満たされておりませんことから、変更前の内容に基づき記載しております。
(1)普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記7(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
(2)引換価額の修正の基準および頻度
①修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
②修正の頻度
1年に1度（2014年7月1日までの毎年7月1日）
(3)引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
①引換価額の下限
3,240円
②取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
30,864,197株（2013年5月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.22%）
(4)当会社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

6.己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
(1)己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
(2)当会社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

7.己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。なお、2013年6月21日に開催の定時株主総会等において、己種優先株式に係る公的資金の分割返済を可能とするための定款の一部変更議案が承認可決されておりますが、2013年6月28日現在、所定の効力発生条件が満たされておりませんことから、変更前の内容に基づき記載しております。
(1)己種優先配当金
①己種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
②非累積条項
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。
(2)残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
(3)優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
(4)取得請求権
①取得を請求し得べき期間
2014年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
②引換価額
引換価額は3,240円とする。
③引換価額の修正
引換価額は、2014年7月1日までの毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
④引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
(5)取得条項
2014年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、2014年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額（12,500円）を2014年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額（12,500円）を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
(6)株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
(7)議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
(8)新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9)種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

8.第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1)普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記10(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2)引換価額の修正の基準および頻度

①修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）

②修正の頻度

1年に1度（2011年5月1日以降毎年5月1日）

(3)引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

①引換価額の下限

154円

②取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

2,922,077,922株（2013年5月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数225,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の116.18%）

(4)当会社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

9.第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1)第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

(2)当会社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

10.第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第3種優先配当金

①第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）を支払う。

配当年率は、2004年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR（1年物）＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、2004年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR（1年物）は、2004年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

②非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権

①取得を請求し得べき期間

2010年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

②引換価額

引換価額は484円とする。

③引換価額の修正

引換価額は、毎年5月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が154円（ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5)取得条項

該当ありません。

(6)株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7)議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(8)新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9)種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

11.第4種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第4種優先配当金

①第4種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.970%（払込金相当額25,000円に対し992円50銭）とする。

②非累積条項

ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第4種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)株主との合意による優先株式の取得

第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5)取得条項

2013年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従

って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6)議決権条項
第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7)種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

12.第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第5種優先配当金
①第5種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年3.675%（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。
②非累積条項
ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③非参加条項
第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④第5種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)株主との合意による優先株式の取得
第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5)取得条項
2014年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。
第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6)議決権条項
第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7)種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

13.第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第6種優先配当金
①第6種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年4.95%（払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭）とする。
②非累積条項
ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③非参加条項
第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④第6種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)株主との合意による優先株式の取得
第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5)取得条項
2016年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。
第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6)議決権条項
第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7)種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

2. 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2009年1月4日(注1)	2,016,071	2,036,436	—	327,201	—	327,201
2009年1月5日(注2)	△0	2,036,436	—	327,201	—	327,201
2009年3月13日(注3)	△28,177	2,008,258	—	327,201	—	327,201
2009年9月8日(注4)	75,000	2,083,258	51,825	379,026	51,825	379,026
2009年9月8日(注5)	—	2,083,258	△51,825	327,201	△51,825	327,201
2009年9月8日(注6)	△10,000	2,073,258	—	327,201	—	327,201
2009年12月8日(注7)	3,000	2,076,258	37,500	364,701	37,500	364,701
2009年12月8日(注8)	—	2,076,258	△37,500	327,201	△37,500	327,201
2010年8月31日(注9)	△200,000	1,876,258	—	327,201	—	327,201
2011年1月31日(注10)	1,237,000	3,113,258	260,586	587,787	260,586	587,787
2011年1月31日(注11)	—	3,113,258	△260,586	327,201	△260,586	327,201
2011年2月18日(注12)	63,000	3,176,258	13,271	340,472	13,271	340,472
2011年3月11日(注13)	△406,780	2,769,477	—	340,472	—	340,472

（注） 1.2008年5月16日開催の取締役会において、株式分割（当会社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1株を100株に分割する）を行う旨決議し、また、2008年6月26日開催の定時株主総会において、単元株制度を導入し普通株式及び各種の優先株式について単元株式数を100株とする定款の一部変更を決議しております。なお、この株式分割の効力発生日は2009年1月4日であり、株式分割の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

2.「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（2004年法律第88号）施行に伴う端数株式（普通株式0.7株、第2種第一回優先株式0.1株）の切捨て

3.自己株式（乙種第一回優先株式27,220,200株、戊種第一回優先株式957,600株）の消却

4.有償　第三者割当（普通株式75,000千株）発行価額1,382円、資本組入額691円

5.会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく普通株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

6.自己株式（第9種優先株式10,000千株）の消却

7.有償　第三者割当（第6種優先株式3,000千株）発行価額25,000円、資本組入額12,500円

8.会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく第6種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

9.自己株式（第1種第一回優先株式200,000千株）の消却

10.有償　一般募集（普通株式1,237,000千株）発行価格440円、発行価額421.32円、資本組入額210.66円

11.会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく普通株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

12.有償　第三者割当（普通株式63,000千株）発行価格421.32円、資本組入額210.66円

13.自己株式（第1種第一回優先株式75,000千株、第2種第一回優先株式281,780千株、第3種第一回優先株式50,000千株）の消却

14.2013年6月24日付けで、会社法第450条に基づき利益剰余金（その他利益剰余金）の資本組入れの効力が発生し、資本金の額が660,472百万円となっております。

15.2013年6月24日付けで、会社法第447条および第448条に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少の効力が発生しており、資本金および資本準備金の額が、それぞれ50,472百万円となっております。

3. 所有者別状況

(1)普通株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	14	134	84	11,709	523	243	310,615	323,322	—
所有株式数（単元）	1,261	5,424,080	509,701	6,666,910	6,931,718	12,349	5,593,810	25,139,829	974,791
所有株式数の割合（%）	0.01	21.57	2.03	26.52	27.57	0.05	22.25	100.00	—

（注）　1.上記「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の中には、自己株式がそれぞれ641,945単元及び90株含まれております。
2.上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が64単元含まれております。
3.単元未満株式のみを有する単元未満株主は、17,534名であります。

(2)丙種第一回優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	120,000	—	—	—	120,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(3)己種第一回優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	80,000	—	—	—	80,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(4)第3種第一回優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	2,250,000	—	—	—	2,250,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(5)第4種優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	25,200	—	—	—	—	—	25,200	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(6)第5種優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	40,000	—	—	—	—	—	40,000	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(7)第6種優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	3	—	—	—	—	—	3	—
所有株式数（単元）	—	30,000	—	—	—	—	—	30,000	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

4. 大株主の状況

(1)所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12−1 新有楽町ビルヂング内	728,262,500	26.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8−11	105,986,700	3.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	90,342,800	3.26
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13−1	59,241,900	2.13
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7−1 決済事業部)	39,483,700	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8−11	39,095,700	1.41
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16−13)	28,794,841	1.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8−11	27,320,400	0.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16−13)	26,646,271	0.96
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20−3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	24,590,599	0.88
計	—	1,169,765,411	42.23

（注）1.上記のほか、当会社が保有している自己株式が64,194,590株（2.31%）あります。なお、当該自己株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式7,618,400株（0.27%）が含まれておりません。
2.株式会社整理回収機構ほか1名から2013年1月30日付で提出された大量保有（変更）報告書において、預金保険機構が2012年12月19日現在で736,039,400株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合26.57%）を保有している旨が記載されておりますが、当会社としては、2013年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

(2)所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12−1 新有楽町ビルヂング内	7,282,625	27.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8−11	1,059,867	3.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	903,428	3.37
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13−1	552,419	2.06
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7−1 決済事業部)	394,837	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8−11	390,957	1.46
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16−13)	287,948	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8−11	273,204	1.02
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16−13)	266,462	0.99
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20−3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	245,905	0.91
計	—	11,657,652	43.58

5. 議決権の状況

(1)発行済株式

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000	—	各種類の株式の内容は「1.株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,194,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,449,788,400 第3種第一回優先株式 225,000,000	普通株式 24,497,884 第3種第一回優先株式 2,250,000	各種類の株式の内容は「1.株式の総数等」に記載しております。 (注1) (注2)
単元未満株式	普通株式 974,791	—	(注3)
発行済株式総数	2,769,477,691	—	—
総株主の議決権	—	26,747,884	—

(注) 1.上記の「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,400株（議決権64個）および従業員持株会支援信託ESOP保有の株式7,618,400株（議決権76,184個）が含まれております。
2.株主名簿上は、株式会社りそな銀行および株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)および100株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
3.上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式90株が含まれております。

(2)自己株式等

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	64,194,500	—	64,194,500	2.55
計	—	64,194,500	—	64,194,500	2.55

(注) 1.株主名簿上は、株式会社りそな銀行および株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)および100株(議決権1個)あります。
2.「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
3.上記のほか、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式が7,618,400株あります。

■優先出資証券の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
優先出資証券	108,169	—
計	108,169	

■劣後債務の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
永久劣後債務	132,753	
劣後特約付借入金	—	—
劣後特約付社債	132,753	—
期限付劣後債務	471,401	
劣後特約付借入金	37,000	2019年9月～2021年3月
劣後特約付社債	434,401	2015年12月～2027年3月
計	604,154	

リスク管理

〈信用リスク〉

■標準的手法が適用されるポートフォリオに適用する格付

1. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当グループでは、リスク・ウェイトの判定に当たり、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）及びフィッチレーティングスリミテッド（Fitch）の5社を使用しております。なお、これらの格付機関は2013年3月31日現在、金融庁が指定している、バーゼル2における「適格格付機関」であります。

2. エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

当グループでは、下記の相手先・エクスポージャーごとに使用する格付機関を次のとおり定めております。
いずれの場合も、適格格付機関の格付が二以上ある場合で、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときには、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイト（最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイト）を用いております。

相手先・エクスポージャーの種類	使用する格付機関
中央政府・中央銀行 本邦地方公共団体 外国の中央政府等以外の公共部門 国際開発銀行 地方公共団体金融機構 本邦政府関係機関 地方三公社 金融機関 第一種金融商品取引業者	株式会社格付投資情報センター（R&I） 株式会社日本格付研究所（JCR） ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P） フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）
ファンド （複数の資産を裏付とする資産）	同上
証券化商品 ストラクチャードファイナンス	同上
上記以外	株式会社格付投資情報センター（R&I） 株式会社日本格付研究所（JCR） ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）

信用リスク関連データ

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高〈地域別〉・〈業種別〉うち、三月以上延滞又はデフォルト債権・〈残存期間別〉

（単位：百万円）

	2012年3月末					
	計					うち、三月以上延滞又はデフォルト
		貸出金・外国為替等	有価証券	オフ・バランス取引	派生商品取引	
地域別						
国内	46,993,278	29,195,945	11,112,068	4,858,058	1,278,711	950,667
海外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,147,477	427,593	184,719	87,761	125	23,095
計	48,140,755	29,623,539	11,296,788	4,945,819	1,278,837	973,763
業種別						
製造業	3,265,308	2,631,230	287,801	250,800	92,894	132,995
農業, 林業	45,422	44,486	60	872	0	1,547
漁業	1,759	1,630	100	29	—	28
鉱業, 採石業, 砂利採取業	16,106	14,387	891	800	22	316
建設業	664,207	551,818	44,051	66,888	862	51,000
電気・ガス・熱供給・水道業	131,219	104,842	20,817	5,302	256	10
情報通信業	278,093	234,880	19,148	20,089	3,094	31,144
運輸業, 郵便業	550,962	485,362	26,655	31,289	7,551	16,694
卸売業, 小売業	2,649,929	2,270,290	119,396	87,162	157,513	201,506
金融業, 保険業	2,855,981	988,679	289,549	579,943	996,118	7,512
不動産業	4,094,454	3,984,534	27,151	49,696	9,771	221,916
物品賃貸業	421,462	404,129	4,939	11,765	580	3,414
各種サービス業	1,635,450	1,488,088	44,490	88,440	9,499	130,023
個人	10,006,997	9,911,981	—	94,245	—	152,547
我が国の政府・地方公共団体・政府関係機関・地方三公社等	19,249,720	5,643,616	10,034,827	3,570,730	544	—
外国の中央政府・中央銀行等	171,227	949	170,278	—	—	7
その他	954,973	435,034	21,908	—	—	0
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,147,477	427,593	184,719	87,761	125	23,095
計	48,140,755	29,623,539	11,296,788	4,945,819	1,278,837	973,763
残存期間別						
1年以下	7,231,702	3,142,058	2,967,218	985,620	87,767	／
1年超3年以下	4,827,589	2,235,943	2,156,822	137,454	297,368	／
3年超5年以下	5,922,837	2,333,494	3,213,467	38,353	337,521	／
5年超7年以下	2,337,207	1,238,502	790,283	28,697	279,724	／
7年超	16,822,451	14,834,785	1,602,122	109,213	276,330	／
期間の定めのないもの等	9,851,491	5,411,161	382,154	3,558,718	—	／
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,147,477	427,593	184,719	87,761	125	／
計	48,140,755	29,623,539	11,296,788	4,945,819	1,278,837	／

（単位：百万円）

	2013年3月末					
	計					うち、三月以上延滞又はデフォルト
		貸出金・外国為替等	有価証券	オフ・バランス取引	派生商品取引	
地域別						
国内	46,124,014	30,469,811	9,858,810	3,913,565	1,331,851	812,255
海外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,140,540	710,685	58,228	76,196	189	30,905
計	47,264,555	31,180,497	9,917,039	3,989,761	1,332,040	843,160
業種別						
製造業	3,227,002	2,554,055	302,119	318,109	47,368	115,103
農業, 林業	43,923	43,511	40	372	—	1,706
漁業	1,442	1,362	77	2	—	26
鉱業, 採石業, 砂利採取業	14,230	13,017	1,044	130	37	236
建設業	649,373	529,518	45,558	73,268	829	30,475
電気・ガス・熱供給・水道業	149,047	122,102	20,769	5,988	186	0
情報通信業	264,124	221,583	19,840	18,940	1,680	29,279
運輸業, 郵便業	553,330	492,146	26,343	28,703	6,039	39,111
卸売業, 小売業	2,610,359	2,299,028	135,095	87,585	71,687	178,713
金融業, 保険業	2,632,428	960,247	251,785	233,264	1,183,147	5,793
不動産業	4,551,511	4,439,775	25,008	52,701	11,149	179,006
物品賃貸業	514,190	493,127	5,643	14,609	741	3,551
各種サービス業	1,608,118	1,457,723	48,310	91,786	8,480	97,561
個人	10,280,293	10,189,753	—	89,948	—	131,682
我が国の政府・地方公共団体・政府関係機関・地方三公社等	17,793,326	6,204,136	8,715,321	2,873,367	501	—
外国の中央政府・中央銀行等	214,266	797	213,468	—	—	7
その他	1,017,044	447,923	48,382	24,786	—	0
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,140,540	710,685	58,228	76,196	189	30,905
計	47,264,555	31,180,497	9,917,039	3,989,761	1,332,040	843,160
残存期間別						
1年以下	6,460,165	3,035,291	2,531,262	739,116	104,277	／
1年超3年以下	4,043,103	2,204,117	1,387,727	127,799	323,460	／
3年超5年以下	6,073,861	2,488,977	3,211,765	32,291	340,827	／
5年超7年以下	2,784,110	1,519,514	982,413	18,394	263,787	／
7年超	16,937,536	15,212,757	1,325,606	99,673	299,498	／
期間の定めのないもの等	9,825,236	6,009,153	420,037	2,896,288	—	／
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,140,540	710,685	58,228	76,196	189	／
計	47,264,555	31,180,497	9,917,039	3,989,761	1,332,040	／

（注）1.基礎的内部格付手法が適用されるエクスポージャーを記載しております（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除いております）。但し、適用除外とする事業会社ならびに個々の債権額、その合計額、信用リスク・アセットの総額が極めて小さい資産区分等は、内部格付手法の適用除外資産として標準的手法を適用してリスク・アセットを算出しております（子会社の保有する株式については、内部格付手法を適用して適用除外資産に含まれません）。

2.基礎的内部格付手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除前、部分直接償却実施前、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。また、標準的手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除後、部分直接償却実施後、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。

3.「貸出金・外国為替等」には以下の取引を含めて表示しております…現金預け金、コールローン、買入金銭債権、特定取引資産／商品有価証券、貸出金、外国為替等

4.「オフ・バランス取引」は支払承諾見返、コミットメント、信託勘定貸出金等を与信相当額へ引き直した額（CCF勘案後）にて表示しております（CCF=Credit Conversion Factor）。

5.エクスポージャーの種類に掲げる「計」には、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産を含めており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の額とは一致しておりません。

■一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定

（単位：百万円）

	2012年3月期			2013年3月期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
一般貸倒引当金	292,278	△ 57,799	234,478	234,478	△ 34,650	199,828
特定海外債権引当勘定	3	△ 1	2	2	△ 0	1

（注）一般貸倒引当金は、地域別、業種別の区分は行っておりません。

■個別貸倒引当金〈地域別〉・〈業種別〉

（単位：百万円）

	2012年3月期			2013年3月期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
地域別						
国内	130,037	13,162	143,200	143,239	△ 39,774	103,465
海外	—	—	—	—	—	—
計	130,037	13,162	143,200	143,239	△ 39,774	103,465
業種別						
製造業	31,100	1,794	32,895	32,895	△ 16,512	16,382
農業, 林業	57	24	81	81	81	162
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	20	0	20	20	△ 16	3
建設業	2,369	436	2,806	2,806	18	2,824
電気・ガス・熱供給・水道業	1	△ 1	—	—	—	—
情報通信業	8,624	△ 6,815	1,809	1,809	△ 174	1,634
運輸業, 郵便業	953	363	1,316	1,316	2,347	3,664
卸売業, 小売業	37,784	7,807	45,591	45,591	△ 13,001	32,589
金融業, 保険業	1,234	2,106	3,341	3,341	△ 286	3,054
不動産業	7,483	8,975	16,459	16,459	132	16,591
物品賃貸業	257	△ 164	93	93	74	167
各種サービス業	11,796	3,561	15,358	15,358	△ 2,719	12,639
個人	5,014	△ 117	4,897	4,897	△ 475	4,422
我が国の政府・地方公共団体・政府関係機関・地方三公社等	268	△ 75	193	193	△ 193	—
外国の中央政府・中央銀行等	—	—	—	—	—	—
その他	23,070	△ 4,734	18,336	18,376	△ 9,048	9,327
計	130,037	13,162	143,200	143,239	△ 39,774	103,465

（注）1. 業種別の分類を行っているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。
2. 業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

■貸出金償却額〈業種別〉

（単位：百万円）

	2012年3月期	2013年3月期
製造業	7,629	8,464
農業, 林業	56	47
漁業	0	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	7
建設業	4,482	1,094
電気･ガス･熱供給･水道業	0	—
情報通信業	2,854	585
運輸業, 郵便業	446	277
卸売業, 小売業	17,267	9,342
金融業, 保険業	△ 3	△ 3
不動産業	3,015	4,519
物品賃貸業	194	81
各種サービス業	4,652	3,767
個人	2,506	2,177
我が国の政府･地方公共団体･政府関係機関･地方三公社等	—	—
外国の中央政府･中央銀行等	—	—
その他	6,749	4,811
計	49,853	35,175

（注）1. 業種別の分類を行っているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。
2. 業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

【標準的手法が適用されるエクスポージャー】

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

（単位：百万円）

	2012年3月末		2013年3月末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	451	264,586	575	394,578
10%	—	100,918	—	30,009
20%	50,983	2	69,116	2
35%	—	—	—	—
50%	58,348	57	50,037	135
75%	—	53	—	0
100%	392	637,126	4,346	561,161
150%	—	34,553	—	30,575
350%	—	—	—	—
その他	1	—	—	—
計	110,178	1,037,299	124,076	1,016,464
自己資本控除	—	—	—	—

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限定しております。
2. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーは、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高で記載しております。
3. 上記「自己資本控除」は、持株自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号（持株自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る）の規定により自己資本から控除した額であります。

【内部格付手法が適用されるエクスポージャー】

■スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごと残高

(1) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付

（単位：百万円）

スロッティング･クライテリア	残存期間	リスク･ウェイト	2012年3月末	2013年3月末
優	2年半未満	50%	5,263	6,904
	2年半以上	70%	16,101	17,309
良	2年半未満	70%	21,600	12,519
	2年半以上	90%	55,040	100,477
可	期間の別なし	115%	56,918	75,814
弱い	期間の別なし	250%	9,744	2,830
デフォルト	期間の別なし	0%	2,201	1,934
計			166,870	217,790

(2) ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付

（単位：百万円）

スロッティング･クライテリア	残存期間	リスク･ウェイト	2012年3月末	2013年3月末
優	2年半未満	70%	—	2,000
	2年半以上	95%	4,851	2,900
良	2年半未満	95%	374	6,500
	2年半以上	120%	5,731	—
可	期間の別なし	140%	—	10,950
弱い	期間の別なし	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	0%	—	—
計			10,956	22,350

■マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごと残高

（単位：百万円）

リスク･ウェイト	2012年3月末	2013年3月末
300%	10,728	62,698
400%	7,376	7,157
計	18,105	69,856

■事業法人向けエクスポージャー

（単位：百万円）

格付区分	2012年3月末					2013年3月末				
	PD推計値（注1）	LGD推計値（注1）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD	PD推計値（注1）	LGD推計値（注1）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD
ＳＡ・Ａ	0.17%	42.47%	31.43%	2,714,519	490,664	0.16%	43.80%	33.37%	3,001,022	426,267
Ｂ～Ｅ	1.29%	41.86%	79.12%	7,522,585	575,650	1.21%	41.49%	77.43%	7,792,211	527,744
Ｆ・Ｇ	12.72%	41.18%	171.36%	1,298,470	85,216	12.42%	40.98%	169.52%	1,168,337	56,262
デフォルト	100.00%	43.47%	／	698,373	49,781	100.00%	43.36%	／	610,289	23,685
計	／	／	／	12,233,948	1,201,313	／	／	／	12,571,860	1,033,959

（注）1. EADによる加重平均値
2. スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権は含まれておりません。

■ソブリン向けエクスポージャー

（単位：百万円）

格付区分	2012年3月末					2013年3月末				
	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD
ＳＡ・Ａ	0.00%	45.01%	0.38%	15,810,541	3,569,822	0.00%	45.00%	0.42%	15,091,915	2,872,556
Ｂ～Ｅ	1.74%	44.80%	115.29%	41,245	1,482	0.98%	44.76%	105.88%	37,276	1,300
Ｆ・Ｇ	16.95%	37.26%	180.74%	549	134	16.77%	43.43%	242.57%	4,523	69
デフォルト	100.00%	45.00%	／	7	—	100.00%	45.00%	／	7	—
計	／	／	／	15,852,343	3,571,439	／	／	／	15,133,722	2,873,926

（注）EADによる加重平均値

■金融機関等向けエクスポージャー

（単位：百万円）

格付区分	2012年3月末					2013年3月末				
	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD
ＳＡ・Ａ	0.13%	35.88%	20.28%	729,237	578,007	0.12%	43.24%	26.73%	622,703	362,160
Ｂ～Ｅ	0.75%	45.57%	69.66%	29,291	13,034	0.63%	45.82%	61.41%	41,672	12,734
Ｆ・Ｇ	12.06%	32.22%	135.69%	9,314	2,259	11.70%	29.54%	122.92%	10,520	1,926
デフォルト	—	—	／	—	—	—	—	／	—	—
計	／	／	／	767,844	593,301	／	／	／	674,896	376,820

（注）EADによる加重平均値

■PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー

（単位：百万円）

格付区分	2012年3月末			2013年3月末		
	PD推計値（注）	RWの加重平均値	残高	PD推計値（注）	RWの加重平均値	残高
ＳＡ・Ａ	0.17%	143.40%	16,601	0.16%	134.94%	26,787
Ｂ～Ｅ	0.92%	229.23%	3,758	0.70%	211.63%	9,473
Ｆ・Ｇ	12.65%	474.82%	623	11.70%	465.56%	500
デフォルト	100.00%	／	0	100.00%	／	21
計	／	／	20,984	／	／	36,782

（注）残高の加重平均値

■リテール向けエクスポージャー

（単位：百万円）

	2012年3月末						
	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD	コミットメントの未引出額	未引出額に乗ずる掛目の加重平均値
居住用不動産向けエクスポージャー	／	／	／	8,312,474	26,187	—	—
非デフォルト	1.14%	34.01%	30.85%	8,206,524	25,074	—	—
デフォルト	100.00%	34.69%	／	105,949	1,112	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	／	／	124,000	44,157	452,502	9.76%
非デフォルト	3.90%	70.77%	62.23%	123,261	44,107	452,226	9.75%
デフォルト	100.00%	71.77%	／	738	50	275	18.38%
その他リテール向けエクスポージャー	／	／	／	2,075,064	34,817	50,376	23.19%
非デフォルト	1.62%	30.69%	27.44%	1,983,528	33,895	50,156	23.18%
デフォルト	100.00%	38.16%	／	91,535	921	220	25.24%

（注）EADによる加重平均値

（単位：百万円）

	2013年3月末						
	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD	コミットメントの未引出額	未引出額に乗ずる掛目の加重平均値
居住用不動産向けエクスポージャー	／	／	／	8,669,941	23,464	—	—
非デフォルト	1.04%	33.88%	29.41%	8,574,785	22,770	—	—
デフォルト	100.00%	35.41%	／	95,155	693	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	／	／	120,989	45,182	448,883	10.07%
非デフォルト	3.70%	70.38%	60.61%	120,360	45,130	448,590	10.06%
デフォルト	100.00%	72.11%	／	629	52	293	17.73%
その他リテール向けエクスポージャー	／	／	／	2,102,847	31,195	49,335	23.90%
非デフォルト	1.49%	31.07%	27.51%	2,023,658	30,592	49,136	23.89%
デフォルト	100.00%	38.55%	／	79,189	602	198	27.61%

（注）EADによる加重平均値

■直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績対比 (注1)(注2)

（単位：百万円）

	2012年3月期	2013年3月期
りそなホールディングス(連結)	13,816 (注4)	△ 13,075 (注4)
りそな銀行(単体)＋埼玉りそな銀行(単体)＋近畿大阪銀行(単体)	4,478 (注4)	△ 21,438 (注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	44,105	4,924
ソブリン向けエクスポージャー	△ 0	0
金融機関等向けエクスポージャー	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	△ 947	927
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1	△ 0
その他リテール向けエクスポージャー	10,879	8,639
りそな銀行(連結)	△ 6,446 (注4)	△ 28,626 (注4)
りそな銀行(単体)	△ 6,003 (注4)	△ 29,558 (注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	29,721	△ 6,184
ソブリン向けエクスポージャー	△ 0	0
金融機関等向けエクスポージャー	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	△ 603	523
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	5,473	4,831
埼玉りそな銀行(単体)	4,332 (注4)	2,191 (注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	8,235	5,743
ソブリン向けエクスポージャー	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	△ 345	271
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	2,672	1,817
近畿大阪銀行(連結)	7,581 (注4)	7,969 (注4)
近畿大阪銀行(単体)	6,150 (注4)	5,927 (注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	6,148	5,365
ソブリン向けエクスポージャー	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1	132
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1	△ 0
その他リテール向けエクスポージャー	2,734	1,989

（注）1. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用―不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益―を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。

2. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の実績値には含めておりません。

3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の実績値の表示を割愛しております。

4. 適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

要因分析

りそなホールディングスの2013年3月期の与信関連費用は、前年度比268億円減少し、△130億円となっております。
りそな銀行（単体）における破綻懸念先以下の債権回収に加えて、オフバランス等に伴う引当金取崩および償却債権取立益等が、前年度比233億円増加し、△149億円となったことが主因であります。
エクスポージャー区分ごとの状況につきましては、卸売業等に対する貸出金償却額・貸倒引当金が減少したこと等により、事業法人向けエクスポージャーに対する与信関連費用が減少しております。

■長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

（単位：百万円）

	2008年3月末（注4）		2009年3月期
	損失額の推計値	引当控除後（注5）	損失額の実績値（注6）
りそなホールディングス（連結）（注1）（注2）	／	／	181,446（注7）
りそな銀行（単体）＋埼玉りそな銀行（単体）	506,707	△ 23,923	155,193（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	455,032	△ 34,685	105,647
ソブリン向けエクスポージャー	1,628	1,622	52
金融機関等向けエクスポージャー	3,622	3,622	440
居住用不動産向けエクスポージャー	11,039	7,093	△ 26
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	31,084	△ 5,854	9,996
りそな銀行（連結）	／	／	130,148（注7）
りそな銀行（単体）	456,271	△ 29,763	130,777（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	411,770	△ 38,502	90,478
ソブリン向けエクスポージャー	1,433	1,427	52
金融機関等向けエクスポージャー	2,778	2,778	440
居住用不動産向けエクスポージャー	9,930	6,732	△ 106
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	26,058	△ 6,485	8,108
埼玉りそな銀行（単体）	50,436	5,839	24,415（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	43,262	3,816	15,168
ソブリン向けエクスポージャー	194	194	—
金融機関等向けエクスポージャー	843	843	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,108	360	79
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	5,026	631	1,888

（注）1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2008年3月末の期待損失額（EL）を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額（個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額）を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用―不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益―を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

（単位：百万円）

	2009年3月末(注4)		2010年3月期
	損失額の推計値	引当控除後(注5)	損失額の実績値(注6)
りそなホールディングス(連結)（注1）（注2）	／	／	114,650（注7）
りそな銀行(単体)＋埼玉りそな銀行(単体)	552,096	△ 11,819	70,906（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	498,261	△ 28,175	56,033
ソブリン向けエクスポージャー	747	742	△ 111
金融機関等向けエクスポージャー	3,275	3,275	△ 675
居住用不動産向けエクスポージャー	13,096	9,686	1,218
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	28,699	△ 5,307	10,096
りそな銀行(連結)	／	／	54,810（注7）
りそな銀行(単体)	490,781	△ 21,388	54,183（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	444,632	△ 35,867	51,531
ソブリン向けエクスポージャー	461	456	△ 111
金融機関等向けエクスポージャー	3,094	3,094	△ 675
居住用不動産向けエクスポージャー	11,973	9,258	680
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	22,645	△ 6,294	6,868
埼玉りそな銀行(単体)	61,315	9,569	16,723（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	53,628	7,691	4,501
ソブリン向けエクスポージャー	285	285	—
金融機関等向けエクスポージャー	181	181	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,122	428	538
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	6,053	986	3,227

（注）1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2009年3月末の期待損失額（EL）を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額（個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額）を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用―不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益―を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

（単位：百万円）

	2010年3月末（注4）		2011年3月期
	損失額の推計値	引当控除後（注5）	損失額の実績値（注6）
りそなホールディングス（連結）（注1）（注2）	／	／	61,561（注7）
りそな銀行（単体）＋埼玉りそな銀行（単体）＋近畿大阪銀行（単体）（注8）	530,270	△ 16,368	36,818（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	479,069	△ 28,124	19,515
ソブリン向けエクスポージャー	671	667	△ 1
金融機関等向けエクスポージャー	1,849	1,849	—
居住用不動産向けエクスポージャー	9,759	5,526	1,812
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	／	△ 0
その他リテール向けエクスポージャー	33,953	△ 1,200	12,216
りそな銀行（連結）	／	／	17,378（注7）
りそな銀行（単体）	463,701	△ 32,200	17,590（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	420,868	△ 42,576	8,319
ソブリン向けエクスポージャー	514	510	1
金融機関等向けエクスポージャー	1,571	1,571	—
居住用不動産向けエクスポージャー	8,431	5,349	969
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	27,380	△ 1,982	6,470
埼玉りそな銀行（単体）	66,568	15,832	10,762（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	58,200	14,451	6,324
ソブリン向けエクスポージャー	156	156	—
金融機関等向けエクスポージャー	277	277	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,327	177	319
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	6,572	782	2,034
近畿大阪銀行（連結）（注8）	／	／	10,697（注7）
近畿大阪銀行（単体）（注8）	／	／	8,465（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	／	／	4,871
ソブリン向けエクスポージャー	／	／	△ 2
金融機関等向けエクスポージャー	／	／	—
居住用不動産向けエクスポージャー	／	／	523
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	／	△ 0
その他リテール向けエクスポージャー	／	／	3,711

（注）1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2010年3月末の期待損失額（EL）を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額（個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額）を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用―不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益―を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。
8. 近畿大阪銀行は2011年3月末から内部格付手法を適用しているため、2010年3月末の期待損失額（EL）は算出しておりません。

（単位：百万円）

	2011年3月末（注4）		2012年3月期
	損失額の推計値	引当控除後（注5）	損失額の実績値（注6）
りそなホールディングス（連結）（注1）（注2）	／	／	13,816（注7）
りそな銀行（単体）＋埼玉りそな銀行（単体）＋近畿大阪銀行（単体）	534,745	3,096	4,478（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	474,037	△ 1,031	44,105
ソブリン向けエクスポージャー	377	373	△ 0
金融機関等向けエクスポージャー	1,673	1,673	—
居住用不動産向けエクスポージャー	11,450	3,264	△ 947
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	575	568	1
その他リテール向けエクスポージャー	43,024	△ 5,303	10,879
りそな銀行（連結）	／	／	△ 6,446（注7）
りそな銀行（単体）	424,081	△ 14,344	△ 6,003（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	386,655	△ 18,365	29,721
ソブリン向けエクスポージャー	207	203	△ 0
金融機関等向けエクスポージャー	1,532	1,532	—
居住用不動産向けエクスポージャー	7,364	3,797	△ 603
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	24,779	△ 5,041	5,473
埼玉りそな銀行（単体）	61,783	13,720	4,332（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	52,764	11,901	8,235
ソブリン向けエクスポージャー	137	137	—
金融機関等向けエクスポージャー	69	69	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,426	97	△ 345
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	7,368	1,539	2,672
近畿大阪銀行（連結）	／	／	7,581（注7）
近畿大阪銀行（単体）	48,880	3,720	6,150（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	34,616	5,432	6,148
ソブリン向けエクスポージャー	33	33	—
金融機関等向けエクスポージャー	71	71	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,660	△ 630	1
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	575	568	1
その他リテール向けエクスポージャー	10,876	△ 1,802	2,734

（注）1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2011年3月末の期待損失額（EL）を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額（個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額）を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用―不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益―を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

（単位：百万円）

	2012年3月末（注4）		2013年3月期
	損失額の推計値	引当控除後（注5）	損失額の実績値（注6）
りそなホールディングス（連結）（注1）（注2）	／	／	△ 13,075（注7）
りそな銀行（単体）＋埼玉りそな銀行（単体）＋近畿大阪銀行（単体）	489,457	△ 31,127	△ 21,438（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	433,611	△ 29,395	4,924
ソブリン向けエクスポージャー	440	436	0
金融機関等向けエクスポージャー	1,371	1,371	—
居住用不動産向けエクスポージャー	8,817	1,885	927
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	505	498	△ 0
その他リテール向けエクスポージャー	41,398	△ 9,197	8,639
りそな銀行（連結）	／	／	△ 28,626（注7）
りそな銀行（単体）	385,550	△ 40,959	△ 29,558（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	350,130	△ 41,963	△ 6,184
ソブリン向けエクスポージャー	253	249	0
金融機関等向けエクスポージャー	1,189	1,189	—
居住用不動産向けエクスポージャー	6,199	3,332	523
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	24,500	△ 7,037	4,831
埼玉りそな銀行（単体）	58,158	8,862	2,191（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	49,243	8,027	5,743
ソブリン向けエクスポージャー	149	149	—
金融機関等向けエクスポージャー	89	89	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,542	611	271
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	7,121	3	1,817
近畿大阪銀行（連結）	／	／	7,969（注7）
近畿大阪銀行（単体）	45,749	968	5,927（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	34,237	4,539	5,365
ソブリン向けエクスポージャー	37	37	—
金融機関等向けエクスポージャー	92	92	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,075	△ 2,059	132
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	505	498	△ 0
その他リテール向けエクスポージャー	9,777	△ 2,163	1,989

（注）1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2012年3月末の期待損失額（EL）を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額（個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額）を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用―不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益―を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

〈信用リスク削減手法〉

当グループでは、自己資本比率の算出において、持株自己資本比率告示の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当グループが抱える信用リスクを軽減するための手法であり、適格金融資産担保、貸出金と自行預金の相殺（オンバランスシート・ネッティング）、適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）、保証ならびにクレジット・デリバティブが該当しております。

■主な担保の種類

主要な担保の種類は以下のとおりであります。
1. 現金及び自行預金
2. 上場株式
3. 不動産
4. 割引手形勘定の商業手形
5. 債券

■担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保目的物については、質権設定または譲渡担保の方法等により担保権を維持しており、担保物の保管手続ならびに件数管理方法を定める等、適時の実行に必要な措置を講じております。
また、時価が変動する担保については、保全状況を適切に把握するため、定期的に評価額の見直しを実施しております。

■貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

銀行取引約定書等の相殺適状の特約の条項を有する契約に基づき、相殺契約下にある貸出金と非担保の自行預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額としております。
なお、貸出金と自行預金との通貨または期日が異なる場合には、持株自己資本比率告示で定められた方法により相殺額の調整を行っております。

■派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネッティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

派生商品取引及びレポ形式の取引について、相対ネッティング契約である基本契約書（派生商品取引：ISDAマスター契約、レポ形式の取引：日証協雛型「債券貸借取引に関する基本契約書」）を用いるに当たっては、その法的有効性を使用開始当初に確認しており、ISDAマスター契約については各国法律の下での一括清算条項（クローズアウト・ネッティング条項）の法的有効性につき随時見直し・確認を実施しております。
また、個別の契約については締結時にその都度必要に応じて弁護士等に確認の上、コンプライアンスチェックを実施して法的有効性を担保しております。
対象となる取引の種類・範囲については、以下のとおりであります。
取引種類：派生商品取引（金利スワップ、通貨スワップ、金利オプション、FRA、為替フォワード、通貨オプション等）、レポ形式の取引
範囲　　：トレーディング、バンキング勘定

■信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中は特にありません。

■保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

主要な保証人は、被保証債権または原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、国際開発銀行、銀行、第一種金融商品取引業者であります。
なお、クレジット・デリバティブの残高はありません。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

	2012年3月末					2013年3月末				
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	計	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	計
内部格付手法適用エクスポージャー	699,373	2,358,513	2,687,416	—	5,745,304	376,805	2,744,108	2,485,255	—	5,606,169
事業法人向けエクスポージャー	431,604	2,357,172	922,113	—	3,710,890	332,828	2,742,611	823,088	—	3,898,527
ソブリン向けエクスポージャー	102	948	154,183	—	155,234	102	1,190	122,039	—	123,331
金融機関等向けエクスポージャー	267,667	393	—	—	268,060	43,874	307	—	—	44,181
居住用不動産向けエクスポージャー	／	／	811,806	—	811,806	／	／	790,556	—	790,556
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	／	—	—	—	／	／	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	／	／	799,312	—	799,312	／	／	749,571	—	749,571
標準的手法適用エクスポージャー	85,189	／	—	—	85,189	38,365	／	18	—	38,384
計	784,563	2,358,513	2,687,416	—	5,830,493	415,170	2,744,108	2,485,274	—	5,644,553

（注）1. オンバランスシート・ネッティングは含めておりません。
2. ファンドの構成資産に係る信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額は計上しておりません。

〈派生商品取引〉

■派生商品取引及び長期決済期間取引の実績

（単位：百万円）

	2012年3月末					2013年3月末				
	想定元本	時価	グロスの再構築コスト	グロスのアドオン	与信相当額	想定元本	時価	グロスの再構築コスト	グロスのアドオン	与信相当額
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	1,624	△0	0	162	162
金利関連取引										
金利スワップ	52,900,266	43,239	392,423	414,911	807,334	54,079,096	55,613	562,911	364,535	927,446
金利オプション	2,009,115	26,833	26,833	2,139	28,973	1,198,283	18,601	18,601	2,729	21,330
小計	54,909,381	70,072	419,257	417,050	836,307	55,277,380	74,215	581,512	367,264	948,777
通貨関連取引										
通貨スワップ	2,461,030	△56,650	58,503	121,641	180,144	2,126,983	△28,997	39,138	98,396	137,535
通貨オプション	1,323,673	140,756	140,756	54,127	194,883	1,541,490	70,089	70,089	52,480	122,570
先物為替予約	1,436,096	△29,002	25,653	41,847	67,501	1,636,769	29,797	83,261	39,896	123,157
小計	5,220,800	55,102	224,913	217,616	442,529	5,305,244	70,890	192,489	190,773	383,263
小計（ネッティング勘案前）	60,130,182	125,175	644,170	634,666	1,278,837	60,582,624	145,105	774,002	558,038	1,332,040
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果					686,048					785,835
担保による与信相当額削減効果（注3）					△30,268					43,539
計（ネッティング後）					623,056					502,665

（注）1. 与信相当額の算出に当たっては、持株自己資本比率告示の規定に従い、下記の取扱いとしております。
(1)原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出から除いております。
(2)与信相当額は、個々の派生商品取引を時価評価して算出した「グロスの再構築コスト（零を下回らないものに限る）」に、残存期間に応じた相場変動リスク「グロスのアドオン」を加算するカレント・エクスポージャー方式を採用して算出しております。
2. クレジット・デリバティブについては2013年3月末現在、取扱いがありません。
3. 担保付デリバティブ取引に係る与信相当額削減効果の内訳は以下のとおりであります。なお、担保の種類は全て現金担保であります。

差入	17,236 百万円
受取	60,776 百万円
受取－差入	43,539 百万円

〈証券化エクスポージャー〉

証券化エクスポージャー

本ディスクロージャー誌においては、持株自己資本比率告示に沿って証券化エクスポージャーの要件を充足するものを開示しております。
持株自己資本比率告示に定める要件とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する取引（ノン･リコースかつ優先劣後構造）を指しております。これらの中には住宅ローン債権等、当社保有債権の流動化による劣後持分や集団投資スキーム持分で優先劣後構造を有するものが含まれております。なお、特定貸付債権に該当するものは持株自己資本比率告示に沿って除いております。

証券化商品

一方、当社が2013年5月10日に「2013年3月期決算説明資料」において、「証券化商品の保有状況について」として開示した証券化商品は「金融商品会計に関する実務指針」において有価証券として取り扱われるものに加えて、内部管理ベースとして幅広く、直接保有する証券化商品全てを対象としており、証券化エクスポージャーとは必ずしも同一の概念ではありません。

■持株会社グループが保有する証券化商品と証券化エクスポージャー

（単位：百万円）

	商品別		勘定科目別		バーゼル2エクスポージャー区分別	
証券化商品の残高	ABS	466	買入金銭債権	127,370	証券化エクスポージャー	78,264
	CMBS	651	外国債券	10,450	法人等向け	306
	RMBS	142,136	有価証券	5,433	特定貸付債権	102
					リテール向け	2,488
					購入債権	62,093
	小計	143,254	小計	143,254	小計	143,254
	（上記のほかにABCPプログラムにより発行された短期社債を売買目的有価証券として341億円保有しております）					
上記以外の残高	ABCP	4,454	特定取引資産	4,454	証券化エクスポージャー	66,571
	ABL	54,248	貸出金	62,117		
	RMBS	7,868				
	小計	66,571	小計	66,571	小計	66,571
残高（計）	ABCP	4,454	買入金銭債権	127,370	証券化エクスポージャー	144,836
	ABL	54,248	特定取引資産	4,454	法人等向け	306
	ABS	466	外国債券	10,450	特定貸付債権	102
	CMBS	651	有価証券	5,433	リテール向け	2,488
	RMBS	150,004	貸出金	62,117	購入債権	62,093
	合計	209,826	合計	209,826	合計	209,826

証券化エクスポージャーのEAD	140,189	
所要自己資本	4,308	詳細は次頁以降に記載しております。
自己資本控除	4,467	*

ABCP（Asset Backed Commercial Paper、資産担保コマーシャルペーパー）
ABL （Asset Based Lending、責任財産限定特約貸出）
ABS （Asset Backed Securities、資産担保証券）
RMBS（Residential Mortgage Backed Securities、住宅ローン担保証券）
CMBS（Commercial Mortgage Backed Securities、商業用不動産ローン担保証券）
・証券化商品は全てバンキング勘定で保有しております。
・上記に掲げる証券化商品等残高は、2,098億円、B/S全体に占める割合は0.49%であります。
・上記（*）の他に、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額（8,201百万円）を自己資本より控除しております。
・当社では、米国サブプライムローン、及び証券化商品に係る米国金融保証会社（モノライン）に対するエクスポージャーはありません。

■証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当グループでは、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に当たり、持株自己資本比率告示における「外部格付準拠方式」及び「指定関数方式」を用いてその額を算出しております。

■証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当グループは、不算入特例を用いており、マーケット・リスク相当額は算入しておりません。

■持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

証券化目的導管体	種類
エービー・グローバル・ファンディング・リミテッド東京支店	SPC
株式会社マーチ・アセット・マネジメント	SPC

当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーの保有の有無については、「■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー」のとおりであります。

■持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

■証券化取引に関する会計方針

当グループの証券化取引に関する会計処理は、「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」等に従っております。このうち当グループが投資家となる証券化取引については、当該金融資産の時価評価により資産計上する一方、当グループがオリジネーターとなる証券化取引については、次の通り会計処理を行っております。当該金融資産を構成する、将来のキャッシュの流入、回収コスト、信用リスク、期限前償還リスク等の各々の財務構成要素について、以下の要件がすべて充たされることをもって、支配の移転を認め消滅を認識し、留保する財務構成要素は存続を認識しております。

要件
1. 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
2. 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を、直接または、間接に通常の方法で享受できること
3. 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

消滅の認識要件を充たした場合には、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理し、消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産の帳簿価額を按分して計算しております。

また、金融資産の消滅に伴って新たな金融資産または金融負債が発生した場合には、当該金融資産または金融負債は時価により計上しております。

なお、信託または組合等の特別目的会社を用いた証券化取引において、譲渡人である当グループが特別目的会社の発行する証券等の全部または、一部を保有する場合は、当該部分を残存部分として取扱い、金融資産の消滅の認識をしておりません。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当グループは、「外部格付準拠方式」を用いて証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、以下の格付機関を「適格格付機関」として使用しております。なお、これらの格付機関は、2013年3月31日現在、金融庁が指定しているバーゼル2における「適格格付機関」であります。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）
- フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

■内部評価方式を用いている場合には、その概要

当グループは、内部評価方式を用いておりません。

■定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

■持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー

1．保有する証券化エクスポージャーに関する情報

（1）証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	2012年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	—	15,862	23,409	—	—	—	—	—	—	—	39,272	7,169
RW20%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	33
20%超100%以下	—	—	23,409	—	—	—	—	—	—	—	23,409	1,044
100%超1250%未満	—	9,220	—	—	—	—	—	—	—	—	9,220	2,048
自己資本控除(注1)	—	4,042	—	—	—	—	—	—	—	—	4,042	4,042
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	4,840	4,319	—	—	—	—	—	—	—	9,160	9,160

（注）1. 持株自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

（単位：百万円）

	2013年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	—	15,844	—	—	—	—	—	—	—	—	15,844	5,769
RW20%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	33
20%超100%以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100%超1250%未満	—	9,215	—	—	—	—	—	—	—	—	9,215	1,708
自己資本控除(注1)	—	4,028	—	—	—	—	—	—	—	—	4,028	4,028
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	4,509	3,692	—	—	—	—	—	—	—	8,201	8,201

（注）1. 持株自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

（2）再証券化エクスポージャー
該当ありません。

2．原資産に関する情報

（単位：百万円）

	2012年3月末										
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計
原資産の額	—	87,623	36,030	—	—	—	—	—	—	—	123,654
資産譲渡型証券化取引	—	87,623	36,030	—	—	—	—	—	—	—	123,654
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	3,577	44	—	—	—	—	—	—	—	3,622
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引を目的として保有している資産の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（単位：百万円）

	2013年3月末										
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計
原資産の額	—	75,288	—	—	—	—	—	—	—	—	75,288
資産譲渡型証券化取引	—	75,288	—	—	—	—	—	—	—	—	75,288
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	3,326	—	—	—	—	—	—	—	—	3,326
当期の損失額	—	56	—	—	—	—	—	—	—	—	56
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引を目的として保有している資産の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

■持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである場合における信用リスク･アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー

1．保有する証券化エクスポージャーに関する情報

（1）証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	2012年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計 残高	計 所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—	14,471	—	—	53,852	466	2,481	71,271	3,282
RW20%以下	—	—	—	—	14,471	—	—	18,563	—	842	33,876	204
20%超100%以下	—	—	—	—	—	—	—	33,686	—	824	34,510	1,622
100%超1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	1,602	—	—	1,602	173
自己資本控除(注1)	—	—	—	—	—	—	—	—	466	814	1,281	1,281
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 持株自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

（単位：百万円）

	2013年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計 残高	計 所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—	8,308	—	—	48,547	—	1,847	58,703	2,240
RW20%以下	—	—	—	—	8,308	—	—	17,682	—	602	26,592	160
20%超100%以下	—	—	—	—	—	—	—	29,514	—	960	30,474	1,535
100%超1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	1,350	—	—	1,350	258
自己資本控除(注1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	285	285	285
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 持株自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

（2）再証券化エクスポージャー
該当ありません。

2．原資産に関する情報

（単位：百万円）

	2012年3月末										
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計
原資産の額	—	—	—	—	5,044	—	—	67,378	1,781	3,353	77,557
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	5,044	—	—	67,378	1,781	3,353	77,557
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	11	—	—	—	—	5	17
当期の損失額	—	—	—	—	465	—	—	60	559	10	1,095
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額(注)	—	—	—	—	—	—	—	115,151	—	3,229	118,380
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引を目的として保有している資産の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものであります。

（単位：百万円）

	2013年3月末										
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計
原資産の額	—	—	—	—	10,407	—	—	62,812	—	3,005	76,225
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	10,407	—	—	62,812	—	3,005	76,225
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	5
当期の損失額	—	—	—	—	195	—	—	306	—	8	510
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額(注)	—	—	—	—	—	—	—	109,023	—	2,871	111,894
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引を目的として保有している資産の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものであります。

■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャー

該当ありません。

■持株会社グループが投資家である場合における信用リスク･アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー

（1）証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	2012年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	469	62,671	10,804	—	—	—	—	979	—	8	74,933	791
RW20%以下	—	62,671	10,804	—	—	—	—	979	—	8	74,464	452
20%超100%以下	139	—	—	—	—	—	—	—	—	—	139	8
100%超1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除(注1)	330	—	—	—	—	—	—	—	—	—	330	330

（注）1. 持株自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

（単位：百万円）

	2013年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	233	46,635	9,351	—	—	—	—	431	—	—	56,651	502
RW20%以下	—	46,635	9,351	—	—	—	—	431	—	—	56,418	344
20%超100%以下	80	—	—	—	—	—	—	—	—	—	80	5
100%超1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除(注1)	153	—	—	—	—	—	—	—	—	—	153	153

（注）1. 持株自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

（2）再証券化エクスポージャー

（単位：百万円）

	2012年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	—	20,899	—	—	—	—	—	—	—	—	20,899	391
RW20%以下	—	20,685	—	—	—	—	—	—	—	—	20,685	350
20%超100%以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100%超1250%未満	—	214	—	—	—	—	—	—	—	—	214	40
自己資本控除(注1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 持株自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。
保有する再証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法は適用しておりません。

（単位：百万円）

	2013年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	—	13,457	—	—	—	—	—	—	—	—	13,457	262
RW20%以下	—	13,261	—	—	—	—	—	—	—	—	13,261	224
20%超100%以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100%超1250%未満	—	196	—	—	—	—	—	—	—	—	196	37
自己資本控除(注1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 持株自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。
保有する再証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法は適用しておりません。

■持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャー
該当ありません。

〈銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー〉

■連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

	2012年3月末		2013年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式その他これに類する出資･株式等エクスポージャー	478,179	478,179	**607,895**	**607,895**
上記以外の出資･株式等エクスポージャー	79,155	79,155	**76,317**	**76,317**
計	557,335	557,335	**684,213**	**684,213**

■出資・株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2012年3月期	2013年3月期
売却益	11,146	**10,233**
売却損	△7,623	**△3,751**
償却	△1,215	**△14,049**
計	2,307	**△7,567**

（注）連結損益計算書における株式関連損益について記載しております。

■連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
評価損益	114,043	**222,019**

■連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
マーケット･ベース方式（簡易手法）	18,105	**69,856**
マーケット･ベース方式（内部モデル手法）	—	—
PD/LGD方式	20,984	**36,782**
持株自己資本比率告示附則第13条に定める経過措置を適用するエクスポージャー	349,315	**344,491**
標準的手法において債権のリスク･ウェイトがゼロ%とされる事業体に対するエクスポージャー	1	**1**
計	388,406	**451,131**

〈信用リスク・アセットのみなし計算〉

■信用リスク・アセットのみなし計算

（単位：百万円）

	2012年3月末	2013年3月末
信用リスク･アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	25,114	**28,396**

〈銀行勘定における金利リスク〉

■アウトライヤー基準

バーゼル2では、銀行勘定の金利リスクについて、一定のストレス的な金利シナリオの下で発生する経済価値の減少額が広義の自己資本（Tier1＋Tier2）の20%を超えるものを「アウトライヤー基準」とし、これに該当する場合には、リスク額の削減等の対応を求められる場合があります。

当グループのりそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行の各銀行における経済価値の減少額は、以下のとおりであり、アウトライヤー基準に抵触しない結果となっております。

（単位：億円）

	2012年3月末基準		2013年3月末基準	
	経済価値の減少額	自己資本に対する割合	経済価値の減少額	自己資本に対する割合
りそな銀行	427	2.7%	**416**	**2.5%**
埼玉りそな銀行	211	4.8%	**260**	**6.0%**
近畿大阪銀行	45	2.8%	**71**	**4.5%**

（注）1. 経済価値の減少額は、保有期間1年、観測期間5年で計測される信頼区間99%の金利ショックによって計算しております。
2. 満期のない流動性預金の金利リスク計測にあたり、内部モデルを使用しております。

報酬に関する開示事項

■目次

1．当社グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項
（1）「対象役職員」の範囲
①「対象役員」の範囲
②「対象従業員等」の範囲
（ｱ）「主要な連結子法人等」の範囲
（ｲ）「高額の報酬等を受ける者」の範囲
（ｳ）「当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲
（2）対象役職員の報酬等の決定について
①対象役員等の報酬等の決定について
②対象職員の報酬等の決定について
（3）リスク管理部門・コンプライアンス統括部門の職員の報酬等の決定について
（4）報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

2．当社グループの対象役職員の報酬等に関する体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
（1）報酬等に関する方針について
①対象役員等の報酬等に関する方針
（ｱ）当社の取締役及び執行役の報酬等に関する方針
（ｲ）りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の役員の報酬等に関する方針
②対象職員の報酬等に関する方針
（2）報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

3．当社グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項
（1）報酬等の決定におけるリスク勘案方法について
（2）対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について
①業績連動部分の算出方法について
②業績連動部分の調整方法について
③過度の短期的業績連動となっていないことの確認について
④表面的なリスクを減少させるような取引の監視・けん制について

4．当社グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

5．当社グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

■本文

1．当社グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

（1）「対象役職員」の範囲

「報酬告示※」にて開示対象として規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（あわせて「対象役職員」）の範囲は、当社グループにおいては、以下のとおりであります。

※報酬告示：銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（2012年金融庁告示第21号）

①「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当社の取締役及び執行役であります。なお、社外取締役は除いております。

②「対象従業員等」の範囲

「対象従業員等」とは、当社の職員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等であります。

(ｱ)「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社の連結総資産に対する総資産の割合が2%を超えるもの及び当社グループの経営に重要な影響を与える連結子法人等で、具体的には、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行が該当します。

(ｲ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社及びその主要な連結子法人等から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社グループ（当社グループとは、持株会社である当社及びその主要な連結子法人等を指します。以下同じ）では、当社グループ常勤役員の2011年度及び2012年度年間報酬額の2期平均を、役員数で除して算出した20百万円を当該基準額としております。また当該基準額は報酬体系・水準が同一である主要な連結子法人等にも共通して適用しております。

なお、退職一時金については、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに、「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなしております。

(ｳ)「当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社グループの業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。具体的には、当社のリスク管理部門、コンプライアンス統括部門に所属する職員、ならびにりそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を除く）、ならびに役付執行役員である専務執行役員及び常務執行役員のほか、市場部門、リスク管理部門、コンプライアンス統括部門のいずれかを担当する執行役員及び同部門に所属する職員が該当します。

なお、報酬決定プロセス等の違いから、対象役員及び対象従業員等に含まれる主要な連結子法人等の取締役、監査役及び執行役員を「対象役員等」とし、また、対象従業員等から当該法人等の取締役、監査役及び執行役員を除いて対象職員として説明します。

（2）対象役職員の報酬等の決定について

①対象役員等の報酬等の決定について

当社は、委員会設置会社であり、法令上求められる報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬等の内容にかかる決定に関する方針及び個人別の報酬額等を決定します。報酬委員会は、その過半が社外取締役により構成され、業務推進部門からは独立して報酬方針及び個人別の報酬額等を定める権限を有します。

りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行は監査役設置会社であり、取締役の報酬月額の総額および監査役の報酬月額の総額について、株主総会において決定しております。取締役の個人別の報酬月額は、各社の取締役会より委任を受けた代表取締役社長が決定しております。なお、決定にあたっては、持株会社である当社の報酬委員会において定めた取締役の報酬支給基準及び上記報酬月額の総額を踏まえております。また、監査役の個人別の報酬月額については、上記監査役の報酬月額の総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。一方、各社の取締役会において選任している各執行役員の報酬月額については、上記の報酬委員会において定めた報酬支給基準に基づいて各社代表取締役社長が決定しております。

②対象職員の報酬等の決定について

当社グループにおける対象職員の報酬等は、当社グループ各社の経営会議等を経て制定される給与方針に基づいて決定され、支払われております。当該方針は、業務推進部門から独立した当社グループ各社の人事部門においてその制度設計・文書化がなされております。また、当社の主要な連結子法人等の給与方針が変更される場合は、当社人事部門に報告され、当社人事部門がその妥当性を検証しております。

なお、当社の主要な連結子法人等における一部の市場部門のトレーダー等につきましては、職務・職責に応じて、報酬が個別に決定されます。

（3）リスク管理部門・コンプライアンス統括部門の職員の報酬等の決定について

当社グループ各社におけるリスク管理部門・コンプライアンス統括部門の職員の報酬は給与方針に基づき決定され、具体的な支給額は、営業推進部門から独立した各社の人事部門の長等で決定される人事考課に基づき決定されます。

また、人事考課の評価項目は、リスク管理部門・コンプライアンス統括部門の各職員が上司の承認の下、目標を設定した上で、その達成度を評価しており、リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢構築への貢献度を反映する仕組みとなっております。

（4）報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（2012年4月～2013年3月）
報酬委員会（りそなホールディングス）	6回
経営会議（りそな銀行）	3回
経営会議（埼玉りそな銀行）	3回
経営会議（近畿大阪銀行）	2回

（注）1. 報酬委員会の構成員3名のうち2名は社外取締役であり、上記報酬等の総額は記載しておりません。またうち1名は、社外取締役以外の取締役ですが、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。なお、2012年11月4日付で社外取締役以外の取締役1名が退任したことに伴い新たに、社外取締役を報酬委員として選定しましたが社外取締役であり、上記報酬等の総額は記載しておりません。

2. りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の経営会議の開催回数は、対象職員の報酬に関連する議題を含む経営会議の開催回数です。また、経営会議の構成員については報酬の決定にかかる職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記

載しておりません。なお、当該銀行の役員報酬に関しては、その体系・水準を当社の報酬委員会が決定しているため、上記経営会議の議題には含めておりません。

2. 当社グループの対象役職員の報酬等に関する体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

（1）報酬等に関する方針について

①対象役員等の報酬等に関する方針

（ｱ）当社の取締役及び執行役の報酬等に関する方針

当社の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のように定め、この方針に則って個人別の報酬額を決定しております。なお、退職慰労金制度は2004年6月をもって廃止しております。

ａ．取締役の報酬体系

取締役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び職責加算報酬で構成します。

執行役に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。

（イ）役職位別報酬（固定報酬）
役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。

（ロ）業績連動報酬（変動報酬）
取締役の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給します。

（ハ）職責加算報酬（固定報酬）
指名、監査及び報酬の各委員会の構成員たる社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を支給します。

ｂ．執行役の報酬体系

執行役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。

役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、60対40とします。

（イ）役職位別報酬（固定報酬）
役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。

（ロ）業績連動報酬（変動報酬）
執行役の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

（ハ）株式取得報酬（変動報酬）（2010年6月導入）
経営健全化計画等における前年度の税引前当期利益が一定水準を超過達成した場合に、当社株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた執行役は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拠出することにより、当社株式を取得し、退任後1年まで保有します。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。

取締役と執行役を兼務する役員については、執行役としての報酬のみを支給します。

子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する執行役に対しては、執行役としての報酬は支給しません。

（ｲ）りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の役員の報酬等に関する方針

当該銀行の取締役の報酬等については、株主総会において報酬等の月額総額を決定し、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が、その月額総額の範囲内で、各取締役が受ける個人別の報酬等を決定することとしております。

また、当該銀行は、当社の報酬委員会において定めた内容を踏まえ、取締役（非執行）ならびに代表取締役、業務を執行する取締役及び執行役員（以下、代表取締役等）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のとおり定めております。なお、退職慰労金制度は2004年6月をもって廃止しております。

ａ．取締役（非執行）の報酬体系

取締役（非執行）の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬で構成します。代表取締役等に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。

（イ）役職位別報酬（固定報酬）
役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。

（ロ）業績連動報酬（変動報酬）
取締役（非執行）の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給されます。

ｂ．代表取締役等の報酬体系

代表取締役等の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、60対40とします。

（イ）役職位別報酬（固定報酬）
役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。

（ロ）業績連動報酬（変動報酬）
代表取締役等の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

（ハ）株式取得報酬（変動報酬）（2010年6月導入）
経営健全化計画等における前年度の税引前当期利益が一定水準を超過達成した場合に、当社株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた代表取締役等は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拠出することにより、当社株式を取得し、退任後1年まで保有します。

監査役の報酬等については、株主総会において報酬等の月額報酬を決定し、監査役の協議により、その月額総額の範囲内において、監査役が受ける個人別の報酬等を決定することとしております。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。

②対象職員の報酬等に関する方針

対象職員においては、職務・職責に応じた固定給の部分と、業績に連動する部分があり、業績への貢献度等を反映するために、業績考課等に基づき決定されることとなっております。なお報酬等につき、当社人事担当役員は、その体系、業績考課の状況ならびに支払実態を踏まえて、過度の成果主義となっていないことを確認しております。

（2）報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

（対象役員等）

当社グループ全体の報酬額の水準については、当社の報酬委員会において報酬制度上の最大支給額（理論値）を算出し、さらに、役員報酬の支給見込み額と経営健全化計画等との比較を行うことで、グループ全体の財務の健全性及び将来見通しと整合的であること、将来の自己資本の十分性に重大な影響を及ぼさないことを確認しております。

（対象職員）

当社グループの職員の報酬については、当社グループの経営状況を、当社グループの業績ならびに個人の業績考課等に連動して変動する部分及び一時金等に反映することとしており、経営健全化計画等との比較を行うことで、自己資本の十

分性に重大な影響を及ぼさないことを確認しております。また、当期の給与の支払総額と、当期の利益水準や内部留保の状況とを比較し、自己資本比率に重大な影響を及ぼさないことを確認しております。

3. 当社グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

（1）報酬等の決定におけるリスク勘案方法について

（対象役員等）
当社グループの執行役ならびに代表取締役等の業績連動報酬は、前年度の各社の会社業績と個人業績の結果に応じて決定しております。会社業績の評価においては、税引前当期利益のみならず、収益性、健全性及び効率性等の各種経営指標を勘案しております。また、個人業績の評価においては、担当部門で発生しうる諸リスクも考慮した目標に対する達成水準を評価しております。
当社グループの取締役（非執行）の業績連動報酬は、前年度の会社業績に応じて決定しておりますが、個人の報酬等の額のうち、業績連動部分の占める割合は小さいものとなっております。
（対象職員）
当社グループ各社が給与体系の設計ならびにその見直しを行う場合、人事部門がその設計・見直しを行い、経営会議等を経て機関決定を行っております。なお、経営会議の付議にあたっては、統合的リスク管理部署において、健全性維持を目的に、リスク管理上の妥当性、適切性について検証を行っております。

（2）対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

①業績連動部分の算出方法について
（対象役員等）
報酬委員会は、当社グループ全体の役員報酬方針を決定する際に、当社グループの経営方針や経営環境等を勘案し、当該年度の業績連動報酬割合を決定しております。
（対象職員）
当社グループの職員の報酬のうち業績連動部分については、当社グループの業績に基づき、あらかじめ定めた計算方法により決定しております。

②業績連動部分の調整方法について
（対象役員等）
当社グループの対象役員等の業績連動報酬については、各社の会社業績が不振である場合には、あらかじめ定めた計算方法等に基づいてその割合を減額する仕組みとしております。
（対象職員）
当社グループの職員の報酬のうち業績連動部分については、当社グループの業績が不振である場合には、あらかじめ定めた計算方法に基づいて減額する仕組みとしております。

③過度の短期的業績連動となっていないことの確認について
（対象役員等）
当社グループの役員報酬については、報酬委員会が、役員報酬支給基準を定めており、業績連動部分の比率ならびに支払額の妥当性を確認することにより、過度の成果主義となっていないことを確認しております。
（対象職員）
当社グループの職員の報酬については、各社の人事担当役員が、給与体系、業績考課の状況ならびに支払実態を踏まえて、過度の成果主義となっていないことを確認しております。

④表面的なリスクを減少させるような取引の監視・けん制について
当社の主要な連結子法人等であるりそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行では、対象役職員が表面的にリスクを削減するなど、リスク管理と整合的な当社報酬制度の設計趣旨を損ないかねない行為がないか、ミドルオフィス、バックオフィス部門及び監査部門による取引のモニタリングを適時実施しております。

4. 当社グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額
（自 2012年4月1日　至 2013年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額（百万円）	固定報酬の総額			変動報酬の総額			
				基本報酬	その他		基本報酬	一時金等	その他
対象役員（除く社外役員）	14	370	208	208	—	161	161	—	—
対象従業員等	18	411	229	229	—	182	182	—	—

（注）1. 対象役員の報酬額等には、当社の主要な連結子法人等の役員としての報酬額等を含めて記載しております。
2. 基本報酬には、年度中の退職金等（退職一時金を在籍年数で除した金額）を含みます。

5. 当社グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、特段、該当する事項はございません。

－Note－

りそなホールディングス ディスクロージャー誌 2013

本誌は銀行法第52条の29等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

発行　2013年7月
株式会社りそなホールディングス 財務部
（東京本社）
〒135-8582　東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟　電話（03）6704-3111
（大阪本社）
〒540-8608　大阪市中央区備後町2丁目2番1号　電話（06）6268-7400
ホームページアドレス　http://www.resona-gr.co.jp

CONTENTS

開示項目等

銀行法施行規則等による開示項目…… 419
2007年金融庁告示第15号に基づく開示事項(バーゼル2)… 425
2012年金融庁告示第21号に基づく開示事項（報酬関連)… 441
りそなグループの情報開示及び財務報告に関する基本方針 … 442

銀行法施行規則等による開示項目

銀行法施行規則第34条の26	りそなホールディングス
銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1.経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この頁において同じ。）の経営管理に係る体制を含む）	25～30,105
2.資本金及び発行済株式の総数	110,114
3.持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
（1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	121
（2）各株主の持株数	121
（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	121
4.取締役及び執行役の氏名及び役職名	106
銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
5.銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	105,200,201,290,291,361,362
6.銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
（1）名称	107
（2）主たる営業所又は事務所の所在地	107
（3）資本金又は出資金	107
（4）事業の内容	107
（5）設立年月日	107
（6）銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	107
（7）銀行持株会社の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	107
銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
7.直近の事業年度における事業の概況	75
8.直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益	73
（2）経常利益又は経常損失	73
（3）当期純利益若しくは当期純損失	73
（4）包括利益	73
（5）純資産額	73
（6）総資産額	73
（7）連結自己資本比率	73
銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
9.連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	76～87
10.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金	97
（2）延滞債権に該当する貸出金	97
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	97
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	97
11.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項※1	37～59,68,69,109～147
12.銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この項目において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）	92,93
13.法第52条の28第1項の規定により作成した書面（同条第2項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	—
14.銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	76
15.連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	111
報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの※2	148～151

※1 開示項目の詳細については、P425～429をご参照ください。
※2 開示項目の詳細については、P441をご参照ください。

	りそな ホールディングス
事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この項目において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	—

銀行法施行規則第19条の2（単体ベース）	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項			
1.経営の組織	25～30,201	25～30,291	25～30,362
2.持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項			
（1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	218	299	374
（2）各株主の持株数	218	299	374
（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	218	299	374
3.取締役及び監査役の氏名及び役職名	202	292	363
4.営業所の名称及び所在地	205～209	293～295	365,366
5.当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項			
（1）当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	209	295	366
（2）当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	209	295	366
銀行の主要な業務の内容（信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。）	200	290	361
銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの			
6.直近の事業年度における事業の概況	175	264	340
7.直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項			
（1）経常収益	174	263	339
（2）経常利益又は経常損失	174	263	339
（3）当期純利益若しくは当期純損失	174	263	339
（4）資本金及び発行済株式の総数	174	263	339
（5）純資産額	174	263	339
（6）総資産額	174	263	339
（7）預金残高	174	263	339
（8）貸出金残高	174	263	339
（9）有価証券残高	174	263	339
（10）単体自己資本比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率）	174	263	339
（11）配当性向	174	263	339
（12）従業員数	174	263	339
（13）信託報酬	174	—	—
（14）信託勘定貸出金残高	174	—	—
（15）信託勘定有価証券残高	174	—	—
（16）信託財産額	174	—	—
8.直近の2事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率	186	278	350
9.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの次に掲げる事項			
（1）資金運用収支	187	279	351
（2）役務取引等収支	189	281	353
（3）特定取引収支	189	—	—
（4）その他業務収支	189	281	353
10.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の次に掲げる事項			
（1）平均残高	187	279	351
（2）利息	187	279	351
（3）利回り	187	279	351
（4）資金利ざや	189	281	353
11.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	188	280	352
12.直近の2事業年度における次に掲げる事項			
（1）総資産経常利益率及び資本経常利益率	174	263	339
（2）総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	174	263	339
13.直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金・定期性預金・譲渡性預金その他の預金の平均残高	190	282	354
14.直近の2事業年度における固定金利定期預金・変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	190	282	354

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
15.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	191	283	355
16.直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	191	283	355
17.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額	192	284	356
18.直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	192	284	356
19.直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	192	284	356
20.直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	192	284	356
21.直近の2事業年度における特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残高の5%以上を占める国別の残高	192	284	356
22.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	190	283	355
23.直近の2事業年度における商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。）	—	288	359
24.直近の2事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	195	288	359
25.直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高	195	288	359
26.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	190	283	355
27.直近の2事業年度における金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第8号の7の信託財産残高表（注記事項を含む。）	196	—	—
28.直近の2事業年度における金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高	196,197	—	—
29.直近の2事業年度における元本補塡契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高	197	—	—
30.直近の2事業年度における信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	197	—	—
31.直近の2事業年度における金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	197	—	—
32.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高	197	—	—
33.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	197	—	—
34.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	198	—	—
35.直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	198	—	—
36.直近の2事業年度における業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	198	—	—
37.直近の2事業年度における中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	198	—	—
38.直近の2事業年度における金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高	198	—	—
銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項			
39.リスク管理の体制	37～59,66～67	37～59,66,67	37～59,66,67
40.法令遵守の体制	31～36	31～36	31～36
41.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	60～65	60～65	60～65
42.法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	36	36	36

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項			
43.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	176～181	265～272	341～346
44.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額			
（1）破綻先債権に該当する貸出金	193	285	357
（2）延滞債権に該当する貸出金	193	285	357
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	193	285	357
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	193	285	357
45.元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	197	—	—
46.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項※1	37～59,68, 69,238～256	37～59,68, 69,297～315	37～59,68, 69,390～403
47.有価証券に関する次に掲げる事項			
（1）取得価額又は契約価額	182,183	273,274	347,348
（2）時価	182,183	273,274	347,348
（3）評価損益	182,183	273,274	347,348
48.金銭の信託に関する次に掲げる事項			
（1）取得価額又は契約価額	183	274	348
（2）時価	183	274	348
（3）評価損益	183	274	348
49.第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項			
（1）取得価額又は契約価額	184,185	275,276	349
（2）時価	184,185	275,276	349
（3）評価損益	184,185	275,276	349
50.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	193	285	357
51.貸出金償却の額	193	285	357
52.法第20条第1項の規定により作成した書面（同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	—	—	341
53.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	176	265	—
54.単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	239	—	—
報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの※2	257～260	316～319	404～407
事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この項目において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	—	—	—

※1 開示項目の詳細については、P430～435をご参照ください。
※2 開示項目の詳細については、P441をご参照ください。

銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）

	りそな銀行	近畿大阪銀行
銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項		
1.銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	203	364
2.銀行の子会社等に関する次に掲げる事項		
（1）名称	204	364
（2）主たる営業所又は事務所の所在地	204	364
（3）資本金又は出資金	204	364
（4）事業の内容	204	364
（5）設立年月日	204	364
（6）銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	204	364
（7）銀行の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	204	364
銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		
3.直近の事業年度における事業の概況	155	323
4.直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
（1）経常収益	155	323
（2）経常利益又は経常損失	155	323
（3）当期純利益若しくは当期純損失	155	323
（4）包括利益	155	323
（5）純資産額	155	323
（6）総資産額	155	323
（7）連結自己資本比率	155	323
銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
5.連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	156～166	324～332
6.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
（1）破綻先債権に該当する貸出金	173	338
（2）延滞債権に該当する貸出金	173	338
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	173	338
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	173	338
7.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項※1	37～59,68,69,211～237	37～59,68,69,369～389
8.銀行及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下、この項目において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）	171,172	336,337
9.法第20条第2項の規定により作成した書面（同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	—	—
10.連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	156	—
11.連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	213	—
報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの※2	257～260	404～407
事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	—	—

※1 開示項目の詳細については、P436～440をご参照ください。
※2 開示項目の詳細については、P441をご参照ください。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権	173,193	285	338,357
2.危険債権	173,193	285	338,357
3.要管理債権	173,193	285	338,357
4.正常債権	173,193	285	338,357

2007年金融庁告示第15号に基づく開示事項（バーゼル2）

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2007年金融庁告示第15号）】

銀行法施行規則第34条の26	りそなホールディングス
定性的な開示事項	
1.連結の範囲に関する次に掲げる事項	
（1）持株自己資本比率告示第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点	109
（2）持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	109
（3）持株自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容	109
（4）持株自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	109
（5）法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	109
（6）持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	109
2.自己資本調達手段の概要	113～122
3.持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	69
4.信用リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	42～49
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）	123
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	123
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①使用する内部格付手法の種類	68
②内部格付制度の概要	44,45
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
（i）事業法人向けエクスポージャー （特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	44,45
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	44,45
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	44,45
（iv）株式等エクスポージャー （株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	45
（v）居住用不動産向けエクスポージャー	45
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	45
（vii）その他リテール向けエクスポージャー	45
5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	49,137
6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	49
7.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及びリスク特性の概要	48,49
（2）持株自己資本比率告示第227条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要	48,49
（3）信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	48,49
（4）証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	140
（5）証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	140
（6）持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別	140
（7）持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	140
（8）証券化取引に関する会計方針	140
（9）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	140

	りそなホールディングス
（10）内部評価方式を用いている場合には、その概要	140
（11）定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	140
8.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	55
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	68
9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	53,80
10.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	53
（2）持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要	53
定量的な開示事項	
11.持株自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	109
12.自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
（1）連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額	110
①資本金及び資本剰余金	110
②利益剰余金	110
③連結子法人等の少数株主持分の合計額	110
④持株自己資本比率告示第17条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	110
⑤基本的項目の額のうち①から④までに該当しないもの	110
⑥持株自己資本比率告示第17条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	110
⑦持株自己資本比率告示第17条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	110
⑧持株自己資本比率告示第17条第6項の規定により基本的項目から控除した額	110
（2）持株自己資本比率告示第18条に定める補完的項目の額及び持株自己資本比率告示第19条に定める準補完的項目の額の合計額	110
（3）持株自己資本比率告示第20条に定める控除項目の額	110
（4）連結における自己資本の額	110
13.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	112
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	112
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
（i）事業法人向けエクスポージャー	112
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	112
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	112
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー	112
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	112
（vi）その他リテール向けエクスポージャー	112
③証券化エクスポージャー	112
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	112
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	112
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	112
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	112
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	112
（3）信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	112
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	112
①標準的方式	―
②内部モデル方式	―

	りそな ホールディングス
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	112
①粗利益配分手法	112
（6）連結自己資本比率及び連結基本的項目比率	110
（7）連結総所要自己資本額	110
14.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	124,125
（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
①地域別	124,125
②業種別又は取引相手の別	124,125
③残存期間別	124,125
（3）三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	124,125
①地域別	124,125
②業種別又は取引相手の別	124,125
（4）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	126
①地域別	126
②業種別又は取引相手の別	126
（5）業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	127
（6）標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに持株自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号（持株自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	127
（7）内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、持株自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	128
（8）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）	
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値	129
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	129
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次のいずれかの事項	
（ⅰ）プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	130
（ⅱ）適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	―
（9）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	131
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	132～136

	りそなホールディングス
15.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
（1）標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	137
①適格金融資産担保	137
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	137
（2）標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	137
16.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
（1）与信相当額の算出に用いる方式	138
（2）グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	138
（3）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	138
（4）（2）に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から（3）に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	138
（5）担保の種類別の額	138
（6）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	138
（7）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	138
（8）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	138
17.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（1）持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	142,144
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	142,144
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	142,144
④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	142,144
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	142,144
⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	141,143
⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	141,143
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	141,143
⑨持株自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	141,143
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
（ⅰ）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	142,144
（ⅱ）持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	142,144

	りそな ホールディングス
（ⅲ）持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	142,144
⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	141,143
⑫持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	141,143
（2）持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	145,146
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	145,146
③持株自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	145,146
④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	145,146
⑤持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	145,146
（3）持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	142,144
（4）持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	146
18.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（1）連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	147
①上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）	147
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	147
（2）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	147
（3）連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	147
（4）連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	147
（5）持株自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	147
19.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	147
20.銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	147

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2007年金融庁告示第15号）】

銀行法施行規則第19条の2（単体ベース）

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
定性的な開示事項			
1.自己資本調達手段の概要	215～219	299,300	372～375
2.銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	69	69	69
3.信用リスクに関する次に掲げる事項			
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	42～49	42～49	42～49
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項			
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	220	301	376
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	220	301	376
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項			
①使用する内部格付手法の種類	68	68	68
②内部格付制度の概要	44,45	44,45	44,45
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）			
（i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	44,45	44,45	44,45
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	44,45	44,45	44,45
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	44,45	44,45	44,45
（iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	45	45	45
（v）居住用不動産向けエクスポージャー	45	45	45
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	45	45	45
（vii）その他リテール向けエクスポージャー	45	45	45
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	49,229	49,309	49,384
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	49	49	49
6.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
（1）リスク管理の方針及びリスク特性の概要	48,49	48,49	48,49
（2）自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要	48,49	48,49	48,49
（3）信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	48,49	48,49	48,49
（4）証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	231	311	386
（5）証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	231	311	386
（6）銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別	231	311	386
（7）銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	231	311	386
（8）証券化取引に関する会計方針	231	311	386
（9）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	231	311	386
（10）内部評価方式を用いている場合には、その概要	231	311	386
（11）定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	231	311	386
7.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項			
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	55	55	55
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	68	68	68

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	53,179	53,268	53,343
9.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項			
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	53	53	53
（2）銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	53	53	53
定量的な開示事項			
10.自己資本の構成に関する次に掲げる事項			
（1）基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	238	297	390
①資本金及び資本剰余金	238	297	390
②利益剰余金	238	297	390
③自己資本比率告示第40条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	238	297	390
④基本的項目の額のうち①から③までに該当しないもの	238	297	390
⑤自己資本比率告示第40条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	238	297	390
⑥自己資本比率告示第40条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	238	297	390
⑦自己資本比率告示第40条第7項の規定により基本的項目から控除した額	238	—	—
（2）自己資本比率告示第41条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第42条に定める準補完的項目の額の合計額	238	297	390
（3）自己資本比率告示第43条に定める控除項目の額	238	297	390
（4）自己資本の額	238	297	390
11.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項			
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	240	298	391
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	240	298	391
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）			
（i）事業法人向けエクスポージャー	240	298	391
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	240	298	391
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	240	298	391
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー	240	298	391
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	240	298	391
（vi）その他リテール向けエクスポージャー	240	298	391
③証券化エクスポージャー	240	298	391
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	240	298	391
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	240	298	391
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	240	298	391
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	240	298	391
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	240	298	391
（3）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	240	298	391

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	240	298	391
①標準的方式	—	—	—
②内部モデル方式	—	—	—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	240	298	391
①粗利益配分手法	240	298	391
（6）単体自己資本比率及び単体基本的項目比率	238	297	390
（7）単体総所要自己資本額	238	297	390
12.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項			
（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	241,242	302,303	392,393
（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳			
①地域別	241,242	302,303	392,393
②業種別又は取引相手の別	241,242	302,303	392,393
③残存期間別	241,242	302,303	392,393
（3）三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳			
①地域別	241,242	302,303	392,393
②業種別又は取引相手の別	241,242	302,303	392,393
（4）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	243	304	394
①地域別	243	304	394
②業種別又は取引相手の別	243	304	394
（5）業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	244	304	394
（6）標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第43条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	244	305	395
（7）内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	245	305	395
（8）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）			
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値	246	306	396
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	246	306	396

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次のいずれかの事項			
（ｉ）プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	247	307	397
（ⅱ）適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—	—	—
（9）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	248	308	398
（10）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	248	308	398
13.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項			
（1）標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	249	309	399
①適格金融資産担保	249	309	399
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	249	309	399
（2）標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	249	309	399
14.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項			
（1）与信相当額の算出に用いる方式	250	310	400
（2）グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	250	310	400
（3）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	250	310	400
（4）（2）に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から（3）に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	250	310	400
（5）担保の種類別の額	250	310	400
（6）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	250	310	400
（7）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	250	310	400
（8）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	250	310	400

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
15.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
（1）銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	252,254	313,314	401
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	252,254	313,314	401
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	252,254	313,314	401
④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	252,254	313,314	401
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	252,254	313,314	401
⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	251,253	312,314	401
⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	251,253	312,314	401
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	251,253	312,314	401
⑨自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	251,253	312,314	401
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）			
（ⅰ）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	252,254	313,314	401
（ⅱ）銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	252,254	313,314	401
（ⅲ）銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	252,254	313,314	401
⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	251,253	312,314	401
⑫自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	251,253	312,314	401
（2）銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	255	314	401,402
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	255	314	401,402
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	255	314	401,402
④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	255	314	402

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
⑤自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	255	314	401,402
（3）銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	252,254	313,314	401
（4）銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	255	314	402
16.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
（1）貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	256	315	403
①上場株式等エクスポージャー	256	315	403
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	256	315	403
（2）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	256	315	403
（3）貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	256	315	403
（4）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	256	315	403
（5）自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	256	315	403
17.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	256	315	403
18.銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	256	315	403

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2007年金融庁告示第15号）】

銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）	りそな銀行	近畿大阪銀行
定性的な開示事項		
1.連結の範囲に関する次に掲げる事項		
（1）自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点	211	369
（2）連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	211	369
（3）自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容	211	369
（4）自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	211	369
（5）銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	211	369
（6）連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	211	369
2.自己資本調達手段の概要	215～219	372～375
3.連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	69	69
4.信用リスクに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	42～49	42～49
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	220	376
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	220	376
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		
①使用する内部格付手法の種類	68	68
②内部格付制度の概要	44,45	44,45
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）		
（i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	44,45	44,45
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	44,45	44,45
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	44,45	44,45
（iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	45	45
（v）居住用不動産向けエクスポージャー	45	45
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	45	45
（vii）その他リテール向けエクスポージャー	45	45
5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	49,229	49,384
6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	49	49
7.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及びリスク特性の概要	48,49	48,49
（2）自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要	48,49	48,49
（3）信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	48,49	48,49
（4）証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	231	386
（5）証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	231	386
（6）連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別	231	386
（7）連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	231	386
（8）証券化取引に関する会計方針	231	386

	りそな銀行	近畿大阪銀行
（9）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	231	386
（10）内部評価方式を用いている場合には、その概要	231	386
（11）定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	231	386
8.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	55	55
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	68	68
9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	53,160	53,327
10.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	53	53
（2）連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	53	53
定量的な開示事項		
11.自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	211	369
12.自己資本の構成に関する次に掲げる事項		
（1）基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	212	370
①資本金及び資本剰余金	212	370
②利益剰余金	212	370
③連結子法人等の少数株主持分の合計額	212	370
④自己資本比率告示第28条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	212	370
⑤基本的項目の額のうち（1）から（4）までに該当しないもの	212	370
⑥自己資本比率告示第28条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	212	370
⑦自己資本比率告示第28条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	212	370
⑧自己資本比率告示第28条第6項の規定により基本的項目から控除した額	212	—
（2）自己資本比率告示第29条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第30条に定める準補完的項目の額の合計額	212	370
（3）自己資本比率告示第31条に定める控除項目の額	212	370
（4）自己資本の額	212	370
13.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項		
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	214	371
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	214	371
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）		
（i）事業法人向けエクスポージャー	214	371
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	214	371
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	214	371
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー	214	371
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	214	371
（vi）その他リテール向けエクスポージャー	214	371
③証券化エクスポージャー	214	371
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	214	371
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	214	371
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	214	371
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	214	371
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	214	371

	りそな銀行	近畿大阪銀行
（3）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	214	371
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	214	371
①標準的方式	—	—
②内部モデル方式	—	—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	214	371
①粗利益配分手法	214	371
（6）連結自己資本比率及び連結基本的項目比率	212	370
（7）連結総所要自己資本額	212	370
14.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項		
（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	221,222	377,378
（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳		
①地域別	221,222	377,378
②業種別又は取引相手の別	221,222	377,378
③残存期間別	221,222	377,378
（3）三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳		
①地域別	221,222	377,378
②業種別又は取引相手の別	221,222	377,378
（4）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）.	223	379
①地域別	223	379
②業種別又は取引相手の別	223	379
（5）業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	224	379
（6）標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第31条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	224	380
（7）内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	225	380
（8）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）		
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値	226	381
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	226	381
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次のいずれかの事項		
（ⅰ）プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	227	382
（ⅱ）適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—	—

	りそな銀行	近畿大阪銀行
（9）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	228	383
（10）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	228	383
15.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項		
（1）標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	229	384
①適格金融資産担保	229	384
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	229	384
（2）標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	229	384
16.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項		
（1）与信相当額の算出に用いる方式	230	385
（2）グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	230	385
（3）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	230	385
（4）（2）に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から（3）に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	230	385
（5）担保の種類別の額	230	385
（6）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	230	385
（7）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	230	385
（8）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	230	385
17.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
（1）連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	232,234	387
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	232,234	387
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	232,234	387
④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	232,234	387
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	232,234	387
⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	232,234	387

	りそな銀行	近畿大阪銀行
⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	232,234	387
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	232,234	387
⑨自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	232,234	387
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）		
（ⅰ）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	233,235	387
（ⅱ）連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	233,235	387
（ⅲ）連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	233,235	387
⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	232,234	387
⑫自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	232,234	387
（2）連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	236	387,388
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	236	387,388
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	236	387,388
④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	236	388
⑤自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	236	387,388
（3）連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	233,235	387
（4）連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	236	388
18.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
（1）連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	237	389
①上場株式等エクスポージャー	237	389
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	237	389
（2）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	237	389
（3）連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	237	389
（4）連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	237	389
（5）自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	237	389
19.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	237	389
20.銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	237	389

2012年金融庁告示第21号に基づく開示事項（報酬関連）

【銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（2012年金融庁告示第21号）】

銀行法施行規則第34条の26	りそなホールディングス
1.対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項	149
2.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項	150
3.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項	151
4.対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項	151
5.前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項	151

【銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（2012年金融庁告示第21号）】

銀行法施行規則第19条の2（単体ベース） 銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
1.対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項	258	317	405
2.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項	259	318	406
3.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項	260	319	407
4.対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項	260	319	407
5.前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項	260	319	407

情報開示及び財務報告に関する基本方針

りそなグループは、公平かつ適時・適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに情報開示統制の有効性確保を目的として、情報開示及び財務報告に関する基本方針を定めています。同方針の主な内容は以下の通りです。

基本姿勢

1.国内外のお客さま・株主・投資家等が当グループの状況を正確に認識し判断できるよう、より広く、継続して、分かり易い情報開示及び財務報告に努める。

2.金融商品取引法及び当社の有価証券を上場している金融商品取引所の規則、並びに会社法及び銀行法その他の関係諸法令・規則等を遵守する。

3.内容、時間、手法等の適時・適切性を確保すべく、金融商品取引所の情報システム、当グループのウェブサイト、各種印刷物など様々なツールを積極的に活用する。

4.情報開示統制の整備・運用に努め、不断の改善を実施する。

情報開示及び財務報告のための体制と役割

取締役会は、本基本方針の制定、見直しを行うとともに、代表執行役及び執行役等が行う情報開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を適切に監督する。

監査委員会は、執行役の職務の執行に対する監査の一貫として、独立した立場から、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視する。

代表執行役は、情報開示の適切性及び財務報告の信頼性に関する最終責任を有し、内部統制の有効性を確保するべく最適な整備・運用を行う。

以上

2005年6月制定

2005年7月改定

2006年5月改定

2008年2月改定

上記「情報開示及び財務報告に関する基本方針」は、りそなグループにおける情報開示及び財務報告に関する基本方針を対外的に表明するものであり、プライバシーを侵害する情報等、開示が不適切と判断された情報の取り扱いについてはこの指針の対象ではありません。

また、りそなグループが開示する情報の中には、将来に関する記述（将来情報）が含まれることがありますが、こうした将来情報は、次のような要因により重要な変動を受ける可能性があります。すなわち、本邦における株価水準の変動、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈に係る展開及び変更、新たな企業倒産の発生、日本及び海外の経済環境の変動、並びにりそなグループのコントロールの及ばない要因等が考えられます。こうした将来情報は、将来の業績その他の動向について保証するものではなく、また実際の結果に比べて違いが生じる可能性があることにご留意ください。

国内ネットワーク

	りそな	埼玉りそな	近畿大阪	合　計	関東圏	関西圏
有人店舗数	338	127	128	593	297	276
無人店舗数	511	301	25	837	512	304
店舗数合計	849	428	153	1,430	809	580

※有人店舗は、口座振替専門支店、払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店、住宅ローン支店、証券信託業務支店、年金管理サービス支店、外国為替業務室、東京外国事務センター、信託サポートオフィスを除き、ローン債権管理支店を含む
※無人店舗は、共同出張所を除く
※りそな銀行の無人店舗は、バンクタイムATM2,788ヵ店を除く
＊関東圏:東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県
＊関西圏:大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県

ATMネットワーク

時間外手数料無料のATM
7,699台

※バンクタイム含む

提携コンビニATM
40,554台

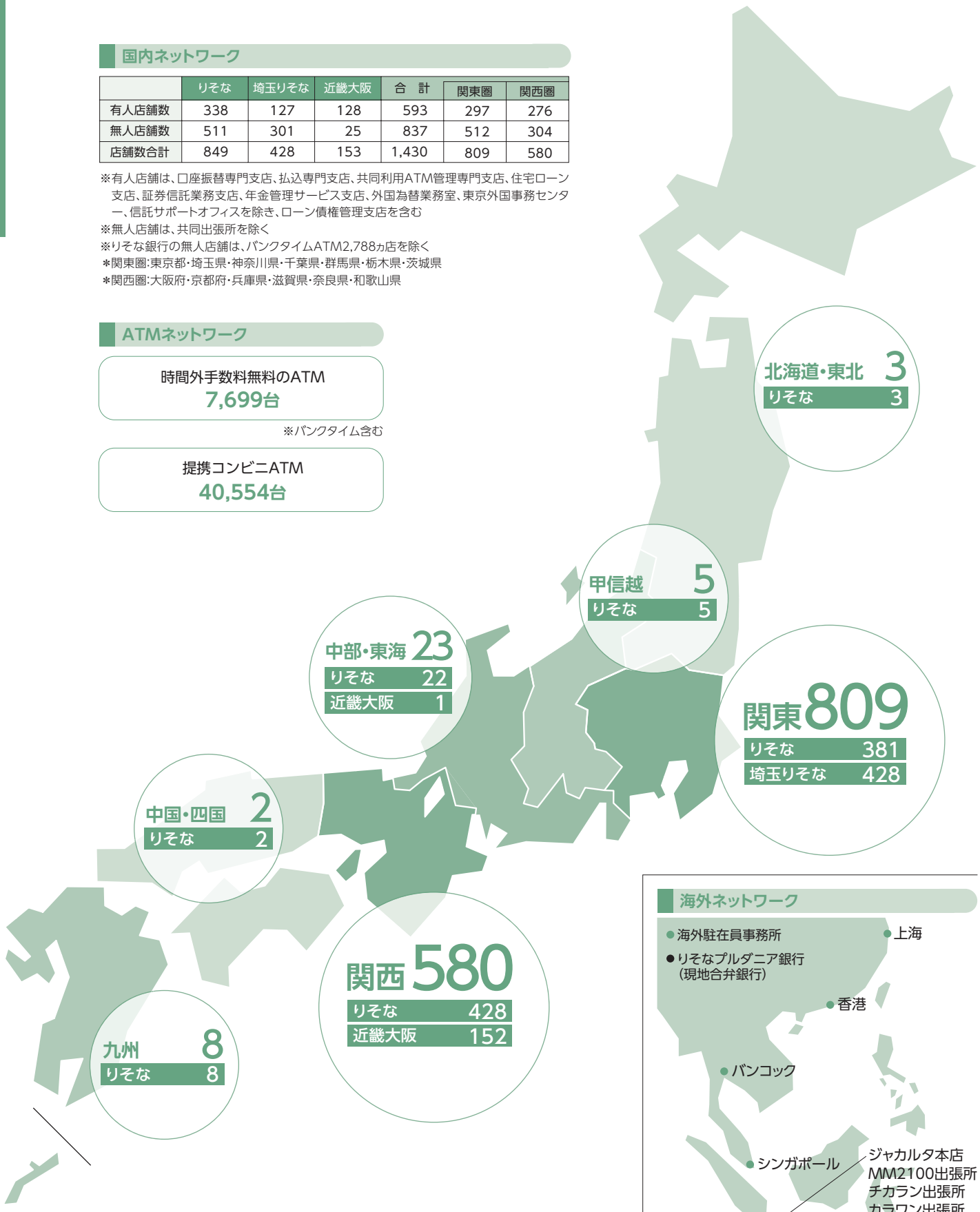

海外ネットワーク

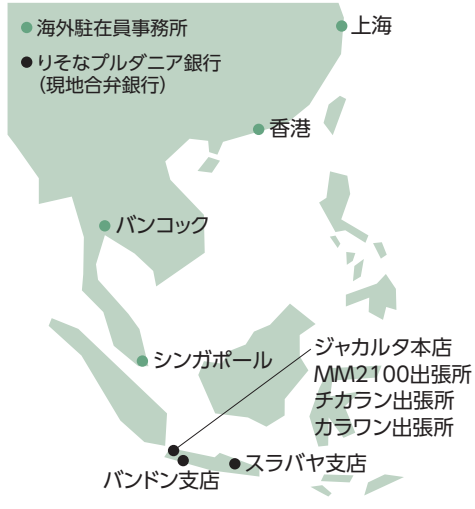

2013年3月31日現在

プロフィール

2013年3月末現在

りそなホールディングスの概要

商号	株式会社りそなホールディングス
代表者	社長　東和浩（2013年4月1日現在）
本店所在地	東京都江東区木場1丁目5番65号
設立	2001年12月
資本金	3,404億円
従業員数	16,826人（連結） 533人（単体）
事業内容	グループの経営戦略、営業戦略等の策定、グループ内の経営資源の配分及び子会社各社の経営管理等
ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/

りそな銀行の概要

商号	株式会社りそな銀行
代表者	社長　東和浩（2013年4月1日現在）
本店所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
設立	1918年5月
資本金	2,799億円
株主（持株比率）	株式会社りそなホールディングス（100%）
有人店舗数	338店
従業員数	9,756人（連結） 9,507人（単体）
預金残高	21兆2,825億円
貸出金残高	17兆4,407億円（銀行勘定）
ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/

埼玉りそな銀行の概要

商号	株式会社埼玉りそな銀行
代表者	社長　上條正仁
本店所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号
設立	2002年8月
資本金	700億円
株主（持株比率）	株式会社りそなホールディングス（100%）
有人店舗数	127店（うち埼玉県内126店）
従業員数	3,195人
預金残高	10兆9,116億円
貸出金残高	6兆6,310億円
ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/saitamaresona/

近畿大阪銀行の概要

商号	株式会社近畿大阪銀行
代表者	社長　中前公志（2013年4月1日現在）
本店所在地	大阪市中央区城見1丁目4番27号
設立	1950年11月
資本金	389億円
株主（持株比率）	株式会社りそなホールディングス（100%）
有人店舗数	128店
従業員数	2,213人（連結） 2,173人（単体）
預金残高	3兆2,502億円
貸出金残高	2兆5,569億円
ホームページ	http://www.kinkiosakabank.co.jp/

格付情報

	Moody's		S&P		R&I		JCR	
	長期	短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期
りそなホールディングス	—	—	—	—	A	—	—	—
りそな銀行	A2	P-1	A	A-1	A+	a-1	A+	J-1+
埼玉りそな銀行	A2	P-1	—	—	A+	—	A+	J-1+
近畿大阪銀行	A2	P-1	—	—	—	—	—	—